

平成24年第3回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成24年6月12日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月12日午前9時1分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 主 幹 監 理 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 総 合 政 策 課 主 幹 総 務 財 政 課 主 幹 総 務 財 政 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 経 済 建 設 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 宮 崎 充 弘 太 田 正 治 今 村 雅 勇 島 野 千 洋 巳 波 規 秀 西 谷 英 輝 川 西 英 輝 中 村 九 啓 今 田 良 弘 北 川 貴 司 北 川 晃 生

	経済建設課主幹 寺 口 嘉 彦 教育委員会総務課主幹 松 村 嘉 容 上下水道課主幹 川 口 博 司
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西 脇 洋 貴 主 幹 田 中 裕 美 書 記 田 中 政 子
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	2 番	戎井 政弘	1 小学校再編成について	
2	1 2 番	馬本 隆夫	1 (仮称) 定住化促進に対する固定資産税の減免 条例の創設を 2 遅れている地籍調査事業について 3 みそづくり加工室の設置を	
3	8 番	窪 和子	1 防災・減災の為に命を守る公共投資を 2 通学路の安全対策について 3 若い世帯の定住化対策として、持家取得補助制度 等の創設について 4 コミュニティバスの早期ダイヤに直しについて	
4	6 番	山口 昌亮	1 国道168号の森脇橋以北の歩道設置について 2 老朽化した下水道管の改善対策を 3 就学前教育・保育の充実のために	
5	3 番	奥田 幸男	1 国道168号線（平群バイパス）信号機設置に ついて 2 町道大井手路線の拡幅改良について	
6	1 1 番	繁田 智子	1 空き家の適正管理と有効活用について 2 在宅療養者への電源確保について 3 専門職の採用について	
7	4 番	森田 勝	1 町内の森林の整備、保全等について 2 本町の節電対策、取り組みについて	
8	1 番	井戸 太郎	1 NCバス路線地域における公共交通のあり方に ついて 2 ごみのリサイクル分別収集について	

## 一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨	頁
9	7番	高幣 幸生	1 都市計画道路平群西線の現計画について 2 小学校再編と幼保一体化に伴う今後の動きについて 3 平群の町のコミバスについての見直しは	
10	5番	植田いずみ	1 学校図書館司書配置について 2 幼保一体化について 3 くまがしステーションのリニューアルについて	

平成 2 4 年 第 3 回 ( 6 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 2 号 )

平成 2 4 年 6 月 1 2 日 ( 火 )

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時01分）

○議 長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。はい、戎井君。

○2 番

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私からは小学校の再編成についての質問をさせていただきます。

本件につきましては、昨年6月の議会で補正予算の形で提案されました東小学校の再編成に向けての大規模改築に関する予算が否決となり、また、同年9月議会で2,300筆を超える署名を添えての小学校再編成の早期実現を求める請願書の採択が否決されました。この結果、小学校再編成に向けてのアクションプランの事務作業は一たん中断のやむなきに至っているのが現状であります。

私は、かねてより、小学校の再編成は急ぐべしとの主張を表明しており、その立場からも現状を憂いている1人であります。平群町の将来を託す子どもたちの小学校での教育環境をよりよいものに整備する、純粹にこの観点からの判断であれば、小学校適正規模検討委員会が出された結論、すなわち少人数学級のメリットを生かすような複数学級からなる規模の学校は当然だと考えるものであります。

低学年のころは、学問の習得もさることながら、適正な規模での団体生活の体験が不可欠、必須だと思うのであります。クラスが1桁の人数では、必ずしも適正とは言えないとも考えるのです。

私は、この1点だけの理由だけで、再編成急ぐべしと申し上げております。通学路の安全確保、通学バス、その他さまざまな検討の必要なことからはあり

ましよう。それこそ、当事者、御父兄を中心にこれからじっくりと話し合えばいいと思います。ただし、小学校はなくなったら周辺の資産価値が下がるなどというような議論は無視すべきであります。メリット、デメリットで議論する問題ではありません。純粋に子どもたちの教育環境の視点からの議論でなければなりません。

このような考えをもとに、以下3点御質問します。

1点目、議会はいまのところアクションプランの取り進めにストップをかけている現状ですが、当局としては、当然再編成の実現を断念したわけではないと確信しております。確認させてください。

2点目、昨年9月以降、さまざまな話し合いを続けてこられたことは承知しております。地域の皆さんや御父兄方の再編成実施についての感触はどうであったでしょうか。学区ごとでも全体を通じてでも結構です。当局の感じをお聞かせください。

3点目、南小学校校区では存続を求める請願書が出たくらいですから、厳しい反応だとは推測できますが、西小学校校区では再編成急ぐべしとの意見も、それも強く求める声があると聞きます。また、西小学校PTAが独自にアンケート調査をされたとも聞きます。東、西、南小学校を一たん廃校にし、新しい学校を新設するとのアクションプランとはややそぐわない方法ではありますが、まずは西小学校を東小学校に先行して統合し、南小学校にはさらに時間をかけて考えていただくというのはいかがかとの意見もあります。どうお考えでしょうか。

何はともあれ、議会では少数意見なのではと思いますが、再編成急ぐべしの考えを持つ議員もいることをお忘れなく、所期の目的達成に御努力くださらんことをお願いします。

以上です。

○議 長

はい、理事。

○理 事

それでは、ただいまの戒井議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目につきましては、学習指導上、生活指導上、最もよい教育環境を速やかに実現をするという再編成の基本的な考え方は何ら変わることなく、それに基づくアクションプランの趣旨をいまも堅持をいたしております。

アクションプランの実現に向けて、今後も引き続いてPTAやあるいは地域住民の合意形成を図るための取り組みを進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、二つ目の懇談会の感触ということでございますが、昨年の11月以降、各校区ごとにPTAや地域住民との懇談会を開催をいたしました。それぞれの学校についての今後を考える会という形でのテーマで懇談会を行いました。

校区によっては、ほとんどが再編成の議論であったり、あるいは老朽化に伴います施設整備の充実などが話し合いをされました。全体の感じといたしましては、合計で126名の方々に御参加をいただきました。いずれの会場も、子どもたちのために熱心な議論が展開をされたと感じています。

3点目についての御質問でございます。

先ほどもお答えを申し上げましたように、懇談会におきましては、南小校区ではほとんどが存続を求める御意見でございました。また、西小学校ではPTAが会員にアンケートを実施し、本年の4月16日付で教育委員会あてに西小学校の今後について考えるについてのアンケート（結果報告）というものをいただいております。このアンケートの中で、平群町小学校の再編成は必要と思われますかという問いがございます。この問いに対し、相当高い必要性を感じられていることがわかります。ただ、この状況をもって直ちに段階的に再編成を進めるというふうに考えてしまうのは早計であると思っています。

町といたしましては、あくまでアクションプランを堅持をしながら、西小学校の保護者とも話し合いを行い、南小学校の保護者とも話し合いを行いながら、その上で今後の手法を検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

はい、戎井君。

○2番

予想していただいたとおりのお答えで、私はそれで満足なんですけど、当然のことながら、御担当の理事のお考えだけではなくて、これを主管される教育部局の教育長、あるいは全体を統括される町長も同じような考え方を持っていてほしいというふうに期待をしております。

きょうは、実は私は別にお知らせをしなかったんですが、小学校の再編成を早期実現を求める会の方々がたくさん傍聴に来ていただいております。この方々の前で、教育長、一言、町長もですが、一言で結構ですから、そのいまのお考えの補完と申しますか決意と申しますか、そのようなことをお述べいただきたいをお願いします。

○議長

教育長。



○教育長

基本的には、いま理事が答えましたとおりでございます。私の言葉で思いを述べよということでございますので、述べさせていただきたいと思っておりますけれども、議員もお述べのように、教育環境の整備、これが子どもたちのための教育環境の整備というのが一番大事なことでありますもので、再編成によりまして、1日も早い教育環境の整備が実現できるようにというのが私の一貫した考え、思いでございます。

ただ、丁寧には、これ、進めていかないといけないなということも実感しておりますので、その辺を心得て町長部局とも連携をしてまいりたいとかように思っております。

教育行政というのは、政治を抜きにしては実現できないものであるということとはよくよくわかっておりますけれども、けれども、教育論といいましょうか、教育ということを抜きにして教育行政を語っていきましたら、実現できることも実現できなくなるような気もいたしますので、十分、ここは私たち、人生経験を踏まえた議員各位の、そしてまた行政担当者の、そしてまた地域住民の方々、保護者の方々の御意見も集約しながら丁寧に進めていきたいとかように思っております。

以上でございます。

○議 長

町長。

○町 長

子どもたちにとりましてよりよい教育環境の整備を目指して適正規模の学校に再編成するということは、平群町の将来、日本の将来にとって大変重要な課題であると考えております。

今後におきましても、小学校再編成、アクションプランの実現に向けまして、保護者の皆さんや地域住民の皆さんへの説明を尽くしながら、理解と納得の得られるよう地道な努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

戒井君。

○2 番

突然の答弁要請にかかわらず、丁寧に答えていただきましてありがとうございます。ただ、丁寧にやっていくことは大事でありますけれども、子どもが学齢に達するというのは待ってくれません。年月が来たら必ず学齢に達するわけですから、そのことも念頭において急ぐべきは急いでいただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長

それでは、戎井君の一般質問をこれで終わります。

それでは、発言番号2番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。  
馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告どおり3点にわたって御質問をさせていただきます。

まず1点目、仮称定住化促進に対する固定資産税の減免条例の創設を。

平成22年に行われました国勢調査によりますと、県内39市町村では人口が平成17年の調査より増加の団体は4市2町、減少は8市13町12村で、広域7カ町では三郷町のみが増加であります。

本町では、平成12年の2万497人から減少し、平成22年は1万9,727人となっており、郡内4町の人口増加率の維持を見ても、安堵町に次いでマイナス進行しております。

また、人口による構成比を見ても、全国また奈良県に比べると年少人口、生産年齢人口が低く、高齢人口は高くなっており、本町にはまさに少子・高齢化と人口減少が急激に進行しております。

人口減少は地域経済の衰退につながり、地方自治体にとっても脅威ではありますが、なかなか効果的な政策を打ち出して人口減の対応が難しいのです。

本町では、都市計画に基づき、昨年5月に線引きの変更に伴い、企業誘致の優遇措置として、町内の指定地域に工場等を新設もしくは移設するものまたは既存の工場等を増設するものに対して、奨励措置等を講ずる平群町工場等立地促進条例をことし4月1日から施行をされ、本町の産業・経済の活性化並びに町民生活の向上に資することを目的として制度化をされたわけでございます。

平群町では、都心に行ける、自然に生きる、企業は伸びるをキャッチフレーズに企業立地ガイドを作成し、誘致活動をされておられ、人口増対策の一環として評価をしております。

県内の定住を促進するため市町村が設けている各種支援施策には、住宅関係または子育て支援関係、教育関係等人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図るための制度化がされております。

本町の住宅土地統計調査によりますと、空き家の状況は平成10年では490軒、平成15年では570軒、平成20年では650軒、また本年5月現在では上水道課による検針調査関係資料によりますと約730軒で、年々増加をしております。

早々に若い世代の流出を歯どめをかけ、また移住の促進、定住化支援を図り、

そして空き家対策を施策として進めるべきであると思います。本町は、財政が豊かであれば新築建設費等の一部奨励金を交付はできますが、厳しい財政状況にあります。

そこで、基準財政収入額の交付税算定においても固定資産税を減免貸与しても課税したものと計算をされます。よって税の減収となりますが、逆に生産年齢人口が増えれば個人住民税が増となる可能性も含んでおり、長期間に見れば人口増につながります。

基準財政需要額の算定には個別と包括があり、両方とも段階補正人口数の算定系が入っており、2万を切った本町では基準財政需要額が減っており、地方自治体にとって人口は財政面においても痛手を受けております。

そこで、私は住宅への助成として固定資産税を一定期間減免し、人口減少施策の一環として、仮称定住化促進に対する固定資産税減免条例の創設をすべきであると思いますが、どのようにお考えでございますか。

続きまして、2点目でございます。遅れている地籍調査事業について。

平成の現代においても、法務局に備えられている地図の約半分は、明治時代に行われた地租改正事業に伴う土地調査の地図、通称公図であります。土地の境界や測量が不明確であったりする場合があるのが実態であります。

そこで、不備、欠陥、不完を早急に補正する必要から、昭和26年に国土調査法が制定されました。法律に基づく地籍調査の目的は、以下のとおりであります。

一つ、土地境界をめぐるトラブルを未然に防止、二つ、登記手続の簡素化及び費用の縮減、3番目、土地の有効利用の促進、4番目、建設費の敷地に係る規制の適用の明確化、5番目、各種公共事業の効率化及びコストの縮減、6番目、公共物管理の適正化、7番目、災害復旧の迅速化、8番目、課税の適正化、公平化、9番目、GISによる多方面の利活用と、以上のように土地に関するあらゆる施策の基礎資料として広範囲にわたって活用されることとなります。

地籍調査事業の実態の主体及び経費負担は、本町においては平群町であり、財源内訳は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、また特別交付税措置もあります。

そこで、本町の地籍調査事業について、ことし5月現在の進捗状況を調べますと、実施年度は昭和46年7月3日に着手され、平成16年まで33年間で25地区及び一部が実施をされました。また、調査面積では調査除外地域を除く面積約20.87キロ平方メートルで、実施済みは18.32キロ平方メートルであります。法務局に認証されているのは13.26キロ平方メートルで、63.54%であります。そのうち、未認証地域は5.06キロ平方メー

トルとなっております。

実施されながら、早いもので42年目を迎えておりますが、そこで次の点についてお尋ねいたします。

まず一つ目、法律の期する目的は住民にとっても行政にとっても重要であると思われませんが、この重要性をどのように認識されておられるのか。

二つ目、昭和46年度から平成16年までの間に数年にわたって3回、なぜ中止されたのか。

三つ目、平成17年度から現在まで8年間なぜ休止されているのか。

4番目、実施されてから41年を迎えておりますが、当初の実施計画は。

はい、五つ目、実施済みの地区の認証地域の認証に持っていく手続及び経費は。

6番目、今後の取り組みとしての実施計画はどうでありますか。

続きまして、3点目でございます。みそづくりの加工室の設置を。

平成11年に開設をしましてくまがしステーションは、平群町の生産者約280軒が出荷する野菜、果物、小菊、バラ、米、みそ等を直売、週末は開店前から行列ができるほど繁盛しており、平群町のシンボリック的存在であります。

平成18年から地方自治法に基づく指定者管理として、地域振興センターに業務を委託をしております。施設の中に3カ所の加工室が設置されており、平成16年より2カ所で地域振興センターより某部会が業務委託を受け、現在販売をしているくまがしみそを地域の農業の活性化、育成、平群アピール等に活動をされており、平成23年には3.7トンも販売をされており。

今後により一層大いに期待するところであります。平群町の各種団体が販売目的ではなく、事業の一環として中央公民館や自宅等でみそづくりを実施されてきましたが、数年前からくまがしステーションの加工室を利用されるようになりました。

販売目的と販売目的外を加工室に使用することは、衛生管理面において某公共機関から指導が数回入っており、委託を受けている販売目的の部会にはもっと販売を伸ばしてほしいと思う。その反面、各種団体の皆さんには、多くの団体の方が参画できる場所を設置すべきだと思います。

みそづくりとは、こうじ菌はカビの一種の胞子が飛散する中で他の食品への影響が出てくる可能性があり、また水を使用しますので床面を排水可能な処理施設が必要であります。さらに、蒸気が大量に発生しますので、換気の設備が必要となります。

場所について調査をしましたが、くまがしステーションの2階調理室の実習室を改装しますと、部屋が大き過ぎて、改装費及び器具あわせて約700万の

程度の費用が必要と聞いております。町の財政を考えますと、非常に厳しいと思います。

そこで、御提案をさせていただきます。私は、人権交流センターの調理実習室はそんなに大きくなく、改装費用等は安く上がると思います。近年、調理実習室の年間使用は、年間3回程度と聞いております。くまがしステーションを利用されている方には申しわけございませんが、場所の変更をお願いすればいいと思います。いままで数十年の各種団体のみそづくりの振興のために加工室の設置をすべきと思いますが、いかがお思いですか。

以上、大きく3点の質問についてお尋ねいたします。町当局の明確な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、御質問いただきました1点目の定住化促進に対する固定資産税減免条例の創設につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、御質問にございましたように平群町の人口につきましては、平成13年をピークにその後減少傾向に歯どめがかからず、将来人口につきましても、現在の人口よりも減少するというところで推計をいたしております。

また、空き家につきましても、現在増加傾向にございまして、その対策につきましても取り組みが必要とされ、現在策定中の第5次総合計画におきましても、主要な課題として位置づけをしておるところでございます。

御提案の定住化促進のための固定資産税減免条例につきましては、他の自治体におきましても、人口増加により活力あるまちづくりを推進するために有意義な施策として制度化されていることは承知をいたしております。

平群町におきましても、人口減少を抑制し、地域の活性化を図ることにより、魅力あるまちづくりを目指すために定住化促進は喫緊の課題として受けとめておるところでございます。これにつきましては、既に庁内で副町長、関係課長による協議を実施しており、定住化の促進制度の方向性と制度設計に向けての課題の洗い出し等を、現在行っているところでございます。

今後は、先進的に実施をされておられます自治体の事業成果などを確認する中で、どのような制度が平群町に実際に適しておるのか、具体的に今後調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

はい、馬本君。

○ 1 2 番

僕、質問してんけど、それで終わりかいな、御答弁は。調査研究かいな。非常に残念な答えでございます。

というのは、そうしたら企業の誘致の優遇措置はなぜされたんや。企業と人は違うんですか。逆に裏返せばね。大浦君に責めてんのちゃうのよ。というのは、いろんな政策があんねん。僕、いま言うたように教育関係、子育て支援ね。小学校6年生まで医療費無料にしましょう、中学校までしましょう、いろんな政策、各市町村、やってんねん。けどもね、財政、平群町は厳しい。厳しい中においても、企業誘致はされてん、ね。あれも結論的には減免3年間の対応ちゃうの、ね。

いまから政策、調査研究して実施調査をやっていくって、そんなのんきなこと言うててええのかいな。僕は具体的なやつを、これね、本当言うたらね、定住促進奨励制度のということで質問したかった。しかし、幅広い。幅が非常に広い。けれども、僕はいろんなところで調べますと、減免やってはるところが結構あります。というのはね、財政上非常に平群町は厳しいんでしょ。基本的に23年度、22年の国勢調査をもってこの5年間、交付税はその積算根拠にされるのちゃうの。2万人切ったらどうなったの。23年度、基準財政需要額、4,000万減ったんじゃないの、それ、聞いているよ。

これ、4年間、ずっと行くねで、5年間、今後。22年から次の国勢調査あるまで行くんでしょ。そこまで行くなれば、いま第5次総合計画、いろいろ皆さんに、議員さんに御足労かけています。町長も御答弁されたかな、こないだの全協で、1万8,000人とか、10年後は。そういうふうに御答弁された記憶ありますよ。そんなことでええのかいな。それで、調査研究やっていくって、僕、全然答えている御答弁と言うてはること、違うと思うよ。

そこでやん、僕は具体的なもの、させていただいた。財政厳しいから、定住化もそうでしょ。固定資産税3年間、僕は一定期間で言うたんですよ。半永久的に固定資産税減免措置をしてくださいと言うてないよ。ここで、転入された方、また空き家対策の関係、いろんな関係については、該当する人についてはね、今後僕は研究してくれはったら結構やと、研究してくれやと言った。

22年度決算、見やしてもうたら、固定資産税より個人住民税のほうが1億ほど多かったんちゃうの。22年度ですよ。せやから、僕の言うてんのはね、少子・高齢化対策っていうのはね、ちょっと認識、またこれ、新たにちょっと聞くけどもな、僕、それ言うたからな。なんで、少子・高齢化、平群町、なってるか、その意味わかるか。ちょっと大浦君、答えてくれる。ちょっと答えて。例えば、高齢人口ね、そこから生産、子ども出生の人口な、子どもの人口、そ

して生産年齢人口とあるわけや。これ、どういうふうな分析してる。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

再答弁に御答弁させていただきます。

まず、平群町における少子・高齢化の現状という部分で、これにつきましては、一定平群町に転入される方、転出される方のアンケート等々で一定その転入者、転出者の動向調査、意向調査みたいなことは確認をさせていただいているところでございます。

その中で、一定統計的な数値も含めてなんですが、平群町の場合は割と俗にいう若年層の方が転出される傾向にあるということが顕著にあらわれているところでございます。それが、まず若者の定住離れ、また並びに地域における少子化の原因の一つの要因ではないかというふうに分析をしております。

高齢化につきましては、平群町は昭和50年代前半、ベッドタウンということで開発が進んでまいりました。その方たちが平群を安住の地、定住の地ということでお住まいをいただいて、そのまま高齢化の時期を迎えられておるといふ部分での高齢化になっておるといふような分析という部分で、確認をしているところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

なんで、僕聞いたってね、その転入、転出を調べさせてもうて、22年の国勢調査を調べた。転入のほうが多いねん。転入の方が多い。22年度の国勢調査ででっせ。あのね、僕、この平群という地をね、どのように思った。大阪には便利ええ、本当に緑もある、空気のいいとこ、住むのには最高の場所やと、私は思います。

そこでや、企業にだけね、固定資産税の減免対応を3年してね、企業だけ来てください、人間は結構ですよと、まして固定資産税の政策は企業に対して需要額は一緒じゃないですか、積算根拠は。それを3年にしなさいとかね、固定資産税が、5年にしなさいというのは、それはまた今後の議論にしはったらどうですかと、こう言うてるわけや。

財政厳しい。町長も所信表明でね、非常に予定以上に大変な財政状況の決算がおそらく23年度ね、所信表明でされました。私ね、例えばある某奈良県の町、新築建てたら200万、お金、奨励金渡しますよとか、うちの村へ来てもらうたら宅地、無料で提供しますよとか、いろいろ調べましたよ。僕はそんなこ

と言うてない。自分の懐にあった政策はすべきやと、こう言うてるわけや。町長はその政策をされてん、企業誘致には。雇用促進もあるでしょう、人口増もされたんでしょ。

せやからね、調査研究て言うてるね、僕にしたらやで、そんな生易しい時期ではないのちゃうかなと。というのは、企業誘致の条例をつくったときに、そのような条例をなんでそのときに調査研究をしていかへんかったの。責めてんのちゃうねで、せやから、無理やりに僕の意見を、町長、よう聞いてくださいや、通してくださいとか、そんなこと一つも思てません。

財政上、2万人にこの人口をどのように持っていくか。大変でっせ、交付税の関係でこれから大変でっせ。人口が一番、段階補正の係数とかいろいろ積算するのに、みな入っているんや。それが5年間このまま22年度の国勢調査で5年間そのまま交付税積算していかんなん、もう大変な事態。そのためにも、そのためにもやで、5年後の国勢調査で例え1人でも多く増えるように、僕は減る対策はしてないよ。増えるための政策はすべきと思う。いろいろ考えはあると思いますが、調査研究すると、今回、僕初めて御提案させてもうたんやけど、そのぐらいの御答弁は私は想定をしておりました。けれどもね、私も財政も考えながらね、町長、平群町の財政も考えながら、私は一つの具体案ですよ、御提案させてもうたつもりなんですよ。

それに向かってね、調査研究やから、その調査研究が前向きに調査研究していただくんやったらそら結構、いやもう調査研究した結果、結論的にもうこれはできまへんわと思ておられるんかね、その点、前向きな調査研究に入るんか、そこら辺だけちょっと聞かせて。大浦課長、どうですか。

○議 長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまの御質問でございますが、基本的に議員お述べのように人口を増やす努力というのは、やっぱり行政をしても常々していかなければならないという認識はしております。

特に交付税のお話をいただきましたが、交付税の積算に基づきます中身におきましても、やはり人口要件というのは非常に大きなウエイトを占める部分というのは十分承知しておるところでございます。

その中で、この制度につきましては、既に、ちょっと繰り返しの御答弁になるかわかりませんが、既に市内のほうでも一定の協議をしておるところでございます。ある意味、人口を増やしていくという部分につきましては、行政としても喫緊の課題として受けとめておりますので、この制度につきましては



は、行政としても平群町といたしましても、何らかの形で形になるような協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

大浦君、ありがとうございますや。それでこそ平群町、考えてくれてんねん。形になるような形で検討したい、そらほな検討は大いにしてください。また、議会でも多いに議論しましょう。人口を増やすことは、僕は大事なことだと思う。町長、町長の御答弁は聞きませんけども、大浦君、そういうことで形になるように調査研究をしていくという御答弁をしていただきまして、本当に感謝しております。この質問については終わります。はい、ありがとうございます。

○議長

監理課宮崎主幹。

○監理課主幹（宮崎充弘）

大きい2番目の馬本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

1点目につきまして、議員のお述べのとおりあらゆる生産等の基礎的要素である土地の所有、利用関係を明らかにし、地籍の明確化を図る法の趣旨は、本町にとって重要であると認識しております。

2番目の御質問のほうです。ご指摘のとおり、国庫補助事業としては3回休止がありました。事業終了後の修正作業や新規着手の準備計画などを行ってまいりました。

次に3番目でございます。平成17、18年度は、平成16年度事業を実施した2地区の修正作業や認証請求処理の事務を実施しました。平成19年度以降は、行財政の抜本的な見直しに基づき、継続した事業実施が困難な状況となり、現在に至っております。

4番目の御質問にお答えします。事業開始当初は、約1キロ平方キロメートルを毎年実施しており、平群町全体の面積が23.9キロ平方メートルでございますので、計算上では約20年で完了する計画であると思慮されます。

5番目、未承認地区につきましての手續には、事業実施より約25年から40年近く経過しているため、地区ごとに再測量、再立会など再調査を行う必要があるかどうかを検討する必要がありますが、再調査する場合における事業経費については地域の特性や作業進捗により異なりますが、これまでの事業費ベースで1キロ平方メートル当たり約2,500万円が見込まれております。

最後に6番目の御質問にお答えします。事業開始は必要であると考えており

ますので、今後は着手に向けて早急に取り組んでいきたいと思ひます。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

1点ずつ、まず1番だけ聞かせて。この問題は、必ず国土調査、地籍調査事業は大事やと、重要であるということ、なぜこれを持ってきたかというたら、1番目に、趣旨はこれなんですよ。これが一番基本ですねん。行政のスタンスをね、聞いたかった。これが重要で。だから、それはそんでいいです。

2番目、何言うてくれたん。何か整理せねばならない分もあったし、新規事業に向かつての準備をしてましたやろって、整理はわかったけども、言葉見るけども、基本的に整理なんて平成16年度で終わってるよ。認証終わってるよ、16年度で。17年度、18年度、19年度はどこもしてないよ。これ、もう1回改めて言うて。ほんで、新規事業の準備してたって、何してたん、それを一つ。あのね、言葉のじりとらえて言うてんちゃうねで、勘違いしやんといてくださいや。なぜって言うたら、行政のスタンスを、姿勢を、わしは問いたいねん、それだけのことやねん。

そこから、3番目について、平成の8年間、なんで休止されてるので聞いたら、整理してた期間もあったし、財政上の問題ありましたと、こう言うたはるわけや。ほんまに財政上の問題かいな。ここら辺、正直に言うて。私はちゃうと思うよ。

それと4番目、1キロ平方メートルで大体20年間かかる、平成3年ぐらいで終わるんちゃうの。いま、何年、平成24年ですよ、倍以上もなってるねで。

それと、5番目。実施済みの未認証地を認証に持っていく手続及び経費はって、これが問題なんですよ。これ、町単100%やで。みな、どう思うてるの。財政厳しい、財政厳しいと、な、国から補助金2分の1か、県4分の1、いまの財源内訳を見たら町が4分の1、あとは特別交付税算入もあった。昔のことは、私は責めたくないけども、それだけ、まず認識、行政していただきたいですよ。相当な金が町単で今度かかるんですよ。

それと、今後の取り組みについて必要と思ってますと、早急に取り組むたいということ言うてくれはってん。これ、取り組みちゃうで、勘違いしたらあかんで、自分ら行政。再開するんや、これを。なんでそんな言葉、出されへんねん。自分ら休止してたんやろ。再開ちゃうんかいな。なんで、新しい事業、取り組んでいくんかいな。通常、日本語はちゃうで、取り組むつつうのは、これからこういう事業を、さっきの大浦君に私が質問させてもうた調査研究に取

り組んでいきます、これはこんでオッケーやろ。これは再開っていうねん。というのね、1番、なんで聞いたか、その辺に意味があんねん。僕はね、責任感を持ってほしいねん、行政に。取り組むつつうたら、再開とまたちゃうのよ。きょうは上田課長ね、ちょっと病欠で、非常にそのかわりに宮崎主幹と太田主幹、お見えになって御答弁いただくということで、初めての本会議での宮崎主幹の御答弁ですねけど、宮崎主幹、落ち着いて、いま言うた私、質問に、1から6までもう1回再答弁していただけますか、お願いします。

○議長

監理課宮崎主幹。

○監理課主幹（宮崎充弘）

いまの再質問にお答えさせていただきます。

1番目の部分につきましては、先ほども言わせてもらったとおり、この法の趣旨を踏まえてぜひともする必要があるというふうに認識しております。

2番目のところで、一応事業終了後ということになりますねけども、一応補助事業につきましては、2年から3年かかっておりますねけども、法務局のほうに認証するっていうのが、後のいろいろな事務処理等が要りますので、その部分につきましては手間がかかったので、一応事業は最終的に特に2年から3年あいたというのはそういう意味でなっております。

そして、一応3回につきましては、次の地区のどれぐらいの経費がかかるかとかいろいろその辺を踏まえての準備をさせてもらったというふうに考えております。

3番目につきましては、先ほど議員さんから述べられましたように、財政とかいろいろございますねけども、軽く見てたというのが事実かもわかりませんねけども、実際上は平成19年からされてないっていうのは事実でございますので、今後このようにならないように再開に向けて頑張りたいというように思っております。

4番目につきましては、当初20年間でできるやつがもう40年を過ぎていくということにつきましては、職員が専念してできてなかったというのがございまして、当初でしたら毎年1地区ずつしてございましてんけども、山間に入ったときから延び延びになってきて、現在、先ほど議員さんがお述べになられました60%ぐらいしかできてないのが事実でございます。大変遅れているということにつきましては、申しわけないというふうに思っております。

ほんで、5番目につきましては、未承認地区につきましては、単独で事業にかかるということでございますねけども、この辺につきましても、町民の税っていうことを踏まえました、大変申しわけなくというふうには思っておりま

す。

平群町全体のすべてを国土調査を実施して、議員さんが先ほどお述べになりましたその趣旨、なんで必要かというその辺を踏まえて実施していきたいというふうに思っております。ですから、6番目のほうにも、事業再開に向けていまも現在も担当者のほうから、来年のどれぐらいかかるかという予算要求のその辺の資料をつくった上で、予算当局と交渉していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

副町長。

○副町長

休憩を。

○議長

はい。それでは、10時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時50分)

再 開 (午前10時09分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

はい、監理課宮崎主幹。

○監理課主幹(宮崎充弘)

貴重な時間をいただきまして、大変申しわけございません。

先ほどの私の答弁の中で、3点ちょっと訂正させてもらいたいというふうに思っております。

1点目につきましては、2番目の御質問でございました昭和46年から平成16年の間に3回休止したということでございますねけども、これにつきましては、議員さんがお述べのとおり3回休止しました。

次に、3番目の質問の中で、平成17年から現在まで8年間休止という中で、事業を軽く見てたということ答弁させてもらいましてんけど、これにつきましては撤回させてもらいたいと思いますので、大変申しわけございません。

3点目につきましては、6番目の今後の取り組みのということで、実施計画は

どうかという質問の中で、事業の着手ということを言いましてんけども、これは再開ということでもせせてもらいたいと思います。大変御迷惑かけて申しわけございません。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

先ほども言いましたようにね、僕の本当の質問は6番目の今後の取り組みについての実施計画はというのが、これが基本ですねん、正直な話ね。いままでの経過を一々ね、皆さんに御批判とかいうのは云々の気持ちよりもね、まずこの地籍調査についての事業をどのように認識してるのかなということを改めて1番から5番については聞いたわけ、それだけ認識してほしい。

それと、今度未認識地域、これ、大体5キロ平方ほどあんねけど、大体1億二、三千万の町単のお金が必要となるわけでございますけども、それもちよつと認識してくださいね。

それとね、次、6番目の、もう1番から5番はよろしいですけども、6番目についての今後の再開していただくということは非常に結構なことでございます。当たり前の話やねん、はっきり言うけど。けれども、当たり前の話やけど、当たりの体制はどうなってるの、答えて。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

6番目の答弁については、先ほどのとおりで再開していくということの方向性は確認しております。体制につきましても、少し遅れておりましたけども、過去に経験のあった職員を配置したりの順次、整備しております。今後、組織の機構改革なんかにおいても、その辺については十分吟味した上で考えていきたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

言葉では再開、確かにそのとおりで結構なんです。けれども、実施を伴わない再開という言葉、意味ない。いま、係長さんかな、基本的にお一人ちゃうかな、経験あった方が、ね、たしかね、地籍調査の。これ、地籍調査、そら測量にすいては委託すればいろいろいいんやけど、けれども、閲覧並びにそこの地籍調査するところへ行く、行って、皆さん、寄っていただく、いろんな事務上の手続

が要るわけや。ハード面も要る、くい打ち云々についてもいろいろ要るでしょう。これ、職員さん1人でできる。僕の言いたいのは、実地に伴うほんまにこれは遅れているわけや。平成3年で終わっていやないかん話や。もう倍、過ぎてんねん。

一つ、提案させてもらいます。いま、緊急雇用とかいろいろございます。測量士ね、経験ある方、ハローワークいろいろ応募されてね、嘱託職員とは言いませんですけど、臨時職員的な方を実施、もうその具体的にもうそこへ戦略として取り組んでいただける方、いままでの経験豊富な方を雇用されて、それぐらいの体制なかったら、なんで体制づくり、体制はどうですかと聞いたの、それやねん。なんでつつうたら、来年度予算について県のほうへ申請して、国の補助金とかね、県の補助金、いろいろヒアリングしやなあきません。もうそういうような手続、そろそろ入っていかんなんわけや。そのときに再開します、再開しますて言葉だけやったらあかんわけ。

ここでね、なんでそれ言いたいというたらね、一番この地籍調査にとって大事なことは平群町だけちゃうねん。住民が大事やねん。住民にとっては、大事なはずやねん、本当に。基礎中の基礎やで、これ。いろんな政策あるけども、せやから国は2分の1くれるんや、県が4分の1くれるねん、町が2分の1でええねん。あとは特別交付税の措置もあんねん。そこら辺、宮崎主幹にこれ以上聞いてもあきませんので、西本課長、まあ人事課長かな、いま御答弁くれはったんで、そうか副町長答えていただけます、ほな副町長、よろし頼みます。

○議長

副町長。

○副町長

地籍調査事業が停滞していることにつきまして、大変議員も御心配いただいているとおり、私どもも1日も早く再開しなければならないという認識を持っております。

また、これは今回議員からはお話出ませんでしたけれども、やはり課税の話とかもろもろにも影響も及ぼしますので、先ほどの定住化の話も含めて歳入確保にも向けて、本町としても取り組まなければならない重要な課題だというふうに思っております。

それと、手法につきましてですけれども、先ほど議員から御提案いただきました緊急雇用もただいままた再募集があるようございますので、こういう財源も活用しながらですね、測量士さん、事業種はもう少し検討するかもしれませんけれども、財政状況厳しい本町にとりまして、できるだけ負担のないような形で円滑に進めていきたいというふうに町として考えておりますので、そ

ういう点で御理解のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

副町長、どうもありがとうございます。

課税の適正化で、私、言うてますよ。

「あ、失礼しました」の声あり

○12番

最初そこで、いろんなせやから、御認識、新たにさせていただいたんかなと思って、まあまあそれはそれとして、町の財政厳しい折でございますので、今体制を、先ほど、きょう一般質問に臨んでは、いろんな体制も調べてまいりました。やっぱり、担当者、経験豊富な方お一人だけでございます。現実として、非常に無理でございます。けれども、議会で再開していただく以上はですね、やっぱりそれを実行性のあるような体制づくりもね、一つお願いしたいということで、再度質問させていただいたわけでございますが、副町長はそれに対して財政に余り負担かからないような体制づくりを早急にしたいという御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。この質問については、これで結構です。

はい、3番目、お願いいたします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

大きい3項目め、みそづくり加工室の設置につきましての御質問にお答えいたします。

人権交流センターの調理実習室につきましては、平成23年度の使用実績から見ますと、確かに3回程度御利用いただいております。換気の問題につきましては、現状の調理室の換気扇の性能を上げるなどの工夫をして、みそづくりにも利用していただけるように対応したいと考えています。

そして、これを契機としてみそづくりのみならず、多くの利用者が調理活動に御利用いただければ幸いかと存じます。しかし、御提案の改修してみそづくり振興のために専用の加工施設としてリニューアルさせることにつきましては、現在の人権交流センターの運営上、また専用の加工室に改修する予算確保の問題などから、現在のところは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

課長、ありがとうございます。みそづくり、採用していただけるように、その改修、換気扇とかそういうのを整えたいと、それも専用のみそづくりの調理学習室ではしませんよということを御答弁されたと思いますねん。間違うたら言うて下さいや。それで一步でもね、要するに販売目的外の各種団体の方がね、人権交流センターを使っていただいてね、年に3回しか使っていない調理学習室をね、供用していただくということは非常にまあ、僕はいいことだとなと思います。

その点も踏まえてね、いままで長い間、各種団体が一つの団体のコミュニケーションとして、1事業の一環としてね、総会でもね、総会の資料にも入ってましたけどね、そのように可決もされておられる事業でございます。けれども、地域振興センター、くまがしステーションの販売目的の某部会についてもより一層平群町のシンボルとしても、そのみそづくりもより一層販売していただきたいなというふうに私は思っているわけでございます。

そこで、この、僕、いま言うたことは事実だけもう1回確認しますが、僕はみそづくり専用の人権交流センターの調理実習室にしてくださいということは、私は言っていないつもりなんですけども、みそづくりができるような、要するに施設にもしますよという認識でとらえてよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

はい、申しわけございません。確かに以前にも人権交流センターにつきましては、ある団体の方がみそづくりに利用されていた実績もございますし、現在の調理室も若干器具等々も老朽化しております。その中で、換気扇等を機能を上げるとそういったことの中では、みそづくりにも使っていただけるように、本来の調理室としてみそづくりをつくっていただけるようになると思います。

確かに、議員の中にも、御質問の中にも専用という言葉はなかったかと思いますが、みそづくりにも使っていただいて、なおかつこういったみそづくりのみならず、多くの利用者の方が調理活動に利用していただければ幸いです。

以上です。

○議長



馬本君。

○ 1 2 番

本当に素晴らしい答弁、ありがとうございます。年末、1月、12月ぐらいにみそづくりをされるように聞いております。そこまでできますようにね、換気扇、いろいろな準備あると思います。器具も老朽化をしております。いろんな調理が、あこで学習していただけますことをね、祈念もしております。課長、本当にありがとうございます。

私の一般質問、これで終わります。ありがとうございます。

○ 議 長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわります。

発言番号3番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。はい、窪君。

○ 8 番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております4項目について質問させていただきます。

まず冒頭に、公明党がかねてから強く主張してまいりました子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種の予防ワクチンが新たに定期接種化に組み込まれることが濃厚になり、大変喜ばしいことです。町内でも多くの皆さんからいただいた御署名のたまものと感謝申し上げます。今年度末で同事業は期限切れを迎えることから、恒久的な措置を求めてまいりましたが、本町においてもいままでから財源確保や接種率向上に取り組まれてきたことは高く評価したいと思います。

また、このほか成人用肺炎球菌、水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎の4ワクチンについても財源が確保され次第、定期接種化することが望ましいとされており、早期に実現するよう期待をしたいと思います。

また、昨日ですが、住民の皆さんとコミュニティバス運行の大幅なダイヤ見直しを求める要望書や若い世帯の定住化対策として持家取得補助制度等の創設を求める要望書を、岩崎町長に提出をさせていただいたことを御報告し、質問に入らせていただきます。

1項目めは、防災・減災のための命を守る公共投資をについて質問いたします。

首都直下地震や東海、東南海、南海の3連動地震の発生が懸念されるいま、戦後の高度経済成長の過程で急速に整備された道路や橋、公共施設といった社会資本インフラは、住民の命を守る公助の基盤であります。その中にはコンクリートの耐用年数は50年から60年を迎えるものが出始めております。

国土交通省によれば、建設後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、さらに10年後には47%と約半数にも上る現状を提示し、そのような老朽化による防災力の低下が指摘をされています。

現在、平群町内には町が管理している111橋の道路橋があり、県が管理しているのは樁井橋を含む9橋であります。昨年6月議会では、道路橋の耐震化について一般質問し、平成26年度より国の補助メニューを利活用し、段階的かつ計画的に橋梁の補修が実施できるよう取り組みたいと御答弁をされています。町管理の橋梁でも、今後10年以内に50年以上経過するものは4橋あります。建設後40年から50年を経過することで想定していなかった劣化、損傷の危険性が高まり、今後、その補修、更新に係る経費は急激に増加をしていくことが懸念をされます。

そのような現状から、現在は壊れたら架けかえや修繕を行うという事後保全から損傷の初期段階で修繕し、橋梁の延命化を図る予防保全の維持管理へと転換し、修繕及び架けかえ費用の縮減と予算の平準化を図る方向に進められております。そこで、本町において災害が起こる前に、道路や橋梁の老朽化対策を防ぎ、防災力を高める観点から4点にわたり質問いたします。

1点目、道路及び橋梁の老朽化の現状についてお尋ねします。

2点目、本町においても橋梁長寿命化修繕計画が平成24年度中に作成されますが、計画内容と進捗状況についてお尋ねします。

3点目、予防保全による経済効果と財源についてお尋ねします。

4点目、本町では土木専門職員が配置されておきませんが、どのようにお考えでしょうかお尋ねをいたします。

大きな2項目めは、通学路の安全対策について質問いたします。

京都府亀岡市などで登校中の児童らに車が突っ込むという痛ましい事故が相次いで発生しました。このような悲惨な事故を繰り返しては絶対にならない。しかし、警察の統計によれば登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人に上り、惨事を回避するためには、再度通学路に危険、盲点はないか点検し、より一層の安全対策を強化しなければなりません。

本町においても、通学路の安全点検に取り組んでいただきましたが、このような事態を受け、文部科学省は国土交通省、警察庁とともに、通学路での事故の再発防止に向けた対応を協議し、学校が地元の警察など関係機関と連携し、通学路における緊急合同点検をするよう求める通知を市町村教育委員会に出しました。

通知では、通学路について学校が関係機関と児童・生徒に危険な場所を把握するよう促し、その上で車道と歩道が分かれているのか、歩道の幅が児童・生

徒の通行に十分か、見通しが悪くないかなどをチェックし、問題があれば改善を要請します。学校が把握した通学路の危険箇所や改善件数なども報告し、国としても対策を検討されます。今回の通知は、公明党の通学路の安全対策プロジェクトチームが5月16日に平野文科大臣に対して行いました緊急提言を踏まえたものであります。

そこで、平群町内の学校通学路において、今後このような今回のような事故が発生しないよう、児童・生徒の皆さんが安全・安心に通学するために質問をいたします。

1点目、現在までに実施していただいた通学路の安全点検の実施状況についてお尋ねします。

2点目、通学路における緊急合同点検の実施についてですが、今後、8月末を目途に学校、道路管理者、警察が連携し、保護者、地域住民等の皆さんの協力を得て実施していただきますが、子どもの視点に立って丁寧に実施すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、今日までの通学路における事故状況についてお尋ねします。

4点目、現時点で今回の事故の事例に該当するような通学路の危険箇所をどう把握し、認識されておられますか。

5点目、今後、危険箇所の改善のための対応についてどのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

3項目めは、若い世帯の定住化対策として持家取得補助制度等の創設をについて質問いたします。先ほど馬本議員からも質問があり、重なる部分もあるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

超少子・高齢社会に突入する中、本町の人口も2万人を切るという事態に遭遇しておりますが、今後、この事態に少しでも歯どめをかける抜本的な対策を講じなければならないと考えます。特に、若い世帯に本町への転入、定住を促進し、少子化対策及び人口の維持、人口バランスの改善を図るために、若い世帯の定住化対策として持家取得補助制度の創設に向けて取り組むべきではないでしょうか。

この制度は、河内長野市でも昨年度に3年間の期間限定で導入し、1年間で80件の申請があり、転入、定住に一定の効果があるとされております。また、北海道の新得町では6,590人の人口ですが、平成19年度より持家等住宅建築促進制度を創設し、町内での定住促進と空き地の解消を目指し、町内に住宅等を建築した場合に、新築に対するお祝金と固定資産税相当分を3年間助成する制度を導入されており、毎年平均15世帯が申請され、昨年平成23年度では24件の申請があったそうです。申請者からは、住宅建築等の後押しとな

った、継続してほしいという声が多く、定住促進の期間を延長されたと伺っております。特に、固定資産税相当分を3年間助成する取り組みについては、住宅建築等の翌年から課税される固定資産税相当分を課税の初年度から3年間助成し、各年度の固定資産税が完納された後、2週間後に全額助成をされるそうです。

本町においても、若い世代に持家取得補助制度を創設し、固定資産税相当分を期限を決めて交付する取り組みも、定住策の一つとなるのではないのでしょうか。

本年3月議会では、企業誘致を図るため工場等立地促進条例を制定し、新設企業に対する奨励措置として固定資産税を納めていただいた翌年から一定の割合で交付する条例を制定されました。

私が提案している持家取得補助制度は、一種の住民誘致ととらえた同じ中身の制度であります。また、家賃補助制度については、以前より他の議員も質問をされておりますが、大阪市では本年度より廃止をされましたが、河内長野市では昨年度より3年間の期限で創設し、補助額としては月額上限1万2,000円を年1回払いをしています。本町においても、若い世帯が転入することにより、住民税の納税額範囲内で還元してはどうでしょうか。

この二つの制度は、固定資産税や住民税を財源の裏づけとするため、新たに財源が要るわけでもありません。若い世帯の定住化対策として、創設に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

最後の大きな4項目めは、コミュニティバスの早期ダイヤ見直しについて質問いたします。

昨年11月にコミバス運行が関係者の皆様の御努力で拡充したにもかかわらず、運行ルート拡充によるダイヤ改正により、残念なことに特に南部ルートを利用していた多くの方々が以前より大変不便になり、乗りたくても乗れないという事態が発生していることは、昨年の12月議会、また本年の3月議会でも一般質問しておりますので、御認識されておられると思いますが、このままの状態を放置すればさらに利用者数も減少してくることが予想されます。

3月議会で質問する中、旧南部ルートの利便性を担保できるよう、ことしの夏までに計画づくりを検討したいと御答弁をされました。特に高齢者に皆さんの日常生活の重要な交通手段として、コミバス運行はなくてはならない手段であります。早急に利用しやすいダイヤの見直しをすべきと考えます。

そこでお尋ねします。

1点目、7カ月経過したコミバスの利用実態をどのように分析されておられますか。

2点目、今夏のダイヤ見直し計画の内容についてお尋ねします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、大きい1点目の町内の橋梁の予防保全についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の老朽化の現状ですが、議員御指摘のとおり、現在平群町管理の道路橋は全体で111橋あります。そのうち長寿命化の修繕計画の対象となる15メートル以上の橋梁並びに緊急輸送道路という橋梁は28橋あります。28橋の老朽化の現状でございます。架設後30年以上経過している橋梁が10橋と率にして35%以上となっております。そのうち40年以上経過している橋梁が4橋あります。老朽化が進んでいるという状況でございます。

このうち、竜田川ネオポリスへの進入路として架設をされている新樺井橋につきましては、緊急性が高いという判断をしまして、単独費で点検を実施をし、平成21年度から22年度にかけて補修工事を実施をしたという経緯がございます。

2点目でございます。長寿命化の修繕計画の内容と進捗でございますが、現在、長寿命化修繕計画の策定の準備段階としまして、県との基本協定を締結しております。今後、国庫補助の内示が示され次第、平群町を含む今年度で実施予定の県内市町村の業務発注について、奈良県において一括して発注をしていただく予定となっております。

3点目、予防保全による経済効果と財源の御質問でございます。奈良県の橋梁長寿命化修繕計画の中でも、市町村管理の橋梁についても予防保全型維持管理を実施をするため、県が市町村に対して垂直保管により橋梁点検等の技術的な支援や橋梁の長寿命化修繕計画策定を行うとなっております。

平群町の予防保全を行った場合の導入効果についてですが、現時点では算出をしておりません。ただ、県の計画では、耐用年数まで橋梁を使用した上で架けかえを行う維持管理の場合につきましては、今後50年で1,320億円の予算が必要となるが、予防保全型維持管理では500億円と見込まれる。差し引きしますと、820億円の維持管理コストの縮減が図るとされております。

今後、平群町におきましても、長寿命化の修繕計画の内容に沿って段階的かつ計画的に予防保全型維持管理を行うことにより、橋梁の安全性や維持管理のコストの縮減を図っていきたいと考えております。

最後4点目、土木技術職員の配置についての御質問にお答えします。現在、

平群町の職員の中で土木技術職員の数はゼロとなっております。今後、点検や修繕計画を行っていく上で技術職員の配置は必要であり、来年度の職員採用の計画の中では、1名の土木技術職員の採用を予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

長  
窪君。

○8番

ありがとうございます。私も事前に資料をいただきまして、町内には111橋あると、15メートル以上の橋梁を今回の長寿命化修繕計画で策定をされるということではありますが、老朽化の実態、30年以上たっているのが10橋、40年以上が4橋ということで、本当に先ほども述べましたように、50年から60年するごとに、すべてのどんなものでもそうですが、だんだん老朽化していき、維持管理が大変になってくると思いますが、そこで再質問を何点かさせていただきます。

まず、先ほど老朽化の現状を述べていただきましたが、この対象28橋で、現在建設後50年を経過する橋は、先ほども述べられておりましたようにゼロ%ですが、今後平群町にとりまして、10年後は何%ぐらいになるのか。また、20年後、30年後にはどのような%で、50年を経過する橋梁が増えてくるのかいう%の数値をお示ししていただきたいと思えます。

それから、県道ですけれども、椿井橋ですね、椿井橋は県の管理の修繕計画にも入っておりますが、この架けかえまた維持、どのように、大変老朽化が見られますのでね、1960年ですね。これ、架設をされておられますので、県のことですけれども、この対策の計画等がきっちり決まっておりましたら、御答弁いただきたいと思えます。

それから、橋梁での耐震化につきましては、昨年も質問しておりますが、その時点では点検を今後することによって、耐震化の数値も変わってくるという御答弁をいただいておりますので、この3点を質問させていただきたいと思えます。

それから、土木職員の配置でございますが、県内でも12町村で土木技術職員がいないと、このように県の橋梁化計画にも書かれておまして、大変、近隣ではほとんど、この4町のうちほとんど、平群町以外はすべて技術職員、いらっしゃいます。いま現在、課長を中心に経済建設の皆さん、大変御苦勞をしてくださっておりますが、いま述べられましたように、来年度の採用を検討していきたいということですので、ぜひお一人はそういう採用をお願いしておき

たいと思います。

それでは、3点再質問させていただきます。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の何%になるのかという数値でございます。先ほどお答えをさせていただいておりますけれども、確かにですね、50年を経過する橋梁というのは現時点ではございません。ただ、40年経過する橋梁は4橋ということでございますので、10年たてばそれが50年経過する橋梁は4橋になるということでございます。20年後にはそれが10橋が増えて、30年後には15橋に増えるという、そういったこととなります。30年後には、もう全体の28橋の中では50%を超えるという、そういったパーセンテージの数字になるということになります。

ただ、これは何も修繕しないというそういったことの想定でございまして、当然、要するに安全基準を満たすということで、段階を経て修繕を行っていきますので、先ほども申し上げておりますが、新樺井橋については過年度でもう修繕を終えております。そういった橋も含めての数字ということで御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、樺井橋のスケジュールの関係でございます。この樺井橋につきましては、ことしの3月議会でもほかの議員さんから進捗状況についての御質問がありました。一定お答えをさせていただいております。事業区域の建物の解体につきましては、ことしの3月の末で完了しておるということでございます。ことしの秋以降の工事着手ということで、いま現在、それを目指して各関係機関と協議を重ねておるという状況であるというふうに、いま現在聞いておるところでございます。

それとですね、最後に、耐震の関係の御質問でございます。耐震でございますが、これですね、阪神淡路大震災を受けて、道路橋の示方書が改定をされております。道路橋の示方書といいますのは、要するに橋梁の技術基準みたいなものでございまして、それが平成8年に改定をしておるということでございます。

現在、平群町でその耐震基準を満たしている橋梁は3橋ございます。したがって、ほとんどが旧耐震の橋梁であるということでございます。ただ、耐震化をしようとするれば、この長寿命化を図るということとは別にですね、耐震化に向けた調査・設計業務等が必要になります。1橋に対して事業費も非常に

莫大な事業費がかかってくるということでございますので、平群町としては、まずはですね、予防保全の観点ということで長寿命化の修繕計画に基づく修繕事業から着手をしていきたいということでございます。

耐震化につきましては、修繕のめどが立った時点でございますか、当然これは優先度であるとか緊急度、そういったことも考慮する中で、さらには財政、財源も見据えながら検討するというので、そういうことで現段階では検討課題ということで、お答えとさせていただきたいと思っております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。

本当に耐震化につきましては、3連動の地震が発生されることがこの30年で約60、70と言われておりますので、すべてにわたりますして今回質問させていただいておりますことには、財源が大変必要になってきます。

先ほどの予防保全のところでも、策定がまだされてませんので、ある程度の明確な数値というのは出されてないのはわかるんですけども、この修繕、予防保全することによって、大変コストを削減できるということですけど、もう一度質問させていただきたいんですが、予防保全するにも約500億近い費用がかかるということですけども、このような現状についてどのように課長はお考えでしょうか、お尋ねさせてもらいたいと思っております。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

予防保全の重要性というのは、かねてから私どもも非常に予防保全する必要性っていうんですか、それは必要性を感じておりました。特にですね、新樺井橋なんかは、県の指針等が示される前から、平群町独自でそういった安全性を指摘する中で独自で改修をしていったという経緯がございます。

そういったことでございますので、橋梁といいますのは、当然その生活道路でもあり、ライフラインでございます。まずは、そういった補修・点検を行って、延命措置を図っていくというそういったことにつきましては、積極的に進めてまいりたいということで、今後も引き続いて進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

窪君。

○ 8 番



ありがとうございます。昨年ですけれども、9月に奈良県の南部十津川また五条市のほうで台風12号の豪雨災害がありまして、十津川に入る筋の国道168号線の折立橋ですね、あれが落橋をいたしましたことは、皆さんもまだ脳裏に焼きついておられると思うんですが、私も10月の末にこの折立橋があすから復旧するという前日に、その地に行ってみりました。そのときに、本当にすぐ目の前に十津川村に入れるのに、その折立橋の数メートルの橋が落橋したことによって、もう四、五十分の迂回路を伝って十津川に入ったことが記憶に鮮明に残っておりますけれども、本当にそのときに私もこういう道路また橋梁等の公共施設というのは橋また道路というのは、住民の皆さんの命をつなぐものであるということが大変実感をいたしました。女性でありますので、なかなかハード面には疎い部分もあるんですけれども、本当にこういういざいっときに、こういう施設の事前から修繕・補修をしておくことの大切さを大変実感をいたしました。

先ほど課長のほうからも、財政負担が強いられるということもありますけれども、しっかりと予防医学の観点から早期発見・早期治療により大切な命を守ることでもできるという観点から、しっかりと経済負担も軽減できますので、取り組みをお願いしたいと思います。

また、防災・減災面からも住民の命を守ることができるため、これからも命を守る公共投資に積極的に取り組んでいただくことを要望をしておきたいと思えます。

それでは、次に移らせていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

2項目めの通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

1点目、現在までに実施した通学路の安全点検の実施状況についてでございます。4月23日に亀岡市で発生いたしました痛ましい事故の発生を踏まえ、4月27日に、各小学校、中学校に通学路の安全点検の指示を行いました。

その結果、東小学校では幼稚園前の歩道、役場西側の川沿いの道路、初香台住宅地内の道路、西小学校では広域農道沿いの通学路やバス停、県道平群信貴山線信貴山道橋手前の交差点、足折坂の通学路、南小学校では椿井交差点周辺の県道椿井王寺線、それから竜田川駅南踏切、それから正面前から一方通行交差点、北小学校では元山上口駅踏切西側の橋付近、中学校では小学校と重複する箇所もありますが、竜田川沿いの堤防道路、梨本の旧給食センターから若葉台に抜ける町道と国道168号線との交差点などが交通安全施設設置等の対応

が必要な箇所という点検結果が出ております。

2点目の通学路における緊急合同点検の実施についてでございますが、この件につきましては、県教育委員会を通じまして送られてまいりました国からの通達に基づき、通学路における交通安全の確保に向けて、学校、警察、道路管理者が連携、協働し、さらには保護者やボランティアの方々に協力も得ながら、通学路における危険箇所の点検の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

それから、3点目の今日までの通学路の事故状況についてでございます。平成20年度以降に発生いたしました通学路の事故状況でございますが、平成21年度に東小学校において若葉台横断歩道上で下校時にバイクとの接触事故が1件、平成20年度に西小学校で足折坂で下校時にバイクとの接触事故が1件発生いたしました。いずれも軽傷であったというものであります。いずれの事故につきましても、バイク運転者の安全運転が求められる事故ですが、子どもたちへの安全教育も進めていかなければならないと考えております。

4点目の今回事故の事例に該当するような通学路の危険箇所の把握、認識についてでございますが、平群町内の通学路においてはすべての通学路が歩車道の完全に分離整備された道路ではございませんので、各学校では今回の事故の事例のような路側帯が不明瞭であるなど危険であろうと思われる通学路においては、校長や教頭並びにボランティアの方々による立哨や見守り活動、引率などをすることにより児童の通学の安全確保を図っているところでございます。

5点目の危険箇所の改善のための対応についてでございますが、これまでも交通安全施設設置等につきましては、でき得る限り速やかに対応してまいりましたが、点検結果に基づき、さらに改善が必要であると思われる箇所への歩道やガードレール、信号機、看板の設置等につきましては、関係各課、関係機関とも協議をいたしまして、安全対策を強化するとともに、安全運転や交通マナーの向上に向けての啓発やあわせて児童への歩行時の注意喚起の指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。今回の本当に子どもたち、児童・生徒には何ら落ち度もないような、悔しい事故がたくさん発生しております。昨日も、大阪でもあのような殺傷事件がありましたけれども、本当に今回のことを通して、毎回こういうことがあったら安全点検を、本当に教育委員会初め学校また保護者の

皆さん、P T Aの皆さんが努力をしていただいで点検を実施する中、平群町では大きな事故が発生していないということは、大変ありがたいことだと思いますけれども、2番目で、国のほうからも通学路における緊急合同点検を学校と道路管理者、警察が連携してやるべきだと。

いままでこのように国のほうから示してきたことは余りなかったのではないかと、すべて教育委員会、文部科学省を通じてではなかったかと思うんですが、昔のことはどうかわかりませんが、本当に教育委員会で出てきた課題が道路管理者また皆さんと連携しないと前へ進めないということがたくさんありますので、今回は8月を目途に、この緊急点検を実施すべきだとこのようにおっしゃっております。

私も、いままでからの点検、本当に感謝申し上げますけれども、この点検はもう特に形式的にならないように、本当に子どもの目線に立ってもう一度、よくありますね、一つの書類見ても、何回も何回も見直してても見落とすということがありますので、子どもの目線に立っていただいで、国が言っております8月を目途にということですが、その点を御決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。

今後の対応につきましてでございますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、関係機関並びに保護者等の協力も得ながら通学路における危険箇所の点検の実施に向けて検討してまいりたいと、また子どもの視点に立てということでございます。そういったことから丁寧を実施する、実施につきましては、例えば対象必要箇所の抽出に際しまして、ホームルームの時間であるとか児童・生徒からの意見も参考にしながら抽出してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、関係機関とも協議・連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。

最後に子どもの視点に立ちました、このいま御決意を述べていただきましたけれど、通学路における緊急合同点検を学校、道路管理者、警察などと連携し、

児童・生徒の皆さんがこれからも安全で安心して通学できるよう、必要な措置を確実に講じていただくことを要望をいたしまして、次に移らせていただきます。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、3点目でございます若い世帯の定住化対策として持家取得補助制度等の創設についてにつきまして、お答えをさせていただきます。

議員のほうより御提案ございました定住化促進制度につきましては、御質問の中で他の自治体の事例ということで御紹介いただきました自治体など、また多数の自治体におきまして、人口減少に歯どめをかけ、また若い世帯の定住化によりまして活力あるまちづくりを推進するために、非常に有意義な施策であるということで制度化されている自治体もあるということは、認識しておるところでございます。

平群町におきましても、人口減少を抑制しまして魅力あるまちづくりを行うために、定住化促進につきましては、喫緊の行政課題ということで受けとめております。この件につきましては、既に役場庁内ということで副町長並びに関係課長によります協議を既に行っておるところでございます。それで、その中で定住化促進制度の方向性と実現に向けた課題等、いわゆる事務手続等々の課題等の洗い出しを実際に行っているところでございます。

その中で、制度の基本的な考え方という部分で、転入者、転居者の住宅環境に対する施策であるということから、平群町の場合、定住化をより担保をするということを念頭に、まずは住宅取得者に対しての何らかの補助制度の創設ということで協議を進めておるのが現状でございます。

今後につきましては、既に先進的に実施をされておられます自治体の事業成果などを十分の確認する中で、具体的な施策の実施に向け、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。財政が厳しいからという御答弁はされなかったんですけど、されるかなと予測をしておりましたけれども、財政が厳しいからと言っていたらと思っただけで再質問を考えてきたんですが、それは入ってなかったからまあよかったかなと思っておりますけれども、本当に今回、私もな

ぜこのような質問をさせていただきましたかと言いましたら、町内の住民の方からこのような河内長野市のこういうパンフレットをいただきまして、窪さん、こういうのをしっかりと平群町でも導入してもらいたいと、本当に住民の皆さんが平群の人口減少に大変御心配してくださっているという思いを、ここしばらく本当に多くの声をいただいたわけなんです。そういうことから、質問をさせていただきました。

本当に、北海道にも約1時間にわたりお電話させていただきましたまして、聞き取りをさせていただきましたけれども、本当に多くの住居を決定する要因になったと、どこに住もうかなと思ったときに、この制度があるところに、いま若い皆さん、しっかりされておられますのでね、税金の安いところ、また子育てがしやすい制度があるところ、そういうことを考えながら、それぞれ皆さん、若い世代の皆さん、本当に生活大変な中、知恵を働かせて生活されておられますので、そういう制度は大変魅力ある制度でありますので、一切マイナス面は私はないと思います。いまの御答弁でも協議を、先ほど馬本議員の御答弁にもございましたけれども、協議を行っている、事務手続等々のそういう協議を行っているということで、町としてもこのままではだめなんだということを考えておられるということだと前向きにされているということは、よくわかりました。

私が言っておりますものは、固定資産税をまず完納、北海道の事例では完納していただいてから、固定資産税というのは4期に分かれていますけれど、まず4期をすべて完納されましたら、2週間後のすべてが戻ってくる、全額交付される、戻るといふふうな制度、奨励金的なものになるんですけれども、先から払わなければ一番いいんですけど、まず完納をしていただいて、奨励金という制度の導入をされているところもあります。

この若い世代の定住化対策で、この協議を行われて、いろんな対象者とかどういふ方向でされるかというのは、大変すぐにやりますということとは言われなくてもよくわかりますけれども、将来のまちづくりに、この数年間、私も期間限定でいいのではないかと思うんですね。数年間ないものとしたら、平群町としては一切マイナスになるということはないということ、もう御認識されておられますと思いますけど、また河内長野市では、この制度、昨年度から導入された時点で、駅等でこういう制度がありますということをすごくアピールされたということも伺っておりますので、もう一度再度確認させていただきますけれども、補助制度のこの創設に向けて前向きに検討してまいりたいと、このように受けとめさせていただきますのでよろしいのでしょうか。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

いま、るる御説明をいただきました部分で、制度の具体的な中身につきましては、まだ今後勘案すべき点、またいろいろ検証すべき点というのは多々ございます。ですが、一定平群町における定住化の促進制度ということで、今後推進をさせていただくために、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。先ほども馬本議員も本当にすごい思いで言われておりまして、ここにいらっしゃる議員の皆さん、みんな同じ気持ちではないかと私も思います。また、私はこういう前向きに考えてくださっているのであれば、まず奈良県内であんまりこういう制度、まだされてるところがいらっしゃらないんですね。吉野町ではあったかと思うんですけども、まずやはり何でもアピール力が大事なんですよね。

数年前ですけれども、2番ではだめなんですかと、このような言葉が有名になりましたけれども、やはり1番でないとだめだと思うんです。2番ではだめなんですよね。2番では、アピール力がものすごく低下するんですよね。ですから、本来に来年からのになりますけど、いまからこういうことをお伝えしていく、早急にそういう取り組みを明確にね、いままで協議されてこられておられるんですから、もう今年度中にでもこの制度は平群町で創設するんですよということでね、もう徹底したアピールをしていただきたいと思います。

その前にほかのところされたら、そこへそういうことはありませんけれども、そういうこともありますので、その点をお願いをしておきたいと思います。それでは、実現に向けた早期の取り組みを強く要望をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、次に4項目めのコミュニティバスの早期ダイヤ見直しに関する御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目で御質問のこの間のコミバスの乗降分析に関する御質問ですが、大きな特徴としましては、西山間ルートで利用者数に増加傾向が見られること、また中央循環ルートで新たなルート沿いの利用者が増加する一方、旧南部ルー

ト沿いの利用者が減少しているっていうことが言えます。

特に中央循環ルートにつきましては、旧南部ルートの利用者を中心に利用ニーズの高かった第1便、始発便ですけれども、これの運行時刻が以前の旧ダイヤよりも遅くなって利用者数が減っているっていうのが、特徴の一つというふうに言えると考えています。

その主な要因としましては、以前よりも御指摘をいただいておりますが、保育園、幼稚園への通園の利用がしにくくなったこと、加えて春日丘団地内バス停を中心に乗降客数が旧南部ルートと現在のルートと比較して、月平均乗降客数でいまましても約30%の減少が見られます。これは、議員からも常々御指摘いただいておりますが、買い物等での利活用がダイヤの関係で不便になったことが要因にあるというふうに考えています。

次に2点目、ことし夏のダイヤ見直し計画の検討内容についての御質問でございます。3月議会で、8月を目途にダイヤの部分修正を検討したいという答弁をさせていただきました。修正の考え方としましては、いまこのタイミングで大幅なダイヤ改正をすることは、かえって利用者に混乱を招く恐れがありますので、必要最小限での部分的ダイヤ修正の方向で、バス事業者とも協議をしてきたところであります。

内容としましては、先にも申し上げました乗降状況の分析に基づきまして、旧南部ルートの第1便の運行時刻の運行確保を主課題としており、限られた財源の中ではございますが、例えば椿井交差点南からの発車や、現行の東山駅発車時刻を早める方法等々を含めて検討しているところでございます。

検討結果につきましては、6月28日の公共交通会議に諮る予定を、現在しておるところでございます。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。いま、西山間は増加で、中央循環、東山まで延長してくださることによって新しい停留所の増加を見た、これはメリットのほうですけれども、デメリットですね、旧南部ルートを利用してた皆さんが本当に激減していると、いま春日丘団地のことを一例として挙げていただきましたが、約30%減少しているということです。

それから、また椿井の交差点から先ほど幼稚園、保育園等もありますけれども、椿井の交差点から乗られる人数も拡充する前、10月では149人だったのが、いまは4月では57人しか乗車、椿井交差点南では約3分の1になって

いるわけです。また、樺井交差点、おりられる方も98人から49人と半減しているという、こういう旧南部ルートの皆さんにとって本当に乗りたくても乗りにくいというデメリットが発生したことは、本当につらい話なんですけれども、そこで再度御質問させていただきますが、まず、私、3月議会で旧南部ルートの利便性を担保できるようにという御答弁をいただきましたけれども、旧南部ルートの利便性の担保とは、町としてはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

それから、今夏のダイヤ見直し計画、いまお聞きしてますと、大幅なダイヤを見直せば混乱を招くと、必要最小限ということで、第1便のみの修正なのかなと、こう受けとめたんですけれども、それでありましたら、春日丘ではこのことによりまして、いままで旧南部のときは便数も多くありました。これは、拡充により理解はできるんですけれども、大体1時間、1時間の滞在で行けてたのが、いまは1時間22分、1時間30分、2時間12分、1時間40分と、あの樺井交差点南周辺でそんだけ買い物するような場所があるのかと、そういうことで王寺に買い物に行かれる方が増えていらっしゃるんです。

特に春日丘は高齢化が進んでおりますので、このコミバスは本当にこの町の施策にはもう皆さん感謝されておられるんですね。ところが、乗りにくい。向こうで約1時間半も2時間も何をしとくんだって、それだったら忙しい時間、乗るだけ乗って、帰りはまた王寺とかこういう感じになります。だから、このもう一度その見直しの内容ですね、第1便だけなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

はい、見直しのポイントとしましては、先ほど申しあげましたように、第1便を追加して始発を増やすというふうな考え方です。もちろん、これも先ほど申しあげましたように、委託料の問題もありますんで、若干そのことによる影響も考えなければなりませんので、そこらについての詰めはまだできてない部分もあるんですけれども、基本的な考え方としましては、第1便、旧南部ルートの始発で、先ほども申しあげましたように、結構やはり保育園や幼稚園等々への通園なんかで利便性が減少したということが強い御意見としてありましたし、現に旧南部ルートの運行時に第1便の始発便の利用者が一番多かったというふうな現状もありますんで、そこらを中心にその便を増加していくっていう方向でいま考えております。

利便性の担保ということにつきましては、バスのダイヤを、これも何度も同



じ話ですけども、見直すということは、やはり、窪議員のおっしゃることはよくわかりますし、現にその旧南部ルートの利用者数が減っているということも事実ですんで、我々、そこは真摯にとらえなければならないというふうに思いますけども、全体として中部方面、それから北部方面の利用者のことも考えなければなりませんので、もちろんその南部ルートの利用者の利便性につきましても、おっしゃっていただいた御意見を十分に吟味しながらダイヤ編成については考えていきたいというふうに思っていますけども、今回の部分についてはそれほど大きなその辺のダイヤ見直しはできないというふうに考えています。

○議 長

窪君。

○8 番

少しダイヤ見直しの内容、第1便を私は左回りも右回りもすべて東山からこう回られておられるんですけども、それをこのままのダイヤを置きながら、またもう1台走らせるというふうに受けとめてしまう御答弁なんですけれども、追加で走らせるということはそういうふうに受けとめてしまうんですけど、再度確認させていただきたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

申しわけありません。そういう意味じゃありません。いま先ほど初めにも御答弁させていただきましたけども、方法としては、いま窪議員がおっしゃったように、いま現在は東山駅を二つのルートを始発にしていますけども、これを一つは東山駅、一つはどっか違う南部のほうでっていうふうなことも検討の一つの視野の中に入れて考えていきたい。ただ、根本的にはちょっと誤解がされるかもわからないですけども、基本的にはいまの現行ルートの東山駅の基点になっているんですけども、そこらについては基本的にはいらわないですけども、部分的にそういうことも可能ではないかなっていうふうには考えていますんで、その辺をバス事業者と協議を重ねているところでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

いまご検討中ですのでね、きっちりしたことは言えないと思うんですけども、私が考えますのは東山から1台は出まして、左回りは出まして、右回りを南のそれこそ樺井交差点、南部地域から発車させることによって、維持コストに何ら問題はないのではないかと思います。

ただ、私が提案しているものは、右回りがすべてダイヤが5便とも変わってしまいますので、今回はそういう大幅なダイヤの見直しはできないと、1便、幼稚園、保育園に行かれる方がいままで乗られてた方が乗られない、これだけは担保するというふうに受けとめるんですけども、では、今後、この旧南部ルートの利用者減少に対しまして、今回は小さな範囲での修正をされるように考えておられるみたいですけど、大幅なダイヤ見直しは、じゃ次いつごろされるんでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

明確にいつっていうことは考えておりませんが、現在実証運行期間中でもございますので、ダイヤ改正のタイミングにつきましては、基本的には1年未満での大幅なダイヤ改正は避けるべきではないかなというふうに考えています。現に11月から運行ルートを大幅に変えて、状況で言いますと、4月、5月、例えば5月なんかで言いますと、全体としては乗降客が15%ぐらい伸びているというふうな状況も、前年度比ですけども、ありますし、もう少し様子を見る必要、中部、北部の利用なんかについても必要があるかなというふうに思っていますので、そういうことも含めまして、基本的には1年を経過し、そのときの状況等を勘案しながら、タイミングについては必要性があれば変えていくというふうに、前向きに変えていきたいというふうに思っています。

試行実行が26年までですんで、それまでの間に何とか平群町のコミバスのベストに近いそういったものをつくっていききたいというふうに考えています。

○議 長

窪君。

○8 番

であるならば、1年たってないということで、しかし、今回幼稚園の皆さんの担保、保育園の皆さんの担保をするために変えられるということですけど、この公共交通会議、開催されますけれども、御予定としては、では、幼稚園、保育園始まる9月から一部改正をされるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

これは、これから公共交通会議に諮りますんで、あくまで予定ということでお願いしたいんですけども、一応9月を目途に考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

先ほどから、私は春日丘に住んでおりますので、中部の皆さんとか、また若葉台地域の皆さんとかのいろんなこともあるんですけども、一番春日丘は平群町で一番古い古い団地になっておりますので、大変高齢化が進んでおりますので、もう本当に今回、本来であるならば改正をしていただきたいんですけど、先ほど課長のほうから1年経過し、前向きに今後検討したいという御答弁いただいておりますのでね、しっかりと検証していただきたいと思うんです。

それから、今回公共交通会議で出されますけれども、昨年も私、この公共交通会議で策定されたものに対するパブリックコメントなるものを平群町はされてなかったと思うんですね。ですから、やはりこういうことを公共交通会議で決められる場合、多くの御団体の皆さんがお忙しい中、公共交通会議に御参加いただいておりますけれども、ほとんど利用者でない皆さんのようなお顔に、私は傍聴席にいてて拝見するんですね。ですから、やはりそういう利用者の現場の声というのが一番大事です。大変いま大きな財源を使って、平群町、こういう施策を取り組んでくださっているのに、本当にマイナスの御意見が出るということは、私も大変つらい思いをしておりますし、また皆さんも困っておられます。

ですから、今回、こういう公共交通会議で出されたことに対する意見聴取をすべきだと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

窪議員からは、コミバスに関していろいろ御質問、それからふだんも御意見なんかもお聞きさしてもらっています。基本的には私は思うんですけども、基本的ベクトルというか方向性は町も一緒というふうに考えています。ただ、南部方面の御意見のみならず、いろんな団体や個人からもいろんな地域の要望とかいうなのも届いてますんで、我々としましてはすべてにこたえれば一番いいんですけども、財源のこともありますし、やっぱり全体として公平、公正性を担保していかなければならないというふうに考えてますんで、その辺についてはよろしく御理解願いたいと思います。

パブリックコメントにつきましても、これはやることにやぶさかではないんですけども、この案件がパブリックコメントの制度の趣旨に沿うものなのかどうかについては、検証した上で慎重に考えていきたいと思います。別にそうで

なくても、かなり役場にほうに電話なり投書なり、また各議員さんのほうからとか、特別委員会も開いてますんで、いろんな声っていうか、業者のほうからもお聞きしますし、そういった形で利用者の方がどうお考えになっておられるか、何に不便を感じておられるかっていうようなことについても、ある程度認識、承知できるものではないかなというふうに考えてますんで、パブリックコメントにつきましては、もう少し慎重に考えてみたいと思います。

○議長

窪君。

○8番

最後になりますけれども、私も今回課長が一部修正ということで、ただ、去年11月から始まりました、それがずっと何年間かけたらそれで定着してしまうわけですね。そこから大幅に改善するというのはもっと大きなエネルギーが要するという、私はそこを大変危惧しております。平群町全体の公平、公正性というのはよくわかりますけれども、やはり坂道の多い地域に対するいままでの利用者の担保っていうのは、守っていただきたいと思います。本当に日常生活の重要な交通手段として、このコミバス施策はなくてはならない施策でありますので、早急に利用しやすいダイヤの見直しを強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

発言番号4番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○6番

通告に基づきまして、大きく3点について質問いたします。

まず最初に、長年の課題となっている国道168号、森脇橋から旧南都銀行までの歩道設置について質問します。

この事業は県事業であることは十分承知していますが、町としてもこの道路を通勤・通学など多くの近隣住民の皆さんが利用されていることから、早急に歩道設置などの安全対策を講じる必要があるということは言うまでもありません。県郡山土木は、昨年4月、年度内に工事を着工すると説明していましたが、いまだそうはなっていません。

そこで、この歩道設置事業について具体的な計画内容と現在の進捗状況、そしていつごろに完成するのかお尋ねいたします。

2点目は、老朽化した下水道管の改善についてです。

平群町では、1960年代から大都市大阪の近郊として住宅開発が始まり、

最初の春日丘から近年の菊美台、月見台まで大小さまざまな住宅開発が行われてきました。その開発に伴って、汚水や雑排水を処理する下水管の整備も当然のことながら行われました。

最初の春日丘の開発が1962年ですから、ことしで半世紀、50年が経過したことになります。町内各地の下水管の老朽化が進み、そのことを原因とする道路の陥没も起きています。ちなみに少し古くなりますが、6年前の平成18年度、全国の道路陥没事故は4,400カ所あり、下水道管布設30年を境に経過年数が長ければ長いほど、陥没の危険性が高まる傾向が明らかになっている、このように国土交通省下水道事業課の担当官が説明しています。

平群町の下水管について、その実態はどのようになっているのでしょうか。具体的には、布設30年以上の下水管の延長、そのうち点検や調査をした管の延長、既に布設がえをするなどの改善対策をとった管の延長について説明を求めます。同時に、この老朽下水管を改善するに当たっては、国の補助がある下水道長寿命化支援制度などを活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、下水管問題では、春日丘地区の背割り排水管の問題があります。これについては、一昨年12月議会で、その改善を求めて一般質問で取り上げました。町の答弁は、背割り管は個人の財産であるから町が管理するものではないとして、その改善については関係住民の問題とのことでした。

そのときも指摘しましたが、本来なら各宅地からの汚水や雨水は、その宅地に面した公共の道路に個々に流すもので、宅地内の排水管については個々の責任で改修すべきものです。しかし、問題の背割り排水管は数軒の敷地内を通過して公共の下水管に放流しており、途中の排水管の責任はどうしてもあいまいになります。

もともとこのような施工をした開発業者に問題がありますが、それを許可した行政にも責任があります。町としても、この背割り排水管問題の解決に努力をすべきと考えますが、町長の所見をお尋ねいたします。

3点目は、就学前の教育・保育の充実について質問します。

この数年、自治体職場において非正規の職員、一般的には臨時職員が相当数を占めています。中でも保育園保育士の非正規率は、全国平均では既に5割を超えています。平群町でもこの間新卒や若い保育士さんを正規職員でなく、非正規で雇用している実態があり、短期間で近隣の自治体に正規で就職するという事例も聞いています。

はなさと保育園、南保育園と平群幼稚園の保育士、教諭の雇用形態、正規や非正規、非正規についてはフル、パート、それはどのようになっているのでしょうか。言うまでもありませんが、幼稚園教諭、保育園保育士の非正規雇用の

増加は、就学前教育・保育の質の低下につながります。

平群町では、昨年就学前保育・教育指針案が示されています。この指針案は、基本理念として乳幼児における子どもの心身の健全な発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培うと、こううたっています。これは、幼保一体化の是非とは別に、就学前教育・保育を充実する上で、非常に大事だと考えます。

そこで、この理念に一步でも近づける、また子どもの歓声が聞こえるまちづくり、子育て支援の前進のためにも、保育園保育士、幼稚園教諭は正規雇用にするべきと考えます。町長、教育長の見解を伺います。

以上、大きく3点について当局の明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、1点目の国道168号線吉新歩道設置の内容、進捗状況、完成予定時期の御質問にお答えをいたします。

まず、整備内容でございますが、旧の南都銀行の交差点から森脇橋の交差点までの間約130メートルの区間におきまして、国道の西側に3.5メートルの歩道設置を行うという計画になっております。進捗状況でございますが、2年前の平成22年6月議会でもほかの議員から一般質問をされております。当時の内容としましては、平成22年度から23年度において地図訂正並びに用地買収、平成24年度以降で工事を着手するという予定であると、そういった旨の答弁をしております。

現時点での進捗状況を申し上げます。全長130メートルのうち半分の65メートルの区間において地図訂正は完了いたしました。地図訂正の完了区間の土地建物、耕作物に対して2名の地権者がおられます。そのうち1名の地権者とは土地と建物の移転補償について交渉中であり、おおむね理解と協力が得られる見込みとなっております。もう一名の地権者とも交渉中で、地権者の了解が得られた後、耕作物の補償調査の業務発注を行うという予定となっております。残りの半分の65メートルの区間につきましては、非常に広範囲な地図訂正が必要となりまして、現時点では未発注であります。

このような状況でありますので、当時のスケジュールから大幅に遅れが生じております。遅延した要因としまして、地図訂正を行うに際して、地元地権者間の境界紛争があり、その解決に時間を要したのが大きな要因ではないかと考えております。

したがって、現時点で完成時期まで申し上げる状況ではないということにつきましては、御理解をいただきたいと思っております。いずれにしましては、吉

新の歩道整備につきましては、本町にとっては重要な課題であると認識をしております。今後も引き続きまして、地権者並びに関係者の協力を得ながら県と連携して事業推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

山口君。

○6番

この問題についてはね、昨年というのを先ほど言いましたけれども、もうそのずっと以前から問題になってて、利用される方は御存じだと思いますが、歩道も、信号はありますけれども、歩行者が歩く設計にはもちろんなっていないわけですね。この歩道が完成すれば、当然歩行者用の信号機もですね、森脇橋東詰めにいいのか北詰めにいいのかわかりませんが、あそこの国道との部分です、つくわけですけど、いまはとにかく車の動きを見ながら、自転車なり歩行者なりがあ道路を渡るまたはどっちにしても渡らざる得ませんから、駅のほうへ行かれるという非常に危ない状況です。

それを解決するためにいろいろやっていたのですが、昨年4月の時点で郡山土木事務所はですね、もう既に測量設計が完了してその用地買収に向けた地図訂正の手続を進めようとしてた。だけれども、駅周のことがあって、歩道の幅員をそれまでの2.5メートルから3.5メートルに、いま説明にはなかったですけども、以前そういう説明を3.5メートルに変更せざるを得なくなったので遅れている、このように昨年の4月段階ではですね、私も共産党の生駒郡の議員団で郡山土木へ行ったときにはそういうお話でした。

しかし、いまの課長の答弁はちょっと違いますよね。境界紛争が遅れた主な原因だって、こう駅周とは関係ないような話になってますが、まあその辺は事業を進めている郡山土木、それに協力している平群町、その辺どないなっているのかもうちちょっとはつきりしていただきたいのと、住民の皆さんは本当に1日も早くできるところからでも、とりあえずいまおっしゃった森脇橋から6.5メートル、もうこれについてはね、先にできるのであれば途中までであったって、いまも言いましたように、橋横の交差点部分が非常に危険ですから早くやっていただきたい。全体については、完了の時期はいま言えないという話でしたけれども、その6.5メートル部分について先に着工できるのであれば、もちろんこれは県の事業ですから町がやるとかやらないとかというこっちゃにはならないと思いますが、その辺は県にしっかりとですね、要望していただいて、6.5メートル部分だけでも先にやっていただきたいとこのように思うんです。

が、またその部分については、じゃやれるとしたらもうすぐにでもできるのかどうか、その辺もう一度答弁いただけますか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

まずですね、遅れた原因でございますが、きょうの一般質問の答弁につきましては、当然のことながら県郡山土木と答弁の調整をしております、郡山土木の了解を得る中で内容につきましてはチェックをかけてもらっているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

当初ですね、吉新歩道は事業決定されたのが平成18年というふうに聞いているんですけども、このときは2メートルの歩道整備であるということでございます。それが、駅周との整合性というのもありまして、3.5メートルに変更になったということでございます。ただ、いずれにしましても2メートルであっても3.5メートルであっても、当然その土地建物の移転補償なりですね、用地買収につきましては伴ってくるということでございますので、それについては何ら変わらないのかという認識をしております。そんなことでございます。

着手の関係でございますけども、先ほどですね、説明をさせていただきましたのは、全体で130メートルありますと、その中で65メートルと65メートルなんですけども、その地図訂正が完了した65メートルといいますのは、北側の区域でございます。北側の区域の間ですね。そこに土地建物それと耕作物があるということで、そこに対して2名の地権者がおられると。それに対して、いま現在鋭意交渉中であるということでございます。

工事の時期でございますけども、まずはそちらから先行着手していきたいというふうに考えていただいているということでございまして、要するに議員が御指摘の森脇橋の交差点の区域、これにつきましては、これから地図訂正を行っていくということでございますので、いまの段階ではその辺の着手時期のめどが立っていないという、そのように聞いております。

そういったことで御理解をいただきたいと思います。

○議長

山口君。

○6番

わかりました。めどが立っていない、もちろん相手のあることですから、こっちがいくらやるってできないわけですが、そのことはいいんですが、じゃ私がいま再質問で言ったのは逆に北側のほうが先にできると。ということは、あの交差点、いまのままということになるんですが、そのちょっとね、できる



までの間あそこの通勤・通学の時間帯も含めて安全対策、これはちょっと質問ではないですから要望だけにしときますけども、安全対策についてその歩道を、いまのままだったら、来年できるとかだったらまだいいんですが、いつかわからないというような話になってくると、あそこの交差点の安全対策についてはね、ちょっとどういう方法があるか研究していただくという、これはまあ担当課違うのかわかりませんが、ちょっと研究すべきだというふうに思うんです。それは、もちろん県とも話し合いをしてということになるんですが、その辺はちょっと今後、私たちも県のほうにも要望したり、いろいろ提案したりはしていきますけれども、そういうことも町としては今後考えていただきたい、このことはちょっと要望しておきたいというふうに思います。

この件は結構です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、2点目の老朽化した下水道管の改善対策をという御質問の中におきまして、3点御質問ございました。

まず、1点目の布設30年以上の下水管の延長、そのうち点検や調査をした管の延長についてということで御質問ございました。

これにつきましては、平成29年度までの公共下水道事業計画認可区域331ヘクタールのうち、現在供用開始区域内の管渠については、平成4年度事業着手、平成18年度供用開始でありまして、すべて供用前にも点検等をしております。よって、新設管という扱いでございまして、老朽管には当たりません。

平成22年度供用開始の竜田川ネオポリスに関しましても、既存の污水管1,174メートルにつきましては、築造後41年経過しておりましたが、調査の上、供用開始前に必要な改築整備をしておりますので、これも現状では老朽管には当たっておりません。

今後供用を予定している集合処理合併浄化槽が設置されている住宅団地の污水管については、現在整備事業を進めておりまして、污水管の老朽度、破損状況、雨水の浸入状況等について調査済みでございます。

これら調査済みの経過年数と延長ですが、本年度供用を予定しております菊美台が19年目に当たりまして8,504メートル、月見台が17年目で2,300メートル、光ヶ丘が26年目で2,029メートルです。来年度以降に供用を予定している椿台が40年目を迎えて5,292メートル、若葉台が35年目と37年目で5,127メートル、ローズタウン若葉台が30年目で3,041メートル、緑ヶ丘が32年目から39年目に当たりまして9,8

22メートル及び三里の東御陵台が26年目で630メートルとなっております。以上の総延長は3万6,745メートルとなりまして、うち30年以上経過しているものは4地域で2万3,282メートルあります。

また、北信貴ヶ丘1丁目の集合処理合併浄化槽地区については、44年目に当たりまして管渠延長は746メートルですが、調査済みでございまして、道路陥没の危険がある破損部分については、調査の結果、修繕工事を実施済みでございまして。なお、この地域の供用開始につきましては、三郷町東信貴ヶ丘3丁目地域との一体整備が必要でありますので、また県道椿井王寺線の改良拡幅事業の実施時期と合わせるというそういった必要がございますので、現時点で公共下水道編入時期は未確定でございまして。

次、2点目で、老朽下水管を改善するに当たって、国の補助、下水道長寿命化支援制度等を活用するべきという御指摘、御質問でございまして、そのとおり予定しております。詳しく御説明申し上げますと、先ほど申し上げた集合処理合併浄化槽地域の既存の污水管については、現在進めている社会資本総合整備事業と町の単独事業によりまして、雨水などの不明水浸入対策と、道路陥没の原因となるような危険度の高い破損部分の改修工事を実施いたしまして、県の接続許可を得まして公共下水道に編入、供用開始を行います。

次に、供用開始によりまして、これらの污水管が公共下水道施設となった下水道管路につきましては、長寿命化計画を策定しまして、社会資本総合整備事業の中で新たに長寿命化計画に基づいた管路の改築、修繕工事を実施して、既存管路の長寿命化を図るという流れで考えております。

次に、春日丘の背割り排水管の問題についての御質問でございまして。前回、平成22年12月議会において、議員のおっしゃるとおり、背割り管は個人の財産でございまして町が管理するものではないとの趣旨の答弁もしております。今回もそれについては変わりはありません。御質問の中でおっしゃったとおり、宅地内の排水管については、個々の責任で改修すべきものでございまして。

また、現行の法令、開発指導要綱等に基づく行政指導においては、個々の敷地の排水は個別に前面道路の下水管に放流されるよう指導しているところですが、春日丘開発当時の基準に基づいての宅地造成あるいはそれに対する奈良県の許可においては、当時問題はなかったものと考えられます。また、開発当時、道路などの公共施設については町に移管されてはいますが、背割り排水管については、その用地も含め町に移管されていないことから、当時、公共施設としての取り扱いではなかったと考えられます。

また、御質問の中で背割り排水管の責任はあいまいになるとのことですが、

背割り排水管に限らず、一般的な共有施設というものの管理にはですね、すべからく利用相互における意思疎通というものが重要であると存じます。背割り排水管の設置されている区域の全世帯が公共下水道に接続していればですね、生活排水、浄化槽処理水などの流入がなくなりますので、においや衛生上暗渠管である必要はなくなります。U字溝などに改修が可能と思われれます。ちなみに、御承知のとおり、公共下水道整備事業は国庫補助及び起債を主な財源として実施されてはおりますが、その上でさらに利用者負担もございます。個々の宅地内の汚水排水設備改造工事には、平均で25万円、30万程度必要になります。加えて加入負担金10万円と合わせて40万円程度の自己負担が、公共下水道事業といえども必要になってくるわけです。

今回御質問の50年間程度利用してきた背割り排水管の改修にはですね、当然幾ばくかの利用者負担が生じることは、これはやむを得ないことかと存じております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

いま主にね、いまの最初の答弁は、公共下水道の話をされて数字並べられたと思うんです。これについては、当然開発したときの延長で多分説明されたんでしょう。それと、既にまあコミプラの関係で公共下水道につながっているのは、竜田川ネオポリス、それから今年度に光ヶ丘、若葉台、菊美台、月見台っていう、こういう3月議会でも説明がありました。

こういうのについては、当然そうだと思うんです。私はね、それもあるんですけれども、例えば春日丘、公共下水道一次認可区間として既に入ってます。ほんでそれで、春日丘の道路部分に入っている公共下水道の本管も、これも早くにもう接続され、ずっと前にですね、入ってます。

ただ、私がここで言っている下水管っていうのは、それだけではなくってですね、もともと、例えば平群町内と言えば初香台や私が住んでいる福貴団地、コミプラの入っていない開発地域もあるわけですね。ここらについては、当然合併浄化槽じゃなくって、コミプラじゃなくって、それぞれの宅地内にそれぞれが汚水、雑排水の処理をして、それから竜田川に流す管が入っているわけです。これらの管についてはどうなんですか、それも含めて、だから公共下水道って書いてないでしょ。下水管て書いてんのはそういうことなん。それも道路の下に入ってるわけじゃないですか。それがどないなっているんですかというの質問に入っているんですけれども、いまの答弁、全くそれがなかった

という。50年で私、わざわざ書いているのは、春日丘、まだそれ入ってるでしょ。公共下水道と同時に、いまつながっているところは雨水管しか流れてないかもわかりませんが、100%公共下水道に接続されているわけじゃありません。昨年、この前の質問に対しては80%程度、いまもうちょっと増えてるかもわかりませんが、だから10%から20%の間でつながってない家もあるわけです。

それらの人たちは、それぞれの個々の浄化槽を通して、それから流れている。背割り排水管もあればないところもありますから、全部が全部じゃないですからね、春日丘も。それはどないなってるんですかと、春日丘でこの前、2年ぐらい前ですか、崩れたところありましたよね。あれはまあ一番真ん中の部分で、竜田川の駅から春日丘へ上っていく途中でだったという、私も細かいこと知りませんが、あれですけれども、まあそういうことがとことこ起きると、だからそれも含めての話をしてるんですよ。

公共下水道だけの話をしてるんじゃない。だってそうでしょ、初香台だったら春日丘の次に開発されたわけだから、もう既に40年以上たってるでしょ。ここも公共下水じゃないけれども、ここもじゃ川に流れている下水管、道路下に入っている下水管は、一体どないなってるんですかと、陥没の恐れはなんですかと、その点もう一度答えてください。

さっきの数字は、私は全然メモもできませんでしたから、また後でもらったらいいですけども、その点を聞いてるん。その上で、国の補助事業である長寿命化支援制度、それも対象に、いろいろ読んでみると、一応法律というかその資料も何ぼかネットで取りましたけども、なかなか読み取りにくいもんですから、私がいま言った公共下水道じゃなくって、そういう個々の雑排水、処理済みのやつもあれば処理してないのもあるんかわかりませんが、雨水も含めて流しているそういう下水管についても、国のそういう補助制度があるのかどうか、その辺についても答弁していただきたいかったんですが、こういう資料をいろいろ読んでもですね、それがちょっとわからないもんですから、その点どうなのか、それについても再度答弁していただきたい。

それからね、背割り排水についてはね、もちろんね、公共下水道の工事でも宅内部分については自己負担ということで、いまも平群町、やられてます。それはそれでいいんです。ただ、背割り排水管の場合は、例えば多いところだったら8軒まとまって最終のところには8軒分の、要するに雑排水がこれまで流れてきてたわけですよ。それを個々の責任や言うたって、自分とこの家の部分だけの部分だけの分やったら直せますけど、よその部分まで勝手にとめるわけにもいかんし、そういうことに対してね、何も町が全部金出せという話をしてる

んじゃないくって、町も入った上でどういう解決方法があるかやるべきだと。ほんで、この近隣では三郷町の信貴ヶ丘でも背割り排水があったのが、いま完全に解決したかどうかわかりませんが、公共下水道の接続の中で、解決をみているというような話はちらっと聞いています。

だから、平群町も本来なら公共下水道につながったときにですね、雨水管も含めて道路の前、宅地の前のほうに排水管を持ってくるような指導といいますか、話し合いといいますか、もうそうしといたほうがいいですよということがね、本来ならあるべきだったのがですね、当時その問題で自治会の中でいろいろ話していた人に聞くと、全くそういう説明がなかったし、そういう意見も言う場も、まあ知りませんよ、その人の言う話ですから、持ってもらえなかったというような声も聞いてます。

いや、ですからもういまさらそんなこと言っても始まりませんから、いまの段階ではやっぱり町としてもね、住民がそういうことで困っているんだったら、全部町が負担するという話じゃないくって、その声にこたえて町も入って話し合いをする、どういう解決をするかその人たちと一緒に考える、こういうことが大事だと思う。いや、個人の土地だから勝手にしてくださいじゃだめでしょ。

例えばほかの事業だって、消防の事業、春日丘、昨年度のやつまだ入らずのことし消防水のプールみたいなのができるみたいですけど、あれだっていろんな人の協力が必要なわけでしょう。だから、町の事業だって住民の皆さんに協力してもらうんだから、住民の皆さん1人の個人のね、財産の問題じゃないんだから、共有して春日丘では七十数軒がそういう状態になっているわけでしょ。これは少ない数じゃないですよ。それに対して、個人の問題だから勝手にやってくださいというような態度はいかがなものかと。ここはね、ちゃんと住民の声に耳を傾けて、特に春日丘の場合、町長も御存じだと思いますが、9年前の平成15年にですね、中三条の角でしたか、南三条の北側ですね、あそこで議会中、何月か、6月ぐらいだったと思いますけれども、家まで被害いかなかったですけど、二、三メートルのがけが崩れてですね、町長、あのとき議員ですぐ見に行かれたって話されてましたけれども、そういうことがちょこちょこ起きる地域なんです。

だから、そういう地域だということも含めて考えればね、被害が出る前またはもう50年たってそういう状態になっているということも含めて、町としても入って当然やるべきだと思うんですが、町長、その点どうですかね。

その3点、もう一度答弁いただけますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、公共下水道以外の下水管、いわゆる雨水管なりですね、雨水管と生活排水なんかが入り混じっているような雑排水管、そこら辺についてはどうかという御質問、一つありました。

私答弁しましたのは、公共下水道に関しての答弁でございまして、総延長でこれまでですね、比較的短い期間の中で3万8,665メートルという総延長なんですけど、調査して今後整備計画を立てていくということでございます。

これにつきましては、当然国庫補助なりですね、起債なりの財源の担保がございまして、比較的短い期間の中で、これだけの延長のことについてですね、調査も含めてあるいは整備も含めてやってきたところでございます。

公共下水道以外の下水管については、御質問にもありましたが、調査等はできておりません。相当な延長はあると思いますが、そこら辺の調査あるいは必要であれば整備するということになりまして、これは町の単独事業ということになります。

ただし、陥没ということがですね、最近はございせんが、以前には例えばお話の春日丘地域でも特にメインの道路に集約されてきております雨水管渠の原因とするような陥没事故もありましたので、それについてはですね、既存の雨水管の内面にライニング管を施すというような改築をしております。

それ以外、例えば所管は上下水道課ではございせんでしたが、福貴団地につきましても、メイン道路に埋設されてます雨水管渠につきまして、いま延長はちょっとわかりませんが、内面ライニングというような工法をもちまして改修工事実施したというふうな記憶でございます。

それ以外につきましてはですね、小規模な陥没なんかも含めて対症療法的な修繕工事等々は行っております。公共下水道以外の古い管渠の調査についてはですね、いまのところできておりません。

国庫補助の対象になるかどうかということですが、先ほども申し上げましたとおり、そこら辺の公共下水以外についてはですね、補助の対象にはならないと、あくまでも町の単独事業における維持管理の範疇ということになろうかと存じます。

背割り排水管の問題についてですね、町が入ってということですが、これについてはいろいろ問題があるかと思えます。まず、公共下水道が入った時点で、各戸建ての家ですね、雨水管を前面道路にすればよかったということでおっしゃいました。それは、私はそうは思っておりません。むしろ、背割り排水管の方向にですね、雨水管の勾配全部とられておりますので、そういう意味では敷地内の雨水管の勾配を全部逆勾配にしていくということになりますと、

相当な費用負担がまたかかってくると。汚水管渠についてもですね、30万近く、排水設備の改造工事、かかりますから、それに加えてまた20万とか、まあわかりませんが、相当な個人負担がかかるということも考えますと、いまの背割り排水管分への勾配を生かしながら、公共下水道に皆さんが接続いただいて、その背割り排水管そのものを改修するというほうがですね、むしろ費用負担についても少ないのかなと、ていうふうに考えます。

町が入ってということですが、御意見としてはよくわかるんですが、なかなか個人負担のかかることをございます。山口議員の御質問の趣旨を読み解きますとですね、責任の所在を行政のほうにかなり重きを置いた御質問だと思います。それについては、いわゆる具体的な個人負担についても含めてですね、行政側にとというような、私はニュアンスで受け取りましたので、それについてはなかなかそうはいきませんという答弁をしております。

公共下水道の接続に関しても個人負担が必要になりますが、議員も質問の中でおっしゃったとおりですね、若干御説明しますと、こういった背割り排水管を利用されているお宅についてはですね、春日丘地域の中で88軒ございます。背割り排水管を有しているブロックと申しますか、区画については7ブロックございまして88軒、うち公共下水道に接続済みの背割り排水管を利用されているお宅の接続済みの家庭が67軒ございます。いまだ未接続が21軒ございまして、こちら辺の接続が済まない、いわゆるオープンの水路に改修するっていうことは難しいということになります。

オープンの水路にすることが難しいということになるとですね、いまの背割り排水管をあるいは補修しながら使うというようなことにはなりますが、いずれにしてもこの背割り管については、個人敷地を流れておる個人の財産ということになりますから、個人負担も含めてこれを回収するに当たって、町がですね、中に入って、要は住民さんを取りまとめるというようなことを、議員、お述べだと思ふんですが、個人負担も含めてなかなかそれはね、町が中に入ってということとは難しいのかなと。むしろ、その地域の住民さんがですね、やはり自主的にある程度お話し合いをされて、その上で個人負担も含めてですね、お考えの上でということでありましたら、例えば技術的なことについての御助言等、行政としてもできることはあるかと思いますが、まずこの住民さんの取りまとめでみたいな話になりますと、それは順番からするとちょっとどうかと、それは難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○6 番

もうちょっと簡潔に答弁してくれる。でけへんもんはできんて言うたらええねんけど、ぐだぐだ言う必要ないのよ。

それとね、さっききっぱりと補助がない、要するに公共下水道以外は、長寿命化のやつは公共下水道ということになってるんだと思うんですが、一般的なそういう下水の老朽化に対して、もちろん入れかえとか補修とかそういうものについて全くない。検討しましたか。何か見ても、全部調べて、もう絶対ないんだと言い切れるのかどうか、これは最後に1点聞いておきます。

それと、本来住宅開発が行われて、個々に福貴団地の例をとりますと浄化槽が入る、ほんで道路も、もともとは道路も開発業者のものを全部町に移管する、そのときに公共道路部分に入っている水道管や下水管は全部町が管理することになるんでしょ。本来なら、本来ならそうなるんでしょ。だから、陥没した場合に下水道管が理由であろうが、水道管が理由であろうが、そういうもんを補修するわけじゃないですか。管も補修するわけじゃないですか。それは個人負担ないでしょ。

そうしたら、背割り排水管の場合はですよ、本来なら、いまの考え方ならそれぞれ道路に家が面していて、そこに雨水も含めてですね、全部入るものが当時の古いということかその当時の開発基準でそれが認められてしまったわけですけども、たまたま背割り排水管になっている。こういう共有部分もですね、本来なら道路が町に移管されたときにですね、この背割り排水管部分も本来なら公共の部分にしてたって、本来はおかしくないですよ。ただ、個人の住宅の中を通ってるから、道路部分を通ってるわけじゃないからそういう扱いになってますけれども、当然だからそういう点から言えばね、町が全く知らなかったという話には私はならないというふうに思う。町がというか行政がですよ、ならないというふうに思うん、考え方としては成り立つわけですよ。本来なら町が管理すべきものをとの解釈も成り立つんですよ。通常の開発行為の後のことならね。

でも、たまたまそうなるわけじゃないですか。そらまあ、知ってて買うたんやから仕方ないやないかって、自己責任論で言われればそうかもわからないけれども、しかし、そういう私がさっき言ったような解釈も成り立つならば、町が何も入ってまとめろと言っているんじゃないの。相談があったときには真摯に乗って、いろんなやり方があるわけだから、だからいまさっき数字も出してくれたけど、公共下水道につながってない21軒、できるだけ早くつないだ上でですね、いまの暗渠を開渠にしてU字溝を入れると、その工事はこれぐらいかかるけれども、それをどういうふうにするか、町が別にもたんでもええけどやで、個人負担こうなりますよと、いま課長言うように前持ってくんのが大



変ならね、そらそのまま使うという手もありますけど、またそれ壊れたらまたどうすんねんという話になるから、本来なら個々の家から公共のところに出すのが私は一番いいと思うから言うわけですけども、これ以上ぐだぐだ言っても仕方ありませんが、いま最初に聞いた、全く絶対に国や県の補助がないのかどうか、町単でしかできないのかどうか。町単でしかできないにしたって、陥没すれば当然やらざるを得んわけですから、災害復旧でいくんかもわかりませんが、その辺ね、今後そこも含めて、公共下水道でやるんじゃないかって、さっき言った大きく言えば初香台や福貴団地や御陵苑なんかもそうかもわかりませんが、早くに開発されて、コミプラが入ってない地域のそういう下水管についてはどうように対応するのか、その点、きょうの答弁には予定してなかったみたいやから、町長なり副町長なり答えてもらえますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

公共下水以外についてはですね、先ほど答弁したとおり特段国交省なりの補助事業っていうメニューは、恒常的に持たれているメニューの中ではございません。

ただ、この間、例えば経済対策だとか地域の活性化みたいなことですね、単発的な事業っていうのが、この後もですね、出てきましたら乗れるもんは乗っていききたいというふうに考えますが、いわゆる恒常的な事業の中での国庫補助というのはございません。

春日丘の背割り管については、先ほど答弁したとおりでございます。ただ、新たに議員のほうから住民の方から相談があればということですから、それはもちろん住民の方への相談にいろいろ乗ると、あるいはできる御助言をするという当然のことですから、それはやらさせていただきます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

だから、補助はないのはええけども、さっき数字全く出てないでしょ。全くわからんという話でしょ。要するに、公共下水道以外の道路に埋設されている下水管、30年以上どうなってんのか。旧大字のところはちょっとわかりませんけれども、それも含めて本来ならどういう状況になっているかっていうのは、町としても把握しておくべきでしょ。それは全く答弁なかったからやね、そこんところはもう調査もこれからしないということなの。いまわからないっていう

のはわかるよ。公共下水道については、さっきメートル数まできちっと答弁されたけどやね、公共下水道以外の下水管について全く答弁ないけど、これは今後も調査しないということ。

いや、今回私の質問はそれも入れて入っているんですよ。だから、最初の再質問で言ったでしょ。それについて、いまわからんから今後調査するのかどうかというそういう答弁してもらわないと、もう調査もできないということなの。もうだから、道路が陥没するまでもうほっとくってということ、そういうこといいんですか、町長。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

必要に応じて調査もしていきます。

○議 長

山口君。

○6 番

いや、するかしないか言ってくれ。必要に応じて、じゃどういう場合必要なの、それ言うて。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

単にですね、陥没したからという対症療法的なことだけではなしに、その老朽度合い、目視における老朽度合いあるいはマンホール等の状況から、内部の構造等も含めてですね、傷み具合、発見された場合はその路線的に調査することも、当然考えていくということでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

どこに入ってるかはわかってるやろうけど、何メートルかもわからんし、いつできたかもないんですよ。あったら、それ出してくれる。それ出した上で、いまね、必要なところからとか、目視、マンホールで目視して、マンホール何メートルに一つあるのか知らんけども、管の状況、全部わかるんですか。ある程度わかるのかもわからんけど。いやだから、そこを調査するのকাশないのか。必要に応じてって、何をもって必要か全然答えられへんやんか。だから、そこを言ってんねやんか。だって、最初の質問に、全くそれ答えてへんねやんか。公共下水道って、勝手に思い込んだんですよ、これ。でも、その後に春日丘は

50年経過しているて書いてるねんで。春日丘の公共下水道は、50年も経過してないよ、20年ほどでしょ、まだ。十何年でしょ。

だから、そのもともとの下水管についても言ってるわけやからね。だから、そこんところはどうするんやっていう話やから、そのそもそもの質問に全く答えてないわけやからね。1問目についてはですよ、ここの。町長、よろしい。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、公共下水に関してもですね、かなり財政的な中でできる限りやっていると、御理解いただいていると思いますが、それ以外の下水管については、全線にわたってすべて調査すると、こういうことはですね、現実問題不可能でございますから、よってですね、そういう意味で必要に応じてやるということでございます。すべて、今後その計画立てて全線に関してやっていると、これは無理な話でございますから、そこら辺は我々目視も含めてですね、判断した中で必要なところについて調査なり回収なりをやっていきたいということでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

もうこれ以上聞きませんがね、私の質問はこう言っているんですよ。平群町の下水管について、その実態はどのようになっているのでしょうか。具体的には、布設30年以上の下水管の延長、そのうちの点検・調査した管の延長、布設がえするなど改善対策、布設がえっていうのは、だから公共下水道につながったやつはもうある意味、竜田川ネオポリスなんか布設がえと一緒にような、布設がえではないけれども、補修したということですからそういうふうになるわけやけど、だからそういうふう聞いてるわけや、それには答えてないんですよ。

だから、もう今回いいですけども、これはきちっと町長、出してくださいよ、数字で。細かいところまでは言いませんが、そこそこの住宅地についてはですね、もうみんな30年以上経過してわけじゃないですか。さっき課長からも、私、知りませんでしたけど、福貴団地でも陥没事故があったと、そのときにコーティングしてるって、こういう話してるわけですからね、いつどこで起きるかわからんじゃないですか、30年以上たってるって。それぐらいはつかんでもらって、調査して、今後どうするか。そら金がかかるからすぐやれとは言いませんが、やっぱり計画は持っていたきたい。それぐらいは、やっぱりちゃ

んとしてもらわないと、私の最初出した質問に対して全く答えないっていうのは、大変それこそ失礼な話ですよ。勝手に公共下水道で思い込んだわけでしょ。そんなこと一つも書いてないじゃないですか。流れから見れば、普通の住宅地開発したときの下水管も含まれるっていうことは、当然理解していただかないと。もうこれはそれで結構です。とにかく次もまた質問するかもわかりませんので、調査はきちっとしといてください。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

ちょっと誤解があるようですので、補足させていただきます。

先ほど公共下水道の範囲ということですが、もちろんその公共下水道の範囲に今後編入していくという地域のことについて御説明申し上げました。いま時点でですね、菊美台、月見台、光ヶ丘、ローズタウン若葉台、若葉台、樺台、緑ヶ丘、東御陵台、ここら辺については公共下水道ではいま時点ではないんです。これを公共下水道に編入することによって、必要な改修工事なり長寿命化計画を立てて、その上で長寿命化が図れるというところから、いまスタートしてるわけです。

これは集合処理浄化槽の地域ですから、雨水と污水管は分流で別々になっているということから、国庫補助の要件である分流式の下水道、これを補修することによって公共下水道として再利用できるということ、国庫補助なり起債なりの財源的な支援もありますから、そういうところから進めていくということでございますから、その国庫補助の要件に乗らない地域というのは、いまのところ先ほど申しました春日丘地域の雨水管ですね、一部、それと福貴団地については別に陥没があったわけじゃないんですが、ライニング工事をしているということです。

だから、ほっとくということ、答弁してるつもりはございませんで、財政的な裏づけも含めてできるところからやっていると、その延長がですね、3万8,665メートルですよという意味での答弁ですから、それ以外のことについてその延長等は不明ですから、お答えしてなかったのは申しわけないですが、意味としてはそういうこと、でございますので、よろしくお願いします。

○議長

山口君。

○6番

もう言うのいややったけど、そういう言い方で言ったんじゃないかって、それやったら初めっから最初の答弁のときに、初香台とか結構コミプラの入ってな

い大きい団地についてはですね、わからないっていうふうに言えばいいじゃないですか。その話全然してへんやんか。最初っから、だからもうことしつながるコミプラのあるところは全部言って、緑ヶ丘は入ってないかもわからんけども、言って、数字を並べたわけでしょ。後から言いわけがましくそういうことを言うこと、必要ないんですよ。

ただ、要するに30年以上たっている、特に50年以上については、もう相当古いわけですから、それは春日丘だけですけども、あと30年以上たっている住宅地がたくさんあるわけだから、それについても当然町としてはですよ、私は旧のところの細かいというか、よくわからないところまで全部調査せえとは言いませんが、大規模開発あったところについては当然資料も残っているわけだから、図面も残っているわけだから、それがどうなってるかぐらいは町のほうでつかんで計画的に補修や入れかえ等をですね、もちろん公共下水道がもうすぐに、ここ二、三年でつながるっていうんだったらいいんですよ。なかなかそうはならないでしょ。そうはならない、つなぐまでの間に道路の陥没など起こってはいけないから、そういうことも含めて調査、しっかり町としても把握しておくべきだって言っているんであって、あした、あさってにやり直せなんていう話は一切してないわけですから、その辺はやっぱりちゃんと見てもらって、だから今後私が言った、まだいまさっきの話に出てこられたところについては、町としてもきちんと把握、調査して、今後どうするか検討していくっていう答弁があってしかるべきじゃないですか。その言いわけがましい答弁して要らんですよ。もういいです。次、行ってください。

○議長

はい、3点目。総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、3項目めで御質問の就学前教育・保育の充実のためにに関して、保育士及び幼稚園教諭の正規職員の雇用についての御質問です。なお、これは福祉行政及び教育行政にかかわる御質問でありますけども、人事行政にも関連するものということで、私のほうから御答弁させていただきます。

まず1点目、保育園保育士と幼稚園教諭の雇用実態についての御質問です。本年6月現在での保育園の保育士の人数は、はなさと保育園で保育士総数28人中正職員が園長を含めて13人、非正規の常勤が10人、パート職員が5人でございます。また、南保育園のほうでは、保育士総数26人中正規の保育士職員が園長を含めて10人、非正規の常勤が13人、パートが3人ということになっております。したがって、両園合わせますと保育士総数54人中正職員が23人、非正規の常勤が23人、パート職員が8名という構成をしております。

す。保育園の配置実態としましては、各園とも6クラスありまして、複数担任制を敷き、必ず1人以上の正職員を配置を行っているのが実態でございます。

次に、幼稚園の状況ですが、幼稚園の教諭総数20人中正規職員が園長を含めて8人、非正規の常勤が3人、パートが9人でございます。配置実態としましては、現在9クラスのうち6クラスが正職員担任のクラスで、3クラスが非正規職員での担任となっているのが現状の実態でございます。

次に、保育士並びに幼稚園教諭は正規雇用にすべきとお考えについてですが、保育園につきましても法律上の基準は特にございませんが、幼稚園につきましても学校教育法第3条に基づき幼稚園設置基準第5条第2項でクラス数の3分の1の範囲内で講師、これは非正規教諭ということですが、をもつてかえることができるというふうになっておりまして、そういう意味では一定の国基準については満たしている状況でございます。

もちろん理想としましては、議員がおっしゃるとおり、すべて正職員で配置するのがベストというふうには思いますが、将来に向けての園児数やクラス数の年次別の変動や国・県からはこの間類似団体との比較も含めて保育園職員数が超過との指摘もあるという現状、さらには町の行財政改革大綱によります町全体の職員数の定員管理のことやいまなお厳しい町財政の状況下もあって、一定の臨時職雇用についてはやむを得ないことについて御理解をお願いしたいと思います。

なお、平成25年度新規採用計画としまして、正規の保育士1名を採用予定であることを申し添えておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

思った以上に、幼稚園は法律でということでしたけど、保育所は臨時雇用、パートさんの場合は多分延長保育だとか早朝保育だと思うんですけどもね、これ、臨時の保育士さんも当然保育士免許も持って、その上で要するにフルで働いているわけですよ。仕事としては正規の保育士さんと全く一緒の仕事をしてるにもかかわらず、当然賃金それからボーナス等ですね、差が出るわけですよ、身分保証もないと。

私、最初の質問の中でちょっと言いましたけれども、具体的に言うと、平群で例えば新卒で保育士として正規で雇用になれなかった人が臨時雇用になると、非正規になると。しかし、当然そういう不安定身分では落ち着いて保育士としてでの仕事できませんから、平群町以外で受験してですね、通ってって

いう、これがここ数年の間に斑鳩町のほうで雇用されているという事例が非常に多いんです。

もちろん全部が全部じゃないですけども、やっぱりこういう専門職の人はですね、特にやっぱり臨時雇用じゃなくって、正規の雇用をすべきだと思うんですね。いま先ほど課長のほうからは何の基準もないとおっしゃったけれども、本当は昔は基準あったんですよね。20%以内っていうのは、基準やったのが、それが小泉内閣の中で取っ払われてきて、小泉内閣かどうかわかりませんが、規制緩和の中でそれが取っ払われて、いま全国的にも、平群でもそうですけれども、半数以上がですね、臨時雇用と。果たしてこれで子どもにとって本当にいいのかどうか、また保育士さんそのものにとってもいいのかどうか、非常に疑問なんですね。

ですから、すべてとは言いませんが、この半数以下という状態、はなさとも合わせるとちょうど半分ぐらいですかね、23と23ですからちょうど半分、平群町の場合5割ですけども、パートの方をのければね、5割ですけども、やっぱりここは比重を高めていく必要があるというふうに思うんです。

この間さまざまな保育の調査の中でもですね、非正規の割合が多いほど保育士さんのストレスがたまって、やっぱり保育上よくないという傾向がですね、出ているという研究報告なんかもされていますし、特に保育士の場合は若ければええちゅうもんじゃないですからね。やっぱり経験がものをいう専門職でもありますから、例えばある資料によるとですね、普通一人前のね、保育士さんになんのにゼロ歳児から5歳児まで6年間、2年ずつ教えて12年かかって、12年全部受け持って初めて一人前の保育士になるっていうような話をされている方もいらっしゃいます。

そういうふうに見ればね、やっぱり不安定雇用の非正規だったら、当然長く勤めていただくというわけにはいきませんから、初めっからですね、新卒の段階から平群町の場合はもっと正規雇用を高めていく必要性があると思うんですが、その点についてはどのように考えておられますか。その点もう一度だけ、いま実態とですね、必要性は見るけど、来年1人新たにということでしたけども、いまの臨時雇用で例えばそれを正規雇用に変えていくということも含めてですね、やっぱり私は比率を高めていく必要があると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

いま現時点で、正規職員の比率を高めるっていう考え方についての御質問で

すけども、いまの現状で言いますと基本的には町の姿勢として保育士の退職者が出たときには、それを臨時職員で当てはまるっていう考え方はしてません。すべて正職員で対応していくというふうな方針に立ってやっています。

それから、現状で言いますと、平群町の特徴的状况と言いますと、近い将来ですね、一つは幼保一体化の話があったりとか、それから南保育園の開設時の関係もあって保育士の年齢の関係ですけれども、大量退職がここ数年の中で出てくる可能性がありますんで、そういったことも見合わせて団塊世代層を生じさない、そういうことも必要です。それらも総合的に考えていきながら、できるだけ必要最小限ということにはなるんですけども、正規職員については考えていきたいというふうに、その中で比率が少しでも高まるのであれば高めていきたいというふうに思っています。

○議 長

山口君。

○6 番

人事政策としての人事としての質問になってますから、これ以上質問ということでは言いませんが、やっぱり保育、幼稚園もそうですけれども、子どもを相手にする職場で、それを指導する幼稚園の先生や保育士さんがストレスがたまっているようでは、子どもにいい影響を与えないのは当然のことです。

先ほども言いましたように、要するに非正規職員が多い職場ほど正規職員も含めてストレスがたまっていますね、非常にいろんな問題が起こっているっていういろんな調査結果が出てるんです。そういう点からもね、幼保一体化とは別にですね、いずれにしても必要な保育士さんは非正規じゃなくって、基本的にはフルで働く場合は正規雇用するっていうのは基本だと思うんです、基本的にはですよ。

それが、いま両園で見たら半分しかないっていうのは、5割っていうのは、やっぱり私は異常だというふうに思いますんで、この点は必要最小限という財政面だけのね、考えじゃなくってですね、それこそ子どもの歓声が聞こえるまちって言い続けているわけですから、それにふさわしいもんがあるのかどうか知りませんが、特に保育所についてはですね、そういうことは考えてやってもらいたいというふうに思いますんで、そのことを強くお願いして、私の一般質問は終わります。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

午後1時40分まで休憩いたします。

(ブー)



休 憩 (午後 0 時 2 2 分)

再 開 (午後 1 時 4 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 3 番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

○ 3 番

ただいま議長の許可を得ましたので、次の 2 点について質問をいたします。

国道 1 6 8 号線平群バイパス信号機の設置についてでございます。コスモ給油所、南都銀行前の信号機設置はどのように進展しているのか。日増しに車も人も増加しています。以前にも一般質問をいたしました。その後どうなっていますか。1 日も早い設置を待っています。

2 番目、町道大井手線の拡幅改良について。

本線は国道 1 6 8 号線の迂回路として年々交通量が増加している。その上、通学路としても利用されているが、歩車道の分離がなされていないため、早期の安全対策が必要であります。

本路線は線形も悪くて、一部分については幅員 4 メートル以下で対向もできない区間があります。先般、議会で示されたが、椿井地区で幼保一体施設の計画や、さらには椿井地区で大規模な商業施設の立地が計画されており、さらに通行量の増加が予測されます。

早期の拡幅改良が必要となってきます。町として大井手線をどのように把握されているのか、今後の拡幅改良について見通しはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上、2 点についてよろしく申し上げます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

1 点目の 1 6 8 号線バイパス信号機の設置についての御質問にお答えをいたします。

バイパス南都銀行前交差点の信号機の設置につきましては、平成 1 9 年 9 月、平成 2 1 年 9 月、さらに平成 2 2 年 6 月議会で御質問にお答えいたしてきたとおり、現状では、交差する東西線道路の幅員が狭く、交通量は見込めないこと



大井手路線は、集落と集落を結ぶ生活道路であり、また一方では幹線道路を補完するようなそういった性格もあります。地域の方々の利用のみならず、不特定多数の利用者がいます。

このような実態も踏まえまして、本路線の安全対策を含む整備につきましては、必要に応じて段階的に行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長

奥田君。

○3番

全線の拡幅改良ということについては、相当な予算も必要でありますし、多額な事業費も必要であるが、イメージとしてはどのような整備を想定していくのか説明をお願いしたいと思います。

1区間では、事業費を安くするために開発公社自己負担、原因者負担とかいう制度も、前回の委員会でお聞きしましたけれども、そういうふうな他力本願に頼らず、やはり予算の範囲内で全線を走りやすいような道路にさせていただきますように思いますけれども、どのような手法で考えておられるのか、ちょっと質問します。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

奥田議員の再質問にお答えをいたします。

大井手路線は、先ほどもお答えをしておりますけれども、2級町道でございます。あくまでも、この路線につきましては、幹線道路を補完するということで、幹線道路といいますのは168号のバイパスであり、168号線という認識をしておるんですけども、そういった道路でございます。

あと、その沿線には民家が建ち並んでいるという区域もございますので、この路線をですね、全線について道路構造令に基づく2車線の幅員構成というそういった道路整備ということは考えてはいたしません。あくまでも、安全対策というものを主眼に置いた部分改良ということで考えていきたいと思っております。

ただ、部分改良ということであっても、すべての地権者の理解と協力というものも必要となってきます。また、国庫補助メニューの検討も必要になると、このようなことでございますので、こういったことも踏まえて整備手法、整備計画等は検討していきたいということでございます。

それと、大井手線の面している区域につきましては、市街化区域に編入された区域も含めて非常に大規模な市街化区域がございます。ちなみにですね、バ

イパスから東側につきまして1,960メートルございます。その中で市街化区域に編入されている区域が1,260メートルという非常に規模が大きいエリアを面しているということでございますので、当然市街化区域というのは開発、土地利用を促進していくというそういった区域でございますので、そういった整備とあわせて道路拡幅、安全対策を行っていくというのが一番何て言うんですか、町にとってもメリットがある手法ではないのかなというふうにも考えておりますので、そういったことも含めて整備ということで進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

奥田君。

○3番

前向きな答弁やと思えますけれども、本路線は椿井、平等寺、三里と3地区に集落がまたがっておりまして、一般利用者の抜け道としても多く利用されております。大きな事故が起こってからでは遅いので、早期に計画をしていただき、着手できるところから着手していただいて、通りやすい道にさせていただきたいと。ぜひ来年度は一部分でもよろしいですから、予算に組み入れていただきまして、学校施設もできることやからと予定するところでありまして、1日も早くお願いします。

これで、質問を終わります。

○議長

それでは、奥田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号6番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。はい、繁田君。

○11番

それでは、通告に基づきまして、本日は大きく分けまして3点にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目は、空き家の適正管理と有効活用についてお尋ねをいたします。

人口問題は、現在国が直面している大きな問題であり、奈良県でも一部の市町を除いては人口が減少傾向にあります。本町では、加えて高齢者人口の急激な伸びと生活の利便性を求めて町外へ人口が流出するなど、複層的な問題が起きております。

総務省の調べによりますと、全国の空き家は2008年で757万戸あり、10年間で180万戸増加したと言われております。放置された空き家の崩壊や放火などの問題が各地で起きており、こういった問題を抱える自治体では、条

例による空き家対策を講じているところが増えています。

管理が不十分な空き家の所有者に対する勧告を盛り込んだ、いわゆる空き家対策条例の第1号は埼玉県所沢市だそうです。現在では16都道府県36自治体で制定されているという報道が、先日もございました。

本町でも第5次総合計画の基本戦略の一つに空き家の活用が挙げられていますので、それについて3点質問をいたします。

まず1点目、先ごろ配布をされました資料平群町の現状の中で、本町でも平成10年から20年の間に空き家が490軒から650軒に増えたとありましたが、現在本町での空き家の状況はどの程度と把握しておられるのでしょうか。

2点目、地域の安全面、火災や自然災害の防止また犯罪の防止面から、最終的には建物の強制撤去を条例で定めている自治体や命令に従わない場合の罰則を盛り込んでいる自治体もあります。本町としては、空き家対策をどのように講じていかれるのでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

3点目は、その一方で空き家の有効活用を模索している自治体も増えてきております。本町では、空き家と同時にいわゆるシャッター通りの解消にも今後努めていって、第5次総合計画にいわれている活力あるまちづくりが求められておりますが、どのように考えておられるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

大きな2点目についてであります。在宅療養者への電源の確保についてお尋ねをいたします。

先週金曜日、野田首相は大飯原発の再稼働を表明し、おとといは地元福井県の原子力安全専門委員会が、政府が示した暫定的な安全基準を妥当と評価をし、これを受けて近日中にも大飯町長や福井県知事が再稼働に同意する見込みであると言われております。

大飯原発は、建築をされて40年近くになり、廃炉の対象とすべきという有識者、専門家の意見もあります。日本は国土のほとんどが火山帯で、地震の危険性があり、大飯町も例に漏れず活断層が認められていますが、地震や津波などに対する必要な対策が現時点ではとられているとは言えず、このような状況で原発が再稼働すべきではないと考えております。

関西電力では、原発の再稼働がなければ、夏の電力消費がピークになる時期に計画的な停電もやむなしと言っています。再稼働すれば計画的な停電は回避できるかもわかりません。しかし、100%の安全性が保証されないため、いつ停電が起きないとも限りません。

電気をとめられれば命にかかわる方にとっては、電力問題は即生死にかかわる問題となります。本庁舎でもそうですが、大きな病院や特養など高齢者を対

象とした福祉施設や重度障がい者施設などでは、自家発電機装置などが完備をされていると思われませんが、在宅療養者に対する措置が急がれます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、現在本町内で人工呼吸器、酸素吸入器またたん吸引器等を在宅で使用しておられる方たちを、町は把握しておられるのでしょうか。

2点目、万一の停電に備えての措置として、外部電源や充電式の危機が必要となっておりありますが、こういった機器の貸し出しについては、滋賀県の嘉田知事が取り組みのための調査を始めると述べていました。本町や奈良県ではどのような対応をされるのでしょうか。

3点目、停電時のみならず、災害時においても要援護者対策の一環として適切な措置が求められます。この点については、どのように考えておられるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、専門職の採用についてお尋ねをいたします。何度かこの件については質問をいたしました。ことしも7月の広報マイタウン平群では、若干名の職員の募集をされると聞いております。事務職が1から2名、学芸員が1名、土木技術士が1名、保育士1名という予定であるそうです。

かねてより質問をしておりました社会福祉士、この方は地域包括支援センターへ配属されるべき専門職であります。そういった社会福祉士や、総務財政課長がかつて答弁をされていたように記憶をしておりますが、手話通訳などについては、今年度の募集には含まれておりません。ちなみに、昨年12月定例会の会議録を見ますと、地域包括支援センターの体制についてはいまだ決めかねている、今後検討していくという町長の御答弁でしたが、社会福祉士の採用については次年度行われえないということなののでしょうか。今後どのように対応されるのか、明らかにしていただきたいと思います。

また、同時期他の議員から質問がありました手話通訳についてであります。総務財政課長は御答弁の中で、臨時職員として手話だけではなく、福祉全般の仕事もしてもらえる、そういう方がおられれば臨時職員としての雇用も可能ではないかという趣旨の発言をされました。障がい者団体の方からは、来年度から臨時職員ではあっても手話通訳が採用されるらしいといった情報が流れ、期待が高まっていますが、確保される見通しがあるのでしょうか。今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく分けて3点にわたり質問をいたしました。当局の簡潔、明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議長

はい、総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、繁田議員のほうより御質問賜りました空き家の適正管理と有効活用につきまして御答弁申し上げます。

その中のまず1点目でございますが、本町での空き家の状況はどのように把握されているのかということでございます。町内におけます居住件数の有無を調べる調査といたしましては、5年ごとに総務省統計局が実施しております住宅土地統計調査がございます。

平成20年度が一番直近の数値でございますので、20年度の数値で申し上げますと、町全体で住宅軒数が7,560軒ございます。そのうち空き家となっておりますのが650軒ということで、パーセンテージ、割合で申し上げますと8.6%の割合となっております。

また、町独自での状況の把握といたしましては、上水道の検針結果から各家庭への給水状況を調査し、そのうち閉栓並びにいわゆる使用水量のないような件数につきまして推計を行ったり、またさらには家屋の固定資産税の課税状況によりまして、空き家の推計をしておるところでございます。

町全体の実質的な調査と申しますか、につきましては、このようないろんな多様なデータをもとに調査結果を分析した上で、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域の安全面、火災や自然災害の防犯面から見た対策をというところでございますが、空き家につきましては、近年、過疎地だけでなく、このような住民の高齢化が進む都市部でも目立ち始めているのが現状でございます。空き家が放置されることによりまして、自然災害や火災、防犯上の観点から問題が各地で起きており、議員お述べのように条例化の動きが加速しておるところでございます。

また、管理が不十分な空き家の所有者に適切な措置をとるよう勧告や命令を行い、また勧告等に従わない場合は、所有者の氏名と住所を公表するといった規定を盛り込んだ条例も制定をされているというふうにお聞きをしておるところでございます。

平群町におきましては、都市計画の位置づけの中で一戸建て低層住宅を中心とした住宅開発により市街化が形成をされた経過がございます。ある意味、ゆったりした住環境が我がまちの強みでもあります。空き家の増加によりまして良好な住環境が維持されなくなる可能性も高まっておることが予想されます。

防火・防犯上、防災の観点から空き家対策につきましては、先進的に実施をされておられる自治体の事例を検証し、今後定住化促進とあわせて調査研究を

行ってまいりたいと考えております。

続いて、3点目の空き家の有効活用というところでございますが、空き家の有効活用につきましては、県内の事例ということで、吉野町や黒滝村が町内の空き家を借り上げたり、また情報発信をしたり仲介する制度を始めております。具体的には、空き家の改修費用の助成や賃貸、購入時に補助金等を支援するものであります。また、兵庫県の三木市では、空き家バンクというところで、制度要綱を制定をされておられる自治体もございます。

本町でもこのような取り組みを参考にしながら、空き家の有効活用を検討しているところでございます。単に、財政的な支援をするなどではなく、一つのパーツとして対策を講じるのではなく、例えば町内の遊休農地を活用した貸農園をさらに整備し、町外、県外から利用者に、週末はその空き家を一時的に利用してもらうなどの意見というのもお聞きをしているところでございます。こういった複数の施策を有機的に関連づけて展開する必要が施策の中であるかというふうに考えております。

ただ、その反面、個人資産でもございますので、所有権や仲介といった法的法令面でクリアしなければならない課題も多くございます。このような状況を踏まえまして、現在策定中でございます第5次総合計画におきまして、増加する空き家を新たな課題として認識しており、住み続けたいと実感できるまち平群となるよう、賑わいのある店舗等の立地や住環境の向上とあわせた空き家の有効活用に向け、今後具体的に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

空き家の軒数にしては同じ数ですね、これ、総務省の同じ調査に基づいて、いま650軒というふうに、課長のほうから説明を受けたわけなんですけれども、率にすると8.6%、全国平均からすると低いほうではあるんですね。2008年度の総務省の調査によりますと13.1%という空き家率、数字として上がっておりますから、それに比べると本町での空き家率というのは、ある意味低いほうではあると思います。

ただ、このまま放置をしておく、やはり増える傾向にあるだろうということは想像にかたくないわけですので、いまのうちから早急に対策をしていただかないといけないと思うんですけれども、ただいまの御答弁の中にもありましたように、長年空き家として置かれているところによると、防災・安全面のほうから撤去を行うような勧告や命令も含めて、松江市などの場合でしたら、建



物撤去の強制代執行も条例の中に組み込まれていて、代執行の費用プラス罰金としてさらに5万円以下の過料もするというふうな方針、かなり厳しい方針なんですけれども、厳しい態度を示しているところもあります。

そういう意味では、再度御答弁をいただきたいんですけれども、平群町としては条例化をするという姿勢を持っているのかどうか。その中にですね、当然これは個人の財産の問題がありますので、法的なものも研究をしなければいけないと思うんですけれども、条例化をするのかどうか、その中でどこまで対応を盛り込んでいくのかという部分についてですね、再度御答弁をいただきたいと思います。

それから、いま示された有効活用という点では、貸農園プラス週末を空き家というのとは、非常に平群の特徴を生かしたいアイデアではないかというふうに思っています。ただ、おっしゃったように空き家バンクは、結構奈良県内でも取り組みをしているところが多々見受けられます。中でも、宇陀市なんかはかなり積極的に空き家バンク、インターネットによって情報発信なんかもしているようですし、当然賃貸も含めて売買ですね、それもインターネットによって情報提供をされているようです。

売買ということになれば、午前中の他の議員の質問にもありましたように、いろんな意味での優遇措置も考えていかなければならないと思いますが、空き家バンクのインターネットっていうか、ホームページへの掲載についてはどういうふうに考えておられるのか。

それから、大阪に通勤しておられる方たちのお話を伺うと、平群町は非常に宣伝がへたやと言わはるんですね。1時間の通勤圏でありますから、例えば鉄道関係とタイアップをして空き家情報を吊り広告で載せるとか、大阪の中心街に勤務しておられる方の目にとまるような住宅情報の中に平群町の空き家情報を入れるとか、そういう形でもっと積極的に情報を発信していかないと、なかなか待っているだけでは人は来ないと思います。

やっぱり人口政策、人口をこれから増やしていくという政策面からも、もっと積極的に平群町としては働きかけをすべきではないかと思うんですけれども、その点についてはどう考えておられるのか。

それから、以前にも少し質問をしたことがあるんですけれども、各自治会とか大きな開発をされた団地の中で見受けられる空き家の有効活用の一つとして、地域のコミュニティーの場として活用できないかということも質問をしたことがあります。これは、学童保育の保育料が引き上げになって、行けない方が出てくるというふうな状況になるんじゃないかということが懸念される中で、地域の空き家を活用して、子どもたちのたまり場あるいは高齢者の方たち

との交流の場という使い方もできるのではないかとということで、質問をしたことがあります。そういう面での有効活用については、その後どういうふうに見直されたのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、暫時再答弁のほうさせていただきます。

まず1点目でございますが、いわゆる空き家の中でも災害等が発生をするような状況にあるような空き家についての条例化というところでございますが、まず空き家の実態調査を町内でする中で、いわゆる各自治会さんなり大字さんのほうから、いわゆる各その大字、自治会の中における空き家の中で、一定保全管理が必要かどうか、またそういう意見や要望等があった空き家がありますかということで確認もさせていただきました。また、私ども総合政策課のほうは、各大字、自治会の窓口になってございまして、要望書の取りまとめ等々行ってまいりましたんですが、4月以降そういうふうなそこまでの空き家の保全管理が必要な空き家というのが、いま現状のところではないのかなというふうにも理解をしておるところでございます。

ただ、先ほどの答弁の中で申し上げましたが、今後こういった市街地の中でもそういうふうな空き家が発生することが重々に考えられることでございますので、今後そういった空き家の状況を十分把握しながら、また条例化についても一定どういうふうな内容のもの、平群に即した条例ができるのかという部分では、一定調査研究してまいりたいというふうにご検討いただいております。

2点目でございますが、空き家バンク等の活用はという部分でございますが、空き家バンクにつきましては、近隣、特にいまおっしゃられたところ、また答弁の中で触れさせていただきましたが、兵庫県の三木市なんかでもされているというふうなことはお聞きをしております。この部分につきましては、一定の空き家の中でも、いわゆる住居が可能な部分ということで選択をして、そこでの入居者もしくは買いたい、購入者の意向があればという部分での情報交換の場にするような手続がとられているというふうにお聞きをしております。

ただ、この辺につきましては、そこまで行政のほうでまだまだ空き家、また所有者である個人の方からの情報等々の提供が、いまのところ、こちらのほうの働きかけという部分も往々にしてはございますねんけども、そういう部分での情報の整理でありますとか状況の把握ができ得ないような状況でございます。これにつきましては、所有権が伴います個人の資産ということでござ

いますので、これにつきましても、今後ちょっと研究なりをしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、PRの部分でございますが、これにつきましては、おのおのの施策が固まった段階で、平群町としてどういうふうな情報発信をしていくんかということが課題になるかなというふうに考えております。情報発信のツールにつきましては、いろいろなさまざまなツール等ございますが、特に空き家という部分については、借りられる方っていうのも、そういう方の状況も踏まえて、広報であるとかインターネット以外の既存のメディアなんかも通じて情報発信ができるように、これも施策の進行状況とあわせて検討していきたいというふうに考えております。

続いて、空き家自身を地域のコミュニティーにしていってはどういうふうな御提案でございます。これにつきましては、一定使用の部分で言いましたら、所有者と実際に使われる方の相互関係の問題もございます。また、利用の実態といたしまして、そういった地域における空き家を使って何かをされるといふようなニーズというのものもあるかなというふうに理解をしとるところでございますので、その辺の、いわゆる平群町における施策のニーズ調査みたいなものも含めて考えていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、空き家問題ていいますのは、今後平群町におきまして住宅施策の大きな柱になるというふうに考えておりますので、そういう面じゃ平群町の住宅施策をどのように今後展開していくかっていうことも踏まえて、その中で空き家施策としての位置づけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

繁田君。

○11番

いま課長のほうから住宅施策という言葉があったんですけども、住宅施策というよりも、これはもう人口対策だと思うんですね。やっぱり宇陀市なんかと比べたら、平群町はまだそういう意味では、人口減少という現状に対する危機感が薄いのかなという気がするんですけども、早急にですね、条例制定を研究していただいてっていうか、制定する方向で研究をしていただいて、活力あるまちづくりというふうに第5次総合計画の中でもうたわれているんですけども、そのまちづくりのために空き家をいかに生かしていくかということを考えていただきたいと思うし、一つこれは要望なんですけれども、第5次総合計画の策定に当たってまちづくり委員会でしたかね、が開かれて三つの部会で

検討されたということなのですが、そういう形で住民の方たちも巻き込んでもっと空き家の利用方法についてはより踏み込んだ具体的な利用方法っていうのも検討していかなければいけない時期じゃないかなというふうに思います。

幸い、非常に老朽化してですね、いわゆる廃屋に近い状態でいますぐ撤去をしなければならぬというふうな空き家は、現在平群町には見受けられないということですので、これ、ぜひ活用という、賃貸も含めて購入していただくということも含めて、所有者と協議をしていただいて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに要望をしておきます。

次、2点目をお願いします。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

では、大きい2点目、在宅療養者への電源確保についてということで、3点に分けて質問をいただきました。

まず1点目、人工呼吸器、酸素吸入器、たん吸引器の在宅使用者の把握についてどうしているのかということでございます。まず、人工呼吸器、酸素吸入器、たん吸引器の在宅使用者の把握については、県が平成23年度重症難病患者調査を実施をしております。平群町町内においては特定疾患の患者の方が130名、うち重症患者数が10名、その中で在宅のALS（筋萎縮性側索硬化症）の患者の方が1名おられるというふうに報告をされておられます。その方については、医療機器の使用はされていないという状況でございます。

また、要援護者名簿の中には、いま現在そういうことでもし電源等が喪失した場合に生命にかかわるということで、特段の対応を要望されておられる方の届け出はいま現在はございません。

今回、議員からこういう質問をいただきましたので、平群町として個人を特定せず、ケアマネージャーに直接聞き取りをさせていただきまして、状況を把握をするということに努めさせていただきました。その中で、人工呼吸器の使用者が1名、この方は酸素を1日2ないし3時間使用され、体を動かしたときに人工呼吸器を使用されているという状況でございます。酸素吸入器使用者が13人、たん吸引器使用者が8人であるというふうに確認をしているところでございます。

次、2点目でございます。停電に備えて奈良県、本町はどのように対応するのかということでございます。停電に備えての措置については、奈良県、これは計画停電の場合あるいは災害時等の停電等の場合ということで、関係部局が変わってまいります。県の複数の部局においては、いま現在どういう状況

が発生するのかということで、その状況を取りまとめをしているというところ  
でございまして、具体的には対応策っていうのはまとまっているところではご  
ざいませぬ。

本町としては、停電時において自宅にて医師の処方に従った療養をされてい  
る方に、事前にかかりつけ医に相談する等の案内や、人工呼吸器はバッテリー  
が内蔵あるいは外部も含めてそうですが、6時間ないし10時間作動するって  
いうふうになっておりますので、酸素吸入器を利用されている方については、  
酸素ボンベに切りかえるよう用意をしておく。たん吸引器についても、よいバ  
ッテリーを備えること等の啓発等を実施をしたいというふうに考えておりま  
す。

県や医療機関との連携を図り、停電時における療養者の安全を図れるよう対  
策を講じていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の停電時のみならず災害時において適切な措置をどのように考  
えているのかっていうことでございますが、災害時における適切な対応につ  
きましては、町内の在宅療養者、療養重症患者への支援の現状を把握し、課題  
を整理をさせていただいた上で、関係機関と連携を図り、平群町地域防災計画  
に反映をし、災害時の要援護者に対する避難、情報の提供、救護等の支援体制  
の整備を図っていくっていうことで努めてまいりたいというふうに考えており  
ます。

以上、答弁させていただきます。

○議長

長  
繁田君。

○11番

なかなか現状把握っていうのは、確かに難しいと思います。この問題を質問す  
るに当たって、私も実際に在宅でどのぐらいの方たちが酸素吸引器等を使用さ  
れているかっていうのを調べてみたんですけども、正確な存在をつかめるル  
ートがなかなかないんですね。一つはいま課長が言われたように、ケアマネ  
ジャーさんのほうでどれだけ把握しておられるかということ、それから酸素吸  
入器なんかについては、医師のやっぱり処方が要るので、医師がある程度把握  
しておられるということも考えられます。ただ、町内の医療機関だけが処方し  
ているわけではなくて、どこの病院にかかっておられるかわからない場合には  
把握できないとか、それから訪問看護ステーションですね、そのあたりでもど  
こまで把握しておられるかということ、人数だけでもわからないかというこ  
とで問い合わせをしたんですけども、実はなかなかつかめない。非常に難し  
い問題ではあると思います。

ただ、やはり関西電力が計画的に停電をするとか言ってますけども、それは回避できるかもしれないとしても、原発の安全性っていうのが保障されていない限り、どこで事故が起きて送電がストップするかというのは未知数です。わかりません。そのときに、そういう方たちが生命の危機にさらされないための事前の策というのは当然行政としてはとっておかなければならないと思います。

これは、もっと言えば、本来的に言えば、県のほうで何らかの対策がなされるべきだというふうに思うんですけども、やはり住民にとって一番身近な地方自治体、市町村がその万一のときに備えておくというのは重要なことだと思うんです。

今後、秋に向けて災害ですね、台風などの災害も予測をされる中で、町としては在宅で療養している方たちを把握する方法ですね、これは広報なんかに載せてですね、自己申告をしていただく中できちんと把握して、万一のときのためのマニュアル化というか、対応策について情報をきちんと提供していくということも求められていくと思うんですけども、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

先ほどの答弁でも申しましたように、基本的には議員もおっしゃるとおり、自己申告と申しますか申し出ていただきませんと、町村の段階では把握できる状況にはございません。県の場合でも、たまたまこういう調査をしておりましたけれども、個人を特定できるという権限も何もございません。そういう意味では非常に把握がしづらい状況でございます。そういうことを考えますと、いま現在平群町が実施をしております要援護者名簿の中で、本人あるいは家族の方から申し出ていただいて、万が一の場合、こういう設備、こういう対応が必要であるということを、やっぱり主張していただくと、そういうことが重要になってくると思いますし、またこれからのことを考えますと、町村あるいは市町村にかかわらず、県レベルでもそういう状況を把握していけるような体制を組んでいく、これはその状況を把握しましたら、当然市町村と連携を図っていくということも含めて必要になってくると思いますので、県に対しても強く要望してまいりたいと思っております。

そういう意味で、広報を通じて要援護者名簿の内容をやっぱりもっとしっかりしたものにしていくために、こういうことを届け出してくださいということについても訴えていきたいと思っております。

ちなみに、東京都の場合あるいは千葉県、これは3. 11の関係もございましたし、兵庫県の場合については阪神の経緯も含めてございました。そういう災害を身近に受けたところについては、都道府県レベルで普通の状況を把握していく、あるいはいざというときの対応ということで、マニュアルといいますか指針を既に作成をされておりますので、奈良県のほうもこれに準じた形で進んでいかれると思いますので、町もそれと足並みを揃えて情報把握、対応ということで進めていきたいというふうに考えております。

○議 長

繁田君。

○11番

ありがとうございます。ぜひ、いわゆる災害弱者といわれている方が、生命の危険にさらされることのないように、今後きちっと取り組みをしていただきたいと思っておりますし、県のほうに対しても働きかけを怠りなくやっていただきたいというふうに要望をしておきます。

2点目については以上で結構です。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、3点目で御質問の専門職採用について御答弁申し上げたいと思います。

初めに、地域包括支援センターに社会福祉士を配置することについてでございます。支援センターは、職員の配置として保健士、主任ケアマネージャーの正規職員2名、それから社会福祉士につきましては社会福祉協議会からの出向職員1名、それから臨時職員のケアマネージャー1名、それから兼務の所長で対応しているのが現状でございます。

今後の体制につきましては、専門職員の適正配置を検討する上で、高齢者人口増加に伴います増員等も含め総合的に判断し、効果的、効率的な業務執行に、ある意味委託も検討の一つとして考えていきたいというふうに考えています。

今年度中には、体制につきまして地域包括支援センターの運営協議会にも諮りながら、方向性を出していきたいというふうに考えております。

次に、専門職としての手話通訳者の配置でございますが、昨年12月議会でも答弁させていただきましたが、平群町の現在の行政規模やまた町職員の人員状況を勘案した場合、直ちに専門職として手話通訳者を配置するということについては困難というふうに、現時点では考えております。

ただ、補完できることとしまして、職員に手話研修の受講を奨励し職員を育

てていくことや、事務職としての臨時職員及び正規職員雇用の際に、議員の御質問にもありましたけども、当該資格の有無を採用の際の採否決定のポイントに加えるっていうことは可能でございますので、その点については対応してまいりたいというふうに考えています。

現在の状況としましては、今年度町職員に社会福祉協議会が実施します手話講座、これは入門編ですけども、全23回を受講させ、少しでも窓口行政サービスの向上に努めようとしているところでございます。議員から見れば、まだまだ不十分かとは存じますが、少しでも障がい者の方に寄り添ったぬくもりのある行政サービスを目指してまいりたいというふうに考えますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

繁田君。

○11番

専門職については、学芸員もお聞きしようかと思っただけですけども、学芸員については4月の広報で募集をされるということで、ちょっと置いときますけど、社会福祉士なんですけれども、運協に諮りながらということなんですけど、現実に来月7月に発行されるマイタウン平群の中では募集をされないんですね。される予定がないわけですけども、そうすると現在社会福祉協議会から出向されています地域包括支援センターに出向されている社会福祉士については、2年の期限が来ますので、当然のことながら社協に戻ることになると思うんですけども、ですから、昨年12月にこの質問をしたときは、そのことも踏まえて地域包括支援センターを平群町としてはどのように運営していくのかということでお聞きをしたんです。

半年前ですから、その時点ではまだ検討中で決まっていないという町長の御答弁だったわけですが、ではこの間どのような議論をされたわけですかというところを聞きたいんです。その上で、町の直轄としてはもうしないという結論に達したのか、いやそうではなくて、やはり町としては町の直轄でやっていくということになれば、その社会福祉士をどこからまた採用しなければならぬわけですが、そのことについてはどういう見通しを持っておられるのかということについての御答弁を求めておきたいと思います。

それから、手話通訳の件なんですけれども、一点はもう始まっているんですかね、先週土曜日から始まったと思うんですが、社会福祉協議会で行われている手話奉仕員の入門講座に職員さんが8人ほど受講されるというふうに聞いています。ただ、この点についてはね、受講されるということについては、聴覚障がい者に対する理解も深まるというか広まっていくわけやし、一定の評価は



しております。ただ、講座を23回受けたから、それで手話通訳の仕事ができるかといえばそうではないということは、西本課長もよく御認識をいただいているとおりであります。そうすると、聴覚障がい者とのコミュニケーション保証をどうしていくかという問題が依然として残るわけですね。

で、正規雇用者としての採用ではなくてですね、正職員として採用する方の一定の条件って言わはったんかな、採用する中で手話ができるかどうかも採用の決定にかかわってくるというふうな御答弁だったと思うんですが、今回の事務職1から2名の採用に当たっては、そのような姿勢で臨まれるという理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

包括支援センターの体制の問題でございます。昨年来、そういうことで議員から意見ちょうだいをしておりました。将来、いま、高齢者人口も含めて年々増加をしておりますし、包括支援センターの機能も強化していく必要があるというふうに思っております。

しかし、いま現在の財政状況の中で、確かに理屈としては継続的に続く事業ですから、人的な体制を固めていくということについては間違いではないと思うんですが、いま現在の財政状況を踏まえたときに、雇用に一気に踏み出すかどうかということについては、まだまだ検討の余地があるというふうに思っております。まして、議員おっしゃったように、例えば本来の役所が直営でやっていくのかあるいは委託かということも含めて、検討の余地は含めて十分ございますので、それも含めていろんな意味での検討を下した上で最終判断をしていくということで考えております。

それは最終的に運営協議会にお諮りをして、その考えよしということで理解をいただくという方向で進めていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

今回の事務職員の採用のところで、手話通訳っていういわゆるその資格案件を具体的に盛り込んだ形で、いわゆる雇用の案内をしているかっていうことについては、そこまではできてないんですけども、したがって非常に何て言うんですか、間接的な話になるんですけども、そういう方が、当然履歴書等々の面接等々の中でも、出てきたときには優先してポイントに加えたいというふうな

ところの、まだ範囲でございます。

それから、正職員、臨時職員に限らずですけども、今後福祉課のほうでいわゆる補助制度等々があるっていうふうなことも考えられますんで、そういったものがあれば、そういったのも活用、できるだけ積極的に活用していきたいっていうふうなことも考えております。

○議 長

繁田君。

○ 1 1 番

すみません。ちょっと最後の答弁、よく理解できなかつたんですけども、西本課長の福祉課のほうで補助制度があるということについては、ちょっとどういうことか理解できてないんで、再度答弁をしていただきたいと思いますと思うんですが、それとですね、昨年12月の議会の答弁の中で、手話通訳の話ですね、斑鳩町は臨時職として雇用されていると、手話の話だけじゃなしに福祉全般の仕事もしてもらえる、そういう方がおられれば臨時職員としての雇用も可能ではないかというふうに見解を示されています。

また、正職員で専門職としての正職員というのはちょっと困難というふうに思っていますけども、採用するときに通訳者の資格とか手話ができるとかいうふうなことが面談等の中で確認できるようなことであれば、それも採点のポイントとして加えていくということの発言があるんですが、ですから、今回事務職1から2名を募集されるときに、手話ができるということ募集の要件として入れられるのかどうかということをお尋ねしているんです。

どこでどういうふうな情報流れたのか、私もわからないんですけども、障がい者団体の中では、もう平成25年度になれば臨時職かもしれんけど、手話通訳が採用されるというふうな、もうなんか期待を持ってこの話が流れているんですね。そうならなければ、ちょっと平群町の姿勢としてですね、いままで毎年話し合いを積み重ねてこられたその信頼関係に、それが損なわれるのではないかというふうな危惧も、私としては持っています。そういう意味で、はっきりとした姿勢というかお考えを示していただきたいと思います。

それから、地域包括支援センターの件につきましては、福祉課長のほうから御答弁があったわけなんですけれども、これは機構改革っていうか平群町の組織・機構の中で包括支援センターをどういうふうな位置づけてどう運営していくかというのは、福祉課だけで答弁できるような種類の問題ではないと思うんです。町全体の組織・機構の中でどうなんかということだと思うんですが、機構改革については、本来であればもう終わっていなければいけないはずなんですよね、従来からの予定で言えば。それが遅れてる、遅れてることについては、

批判はしません。それだけ慎重に、一度機構改革をすれば、なかなか何度もできることではないので、慎重に職員さんの意見も取り入れながら考えておられるんだろうなと思うんですが、その中でどう位置づけしていくのか、その位置づけの中で専門職をどう配置していくのかということは、きちっと方針として持ってなあかんと思うんですよ。

いつになったら、じゃ町長、その地域包括支援センターという運営についてです、平群町としてははっきりとした指針を出していただけるんですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

何点か私のほうからお答えさせてもらう点について答弁させていただきます。

まず、福祉課の補助制度って言いましたけども、ちょっと言葉足らずで申しわけありません。福祉課が持っている補助制度じゃなしに、福祉サイドで所管している国健補助金等々の補助制度があれば、その辺を活用したいというふうなことで申し上げたところです。

それから、臨時職員、正職員に限らず、臨時職員につきましても、募集要件として手話通訳士のことを触れるかどうかということについては、そこまでは先ほども申し上げましたように入ってません。そういう意味じゃ消極的な内容になってるかもわからないんですけども、基本的には、さっき議員もおっしゃられましたように、私が12月議会で申し上げましたのは、採用するときに通訳者の資格とか手話ができるかっていうようなことを、面談等の中で確認ができるようなことであれば、それを採点のポイントにしたいというふうなことでございます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

包括支援センターの結論でございますけれども、本来で言いますと24年度中をめどに一定の方向を検討し、その方向を定めていきたいというふうに考えていました、期限としては。できれば、その1年の間の経緯を踏まえてどういう形で移行できるかっていうのはわかりませんが、その準備に入っていきたいというふうに、タイムスケジュールとしては考えているところでございます。

○議 長

繁田君。

○11番

しつこいようですが、手話通訳に関しては、消極的というよりも、いや結局

じゃ採用する考えがないんですねっていうふうにとられても仕方がないような答弁なんです。ほんで、たまたまこれ、石川県の羽咋郡の志賀町ですか、っていうところで、正職員としてですね、手話ができる職員さんが採用されたということなんです。ことしの4月です。人口規模でいえば2万2,970人ですから、平群町よりも少し多いぐらいの人口規模なんです。一般事務職員を公募されたときに、資格要件として手話通訳資格を有する者というふうに募集をされたという報道がされております。

ですから、職員さんが積極的に手話を学んでくださるということは、それはそれで評価をしていますし、非常にいいことだと思うんですが、通訳としてやはり人を1人配置するということの重要性っていうのを、やはりもう少し考えていただきたいと思うんです。臨時職員としても採用をしない、正規の職員としても要件としては含めないということであれば、現実問題として通訳者の配置はしないということと同じことやと思うんですね。ですから、それが果たしてこのいま現在の障がい者福祉を充実が求められているときの平群町の態度としてよいのかどうかという問題が出てくると思うんです。

これはですね、障害者基本法が昨年8月5日に改正をされて、言語に手話を含むというふうに第3条第3項に明記をされています。ということは、私たちがいまこうして音声言語で話をしていることと同じようなコミュニケーションが同じ内容で同じレベルで聴覚障がい者ともコミュニケーションができなければならないということにはほかならないわけですよ。

そういう意味でいったら、いまの平群町の態度というのは、私は非常に残念を通り越してちょっと怒りを覚えてしまうぐらいです。この件については、やはりきちっとですね、障がい者のコミュニケーションを保証するという立場から、再度内部できちっとした協議をしていただきたいと思います。

あとですね、地域包括支援センターの件につきましては、24年度中に結論を出されるということなんです。ということは、平群町の職員として社会福祉士の募集をしないということ、現時点ではしてないわけですから、町の直轄を見直すと、どこかに委託をするという計画で進めているということになります。それがいいんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

答弁の中では、一言も委託するとかいうことについては申し上げておりません。ただ、選択肢の一つとしてはそういうこともあるかもわかりませんが、真摯に検討していきたいというふうに考えております。

○議長

繁田君。

○11番

これから高齢者人口、だんだん増えてきます。高齢者福祉の中で一番のかなめになるところが地域包括支援センターです。まず、ここが入口というか窓口になって、いろいろな制度を知らない人たちがここに相談に来て、それから介護保険制度の活用であるとか、あるいは介護予防の件についての知識あるいは情報とかも仕入れていかれて、できるだけ平群町の中で健康で長生きをしようということでの拠点になるわけですね。

だから、そういう点を重々踏まえていただいて、平群町にお住まいになっている高齢者にとって一番いい方法を考えていただきたいということを指摘しておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長

それでは、繁田君の一般質問をこれで終わります。

発言順位7番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり2点質問します。簡潔、明瞭な答弁をお願いします。町長初め当局の皆様には、質問に真摯に向かい合っていていただくことを、冒頭お願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず最初は、町内の森林の整備及び保全等についてであります。

平群町の総面積は2,390ヘクタールで、民有林面積は1,124ヘクタールで総面積の47%、町の半分は民有林であると言えます。そのうちヒノキ、杉などの植林による人工林面積は161ヘクタールで、総面積に対して6.7%、民有林面積に対して14%であります。この数字は、県平均63%よりかなり少ない数値になっております。この人工林面積161ヘクタールが多いか少ないか、人によって違うと思いますが、甲子園球場42個分もあり、町第5次総合計画基礎調査結果報告書などによりますと、平成22年度の経営耕作面積221ヘクタール、耕作放棄地75ヘクタール、課税宅地面積220.5ヘクタールであることから考えても、161ヘクタールは私には少ないとは思えません。

そこで、奈良県では森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例及び指針を制定して、平成18年から県民1人当たり500円、法人には均等割額5%を課税する森林環境税を導入して、県内の森林の整備及び保全や林業、木材産業の振興を図っております。

そうすると、森林環境税を平群町の住民も平成18年度から毎年約500万円、23年度までの6年間で約3,000万を納めたことになるわけです。この条例に見ますと、立ち木の生育状況に注意を払い、定期的に間伐による適正な立ち木密度と下層植生を維持する森林の施業を行う木材生産林と施業が放置され、機能が低下が懸念される森林に対して、機能回復を図るべき森林すなわち木材生産林以外の森林の施業を行う環境保全林に区分されています。

この県条例に基づいて作成されました町の森林整備計画では、全域を自然環境の保全、公衆の保健等の機能を発揮させる環境保全林に設定されております。多面的機能に応じて森林を整備及び保全をすることになっておりますが、町内の植林をされたヒノキ、杉などの人工林は、間伐、枝打ち、下草刈りが余り行われておらず、荒れ放題になっているように、私には見受けられます。

私は、過日、椿井城跡に行く途中にも人工林があったように記憶しております。あれも環境保全林になるわけでございます。樹木といいますか、森の効果・効能や社会に対する役割については、私が言うまでもなく、我々の生活に欠かさないものでなくてはならないものであります。

そこで、町内の森林の整備及び保全について、具体的な整備計画、取り組みについてお尋ねします。

また、町内の公園や里山などでナラ類の樹木の立ち枯れを見受けます。これは、いま社会問題化しておりますナラ枯れによる被害によるものですか、お尋ねします。

そして、当然のことながら、県は森林環境税を徴収しておることから、町内の民有林を整備や保全を行う場合、当然県の補助金がつくのでしょうか、お尋ねします。

次は、本町の節電対策、取り組みについてであります。

東日本大震災の津波による東京電力福島第1原子力発電所の想定外の事故によって、福島県では放射能汚染で自宅に戻れない、耕作はできない、家畜の飼育はできないなど、地域社会に大きな打撃と負担を与え、本当に困ったことになっております。この想定外の事故の原因究明や原発を再稼働した場合の安全が確認できないなどから、国民の理解といいますか納得が得られず、原発に反対または慎重な意見が増え、国内道県17カ所、54基ある原発が5月5日、すべて発電停止しました。

我々の生活に直接影響があります関西電力は、原発に4割依存していたことから、大飯原発3号機、4号機が再稼働しなければ関電管内の今夏は大変な電力不足に陥ることになっていましたが、国民生活や産業界に与える影響が大きいということから、原発立地自治体だけでなく、周辺自治体も期限を限定する

か別として、原発の再稼働やむなしと大きくかじを切りました。

そして、政府も原発の必要性を国民に訴え、また原発の安全を担保した上で、国が責任を負うとのことで、6月9日、野田首相が国民の生活を守るためと原発再稼働宣言を行ったことから、今夏の電力不足が回避できるように進んでいるようであります。

しかし、原子力発電所や水力、火力発電所等でトラブルが発生すれば、たちまち電力不足に陥る可能性が大きく、綱渡りの状況にあることには変わりはありません。

万が一、電力不足になれば、国民生活や産業界の活動にきたす恐れがあります。なお、政府与党の民主党国会議員の3分の1は、原発再稼働に慎重な姿勢を示しており、マスコミも大飯原発の再稼働に批判的で、けさの毎日新聞の社説では、野田首相の原発再稼働宣言について、安全神話への逆戻りと厳しく批判、論評しております。

そこで、本町の節電対策及び具体的な取り組みについてであります。住民への協力要請をどのような方法を考えておられるのでしょうか。

そして、町有施設での節電対策、取り組みについてであります。昨年は具体的にどのようなことをやられ、どれだけの節電効果と申しますか消費電力を削減されたのでしょうか。

また、本年度の具体的な節電対策、計画はあるのでしょうか。あるのであれば、どのようなことをやられ、数値目標をお尋ねします。

以上が私の一般質問であります。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、まず1点目の町内の森林の整備、保全等の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の具体的な計画についての御質問でございます。平群町森林整備計画は、平成20年4月に策定をし、内容につきましては、ただいま議員が述べていただいたとおりであると認識をしております。整備計画に基づく具体の計画につきましては、ここには規定しておりませんが、ここ数年の取り組みとしましては、平成18年度から森林環境税による県の補助事業として各ボランティア団体による事業を実施をされ、平成23年度までに雑木林や竹林2.2ヘクタールを整備をされてきました。

それと、2点目のナラ枯れ被害の有無についての御質問です。現在、町内の被害報告は受けておりません。最近の県内の状況としましては、平成22年

度に奈良市内で1件の被害が確認をされ、翌23年度に予防作業及び伐採を完了されたというふうに聞き及んでいるところでございます。

最後3点目、県補助金の御質問でございます。1点目で森林環境税を活用した取り組みを行っている旨のお答えをしておりますが、それぞれ整備内容が補助の採択要件に合致をすれば、県の補助事業として利活用できるということで、答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。町の森林整備計画できっちりそういう整備方法なり記載されておりますが、もう少しですね、18年度にボランティアによる里山2.2ヘクタールですか、整備されたということなんですけども、それ以降は全然そういう整備はやられてないんでしょうか。もう少し具体的にお話しただけませんかでしょうか。

ナラ枯れにつきましては、被害が出てないということで非常に安心しました。私も、昨年、京都の北区に参りました折にですね、ナラ枯れの被害というのは本当にびっくりするぐらい高木が侵されておりました。だから、こういうことにもしか被害が出れば、すぐに対応できるように体制だけ経済建設課だけでなく、教育委員会、監理課と調整していただきまして、連絡を密にすることをお願いしておきます。

補助金につきましてはですね、もう少しどんなことが整備すれば平群町の民有林をお持ちになっている方に補助金が受けれるのかですね、その辺もう少しわかるようにお教えいただけませんかでしょうか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まずですけども、1点目でございますけども、里山林の整備機能回復事業をもう少し具体的にとということだったと思います。これはですね、森林環境税ですね、議員も御質問の中で述べていただいておりますが、奈良県森林環境税が平成18年に制定をされました。当初は、平成18年から平成22年までの5年間ということで、これは平成17年の県議会で可決をされております。

5年間が平成22年度で終わっております。その後ですね、平成23年の2月に再度5年間延長するということで、県議会で可決をされております。した



がしまして、いまの時点では平成23年度からの事業ということで、そういうことで理解をいただきたいと思います。

まずですけども、平成18年からですけども、平成18年から平成22年まで、この5年間に団体としまして3団体でございます。場所が鳴川、福貴、信貴畑でそれぞれの雑木林、広葉樹ですね、あるいは竹林の整備ということで、この5年間で2.1ヘクタール、3団体で2.1ヘクタールの実施をされてきたと。平成23年度は1団体、信貴畑の場所で竹林整備をされたということで、これがですね、0.1ヘクタールと、合計しまして先ほど申し上げましたように2.2ヘクタールの整備をされてきたということでございまして、これはですね、平成23年度以降については第2期ということに入っておりますので、23年度から平成27年度までの間で団体につきましては継続して実施をいただけるものという認識をしております。

ナラ枯れの関係でございますけども、現時点ではナラ枯れの被害がないというふうに申し上げましたが、もしですね、そういったものが発覚した場合につきましては、即座に県の北部農林のほうに通報させていただきます。県のほうの専門の担当者が現地確認していただいて、対処の仕方を指導いただくと、このようなことで連携を密にして行っていきたいと思っております。

最後、補助金の関係でございます。補助金の関係でございますが、これですね、ちょっと24年度がですね、まだ正式に個別具体的なメニューというのが示されていないということなので、ちょっと23年度の実績メニューで申し上げさせていただきます。

まず、一つは放置森林の整備ということで、これはですね、全体の枠でいいますと約2億7,000万程度の枠があるということで、これはですね、放置森林の整備事業って言いまして、人工林の整備事業ということになっております。実際にこれ、利活用されているのは、主にですね、その人工林の密集しておる南部地域ですね、が多いということで、聞いておるところでございます。

内容につきましては、間伐ですね。そういったものであるということでございます。もう1点が里山整備ということで、これが枠としては3,000万程度の額でありまして、この里山の整備ということで、地域ではぐくむ里山づくり事業というこの事業が、現在平群町のボランティア団体が行っていただいている事業であるということでございます。

それ以外に獣害に強い里山づくり事業、獣害というのが獣の害というふうに書きます。そういった事業もございます。それ以外に県の直轄事業で、森林環境教育の推進あるいは森林に親しむための環境整備、生体系の保全事業、これにつきましてはどちらも県の直轄事業ということでございます。

事業の内容としては、こういうものがあるということで、お答えさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。いろいろ補助金メニューを使って整備していただくということはよくわかるんですけども、平群町にも人工林、少ないんですけども、三里とか椿井にあったように、私は記憶しております。そういうこの整備には、お金が使えないということなんでしょうか。少しでも、県の2億7,000万ぐらいのお金があるというふうに聞いておりますので、その辺のことにつきましては、やはりこたえられるのであれば、とれる可能性があるのであれば、最大限努力をお願いしたいということだけ申し上げておきます。

それとですね、この森林の問題につきましてはですね、北海道ではですね、外国資本による森林の買収がちょっと広がっておりましてですね、水源の涵養を機能を守るためですね、途中の売買を規制するとかそういうことから守るために、北海道の道条例を制定したということ、北海道の土地対策課長からお話を聞きましたので、平群町の森林というのは面積的に、全体的には大きいんですけど、奈良県全体からすればそんなに多くないかもわかりませんが、本町も水資源の涵養機能としてですね、森林を守るための方策を県なりと協議して、やはり守るために最大限の努力をしていただきたいと思いますということで、お願いだけをしておきまして、次の答弁をお願いいたします。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、本町の節電対策、取り組みについての御質問で、私のほうから1点目の住民への協力要請についてどのようなことを考えているかとの御質問にお答えいたします。

住民への節電の協力要請であります。この夏見込まれている電力の供給量は、原発の再稼働を含め、議員お述べのとおり流動的なことであることから、節電は必要であると考えています。

そこで、平群町の住民の皆様、7月号広報紙及びホームページにおいて今夏での節電への協力をお願いをしております。内容としまして、特に夏の昼間の家庭における消費電力のうちエアコン、冷蔵庫、テレビ、照明が8割程度を占めていることから、エアコンの設定温度は28度を目安に、また冷蔵庫の控え目な温度設定や不要な照明の消灯など、日常生活に支障ない範囲で節電の

お願いをするよう考えています。

以上です。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

2点目の町有施設での節電対策及び取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、昨年の節電への取り組みについての御質問であります。平成23年7月8日より従来のノー残業デーであります水曜日に金曜日も追加をし、またエコスタイルの期間延長の実施をしました。これは、例年でしたら6月1日からってということにしてましたけども、5月20日からってということで前倒しを行っております。あわせて平成23年3月には、役場本庁舎の照明をLED灯へ変更し、また空調設備もかなり老朽化しておりましたので、省エネタイプへの変更等を行っております。なお、節電の対応に当たりましては、光熱水費全体の行政コスト経費削減として、基幹会議を通じて全職員に常々呼びかけてまいりました。

その結果、役場本庁舎の使用電力であります。平成23年度は前年度平成22年度に比較しまして、全体として9.5%の削減ができています。なお、夏の7月から9月の間だけで言いますと、15%の削減ができました。

次に、今年の節電対策についてでございます。大飯原発3、4号機の再稼働の方向性について、連日マスコミでも取り上げられています。しかし、仮に原発が再稼働になった場合でも、稼働するまで再点検等を踏まえて約6週間程度の期間が要するというふうに聞いております。また、先般関西電力よりことし夏の節電につきましては、本年7月2日から9月7日の間、平成22年度、この年は非常に暑かったんですけども、夏期使用最大電力比で15%以上の節電協力の要請依頼がございまして、6月1日の課長・所属長会議におきましても、これを実践するための具体的な節電実行のポイントを示し、全課に通知したところでございます。

その主な内容としましては、照明等の節電ポイント、また建物、窓や扉に関する節電ポイント、それから空調設備の節電ポイント、厨房施設関連の節電ポイント、事務用機器の取り扱いなどの節電ポイント、その他の節電ポイントということで、個々具体的に示しながら取り組み事例を紹介し、通知をしております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。住民の方には町広報紙で節電の協力要請を出されるんですかね。出されるんですかねということなんですけども、当然文章の中心としたものになるわけですね、やはりこういうものはイラストとか漫画チックで掲載されたほうがわかりやすいんじゃないかと、あわせてですね、8月も節電が必要でございますので、予算の問題もあろうかと思うんですけども、再度町広報紙または別刷りで、全戸配布していただくとかいうことを考えていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

それとですね、町が住民にお願いするということであれば、町の責任者として町長は、節電の取り組みを自身でどのようなことをやろうとしてお考えになっているのか、あればお聞かせいただきたいというふうに思います。

町有施設の節電対策につきましては、数値も9月までであれば15%削減された、非常に努力されていることは評価したいと思います。本年度の取り組みについてですね、るるお述べなられたわけなんですけど、やはりこういうものは、数値目標が必ず必要だというふうに思います。そういう数値目標があるのか。奈良県下では生駒市は職員の全庁閉庁を昨年度2日を4日にするとか、大和郡山市ではすべてエコ、省エネタイプ、エコタイプの照明器具を変えて節電をしてですね、電気代を削減したというふうに聞いておりますし、本年度は幼稚園、子ども園、小学校27校に1万基ある照明器具を省エネエコタイプに変えると聞いておりますが、やはりそういうこともしなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。

関電のビラ、皆さんの御自宅にも配布されているこのビラにですね、よりますと、7月2日から9月7日の午前9時から午後8時までの間に15%以上の節電の協力をお願いというふうになっております。特にピーク時間帯は午後1時から4時まで重点的に行ってほしいと、今年にはロンドンオリンピックもあり、高校野球でですね、近畿勢が勝ち残った場合ですね、だれが考えても電力需要が増えるように私は思います。

そこで先ほど言いましたように、生駒市が全庁を閉めて休日になっているということは、これは住民の理解も必要だと思うんですけども、本町におきましてもやはりそういうことも考えていただきたい。これは住民の理解も要りますし、労働組合との協議も要るかと思いますが、私はやれないことはないというふうに思っております。

また、町有施設の節電、照明器具の省電力化がやはり大事だというふうに思いますので、優先的に補正でもつけてですね、省エネタイプ、エコタイプに変

えてはいかがかなというふうに思うんですけども、その辺のところいかがでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

具体的にどのような取り組みを考えておるのかっていうことでございます。いま生駒市の例も出されてたんですけども、基本的にその業務、いわゆる住民サービスとしての業務時間の関係については、特段の内容は持ってないんですけども、具体的な節電対策として、観念的に節電をしようやないかっていう話をしたって、余り効果もないっていうふうなこともありましたんで、具体的に職員のほうには周知しています。例えば、照明等も節電ポイントなんかにつきましては、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯の実施をとか、建物、窓、扉につきましてはブラインドカーテンを有効活用したりとか、出入口の開閉、こんな小さなことですけども、こういったことを個々具体的に挙げて、取り組むようになっていうふうに示しています。

それから、機器のエコ化につきましては、これはことし最近特に言われてますけども、その原発の問題で言われてますけども、基本的には昨年度の取り組みとしてLED化とか、いわゆるエアコンにつきましても古いエアコンで非常に熱効率の悪いエアコンがありましたんで、そういったものを補助制度を活用して、基本的には考えられることについてはやってきたというふうな状況でございます。

○議長

森田君。

○4番

町長から御答弁がなかった、非常に残念でございまして、住民に訴えるというのであれば、それは当然町長から、やはり私はこういうことも節電に取り組むという答弁があってしかるべきだというふうに申し上げておきます。

私のほうも昨年は、自身でもやはり冷房の使う頻度を減らすとか、やはり努力したわけでございまして、個々の住民が一人一人が節電することが大事だというふうに思っております。

それと、町有施設でございまして、本町の24年度の一般会計、特別会計の光熱水費が約1億1,700万計上されております。やはり、これをいかに削減していくかというのは、やはり大事なことじゃないかというふうに思うんですけども、それとですね、もう一つは原発再稼働というのは、なかなか国民の不信がぬぐえないことがあるわけでございましてですね、節電は来年度以降も、

当然発生して要請が来るんじゃないかというふうに私は思っております。

そういうことからですね、町有施設の冷暖房の熱源を電気から他のエネルギーに変えることも御検討してはいかがかと思うんですけども、そういう思い切ったことをしない限り、私は節電ができないというふうに思うんですけども、その辺のことをいかがでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

大変貴重な御意見っていうふうに承りたいと思います。一遍には行かないかもわからないですけども、エネルギー政策っていうかエネルギーを使っていく立場で、電気からほかのエネルギーにっていうふうな転換なんかも考えていったらいいと思いますし、またいま当然関西電力から供給を受けているわけなんですけども、郡山市のように、例えばいわゆる電力会社以外の事業者からの供給ができないかっていうようなことなんかについても、若干問い合わせをしたり等々してるんですけども、その辺のことなんかについても社会の動向も見ながら対応していきたいというふうに考えています。

○議 長

森田君。

○4 番

いろいろ検討をこれからいただけるというふうに、非常に前向きな答弁でございますが、やはり買電の方法を考えておるんで、私は逆に言えば、電気からガスとか石油に変えるとか、そういうことも検討の土俵に上げていただきたいと、それとやはり何度も申し上げておりますが、やはり数値目標を設定していただきたいということはお願しておきます。

以前も私も何かの折に申し上げましたが、日本の電気は停電をしない、電圧のドロップがない、世界でもまれな類を見ない高レベルの品質だというふうに聞いております。日本の製造業を支えているのも電力があつてなればこそだというふうに思っております。日本の国力維持や豊かな国民生活の維持のためにも、節電は国民の責務だということを申し上げて、私の一般質問は終わります。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

3時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時17分)

再 開 （午後 3 時 3 1 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

発言番号 8 番、議席番号 1 番、井戸君の質問を許可いたします。はい、井戸君。

○1 番

では、議長の許可をいただきましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。

2 点についてなんですけども、1 点目、N C バス路線地域における公共交通のあり方について。

3 月議会において予算の審議が行われました。公共交通のかなめであるコミュニティバスの運行に関してさまざまな意見があり、前向きに進もうとしています。しかしながら、ここではN C バスの路線に関しては話し合うことはなかったわけです。N C バス路線付近に住んでおられる方々から、私たちのことを町は見捨てているのではないかという声を聞きます。バス停が近くにない、坂がきつくてバス停まで行けないなどの問題が、そのままになっています。N C バス路線の地域における今後について、町としてはどのようなお考えでしょうか。

二つ目です。プラスチックごみの分別について。

一般にごみのリサイクル分別収集について、自治体は多くの問題を抱えています。その一つに、分別の認知度、知識の量が挙げられます。平群町の中でも、どのごみがどの分野に属するのか、これを知らない方がまだまだおられます。例えば、特に間違いやすいものでプラスチックごみです。汚れていなければプラスチックごみとして分別し、汚れているものは可燃ごみで出すってことです。平群町での現在の認知度、収集状況そして今後どのようにして解決していくのかをお聞きします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、1 点目で御質問のN C 路線バス運行に関する御質問にお答えします。

初めに、町としましては当然のことではございますけども、N C バス路線付

近に住んでおられる方々を決して見捨てているわけはございません。御承知のとおり、地域公共交通会議の目的は、いわゆる住民の交通機関の確保も視野に、鉄道、バス、タクシー等これら交通媒体を有機的に連携させるということによって、全体として公共交通の利用促進を図ろうとするものが狙いであります。

したがって、公共交通イコールコミバスっていうふうには、もちろん考えていないっていうことは、まず御理解くださいますようお願い申し上げます。

その前提で、御質問のNC路線バスの運行についてですが、これまでも町としましては、路線バス運行をいわゆる業者が行います営業バス路線ということで、無関係なものというふうには考えてはこなかったですし、実際に幾度となくバス事業者とも路線バスの関係での関係協議も行っていました。

そんな中、バス事業者からは、例えば利便性向上に向けたルート変更等につきましても、地域住民の合意が形成されれば路線バスルートの変更等も可能であろうというふうな回答もいただいているようなところでございます。

そもそも論としまして、路線バスとコミバスの違いも当然おのずとあるのですけれども、町としましては、現在行っておりますコミバスの試行走行を進める中で、全体として住民に御理解いただける総合的な公共交通の政策を目指してまいりたいというふうに考えております。

したがって、路線バス運行につきましても、今後もバス事業者と協議をする場合、地域住民の方からのまとまった声や要望等がございましたら、それを伝えていきたいというふうに思っておりますので、御理解願えますようお願い申し上げます。

○議長

井戸君。

○1番

答弁ありがとうございます。この地域の意見っていうのが、地域住民の合意、要望が必要っていうことなんですけど、町はいままで動いたこともあり、過去に地域同士の意見が異なるということで割れてしまったという前例があるので、なかなか動きづらいかもしれないんですけども、その質問の場合、例えば地域住民の合意とか、いまおっしゃられた何でしたか合意とかをどうやって、いざ地域住民がやったらいいのかっていうのが、実際わからない人が多いんですね。

やっぱり、例えば今回はNCバス路線ということで、私もこうやってコミュニティバス運行どうのこうのっていうのを言っているわけじゃないんですけども、例えばコミュニティバスをどうするのかとか、入れてほしいのか入れてほしくないのかという質問だったら、住民の方に例えばアンケートとるとか、自治会が動くなりできるかもしれないんですけども、何もない状況でだちょっと



と難しいのじゃないかなと思うんですけども。例えば公共交通、コミュニティバスにかかわらなければ、例えば三郷でやっているデマンドタクシーとかいろんな方法があると思うんですね。いまの課長がおっしゃられたNCバスの路線変更だったり、コミュニティバス以外にもいろいろあるとは思いますが、それについても、やっぱり住民の方っていうのは特にわからない状況があると思うんです。

ですから、もしそういう場合に、まず地域の合意なりするとすれば、どのようにしたら行政としても動くのかっていうのを、まず教えていただきたいです。よろしくをお願いします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

当然その地域の中で合意があって、一定の要望がまとまるようでありましたら、それはお伝えいただいたら、それをバス事業者のほうにパイプ役として伝えていくっていうふうなことは可能ですし、やっていきたいと思っておりますし、現に小さなことなんかも含めて、バス停の名称や位置等々につきましても、そんなにはないですけども、たまに要望をもらったりしますんで、そういったことをもらったときにはバス事業者のほうに伝えて、対応をできることはしていくというふうなことはしております。

○議長

井戸君。

○1番

お伝えいただくということなので、これまでもいろんな形では伝えていただいていると思うんですが、また一層のNCバス業者なりとも考えていただきますよう、話していただきますようお願いいたします。

また、こちらもそういう、どうやって地域住民の合意をくみ取るのかというのはすごい難しい問題だと思うんですけども、なかなか特にこういうものっていうのは、動きがとれない人のほうが困ってられるっていうのが多いので、その辺あたりがすごいちょっとどのようにして合意を、合意というかほしいと言っている人から聞くだけではまた聞きっていう形になってしまうので、やはり地域住民の合意という形にするにはどのようにしたらいいかなと思ったので、ちょっと質問させていただきました。また、追ってそういう意見をいろいろ聞いて、また課長に相談したいと思います。

はい、この件については以上です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、2点目のごみのリサイクル分別収集についての御質問にお答えをいたします。

町ではかねてより、容器包装リサイクル法に準じてプラスチック製容器包装のペットボトル、食品トレイ、廃プラスチックの分別収集を行い、焼却ごみの減量、リサイクルに取り組んでまいりました。

本年4月より、これまでの町内拠点の収集から身近にふだんの集積所に出していただけるよう全町ステーション方式での収集を実施いたしました。これにより、4月、5月の収集量の実績は、ペットボトルは6,415キログラム、昨年と比べますと約2.1倍となり、発泡性トレイは2,280キログラムで1.7倍、廃プラスチックにおきましては2万7,040キログラムで4.6倍の収集実績状況となっています。

導入当初において、中には不適正な分別により収集できないものもありましたが、不適正排出の資源ごみについては、収集できない理由を書いた張り紙をして御理解をお願いしてきたところでございます。また、周知としましては、2月、4月号の広報紙で分別方法を掲載し、また3月号広報で内容を説明するビラの折り込みを行い、6月号広報紙広報配布時においては、自治会回覧でごみの出し方の注意事項を掲載したパンフを配布してまいりました。

また、住民からの問い合わせには直接内容を確認させていただき、さらに自治会での説明会において理解、御協力をいただくよう進めてきたところでございます。

その結果、一定分別の周知が図られてきたところで、今後も分別意識が低下しないよう広報やホームページ及び出前講座、さらにはごみ問題懇談会を通じて、周知徹底を図っていくよう考えているところでございます。

以上です。

○議長

井戸君。

○1番

答弁ありがとうございます。このごみの問題についても、いろんな自治体でやっぱりこの分別に関しては問題を抱えているようで、さまざまな工夫をされています。私もいろいろ聞いてて感じたんですけども、リサイクルを推し進めるに当たって、その収集方法を知りたいけども知らなくて、詳しくがわからなくてちょっとできない方がおられたり、あとはそもそもリサイクル分別に興味がないといえますかこだわらないので、出さない方がおられると。

まず、ごみ置き場とかでも聞いてみますと、収集ポイントですね、でもやっぱりすごい行政として、課長も土日にすごい来られて説明会とかされて、すごい感心しているところなんですけども、ただ、やっぱり本当に来てほしい人っていうのが実際来ないっていうのが、同じように来ている自治会の方でもおっしゃられたりするわけです。

ですから、その辺についてはすごく難しく問題なんで、それぞれについてちょっと一つ提案したいんですけども、収集方法を知りたいけど詳しくわからないっていう方に対しては、ホームページで他市町村では結構いろんな平群ではやってないことをやられています。例えば、よくあるのは頭文字でもう辞書検索ができると、例えばアイスって入れると、文字を入力すると、アイス関係のものがばーっと、アイスのふたは何々に属されて、どこどこに入れてください、アイスの何ですか棒とかスプーンはプラスチックなのでこれにしてくださいとか、ものには変わるんですけども、とてもわかりやすいと感じました。

だから、こういうのも導入の一つかなと思います。あと、携帯電話用のサイトをつくっているところもありました、まあまあこれも見やすいのかなと。中には、かわいいキャラクターをわざわざつくって、そのフローチャートにもせんなあかんことを吹き出しのように書いて説明してくれてるとか、ちょっとアニメのような漫画のようになっているようなかわいいフローチャートがある市もあります。

このまあまあ三つだけ挙げさせてもらったんですけども、これを参考にすれば、ちょっとわかりづらいなという方には伝わるのかなと思います。ぜひとも検討のほう、よろしくお願いします。

これも一つの提案なんですけども、やっぱりリサイクルに関して興味のない方っていうのは、何か特別な理由がないとなかなか、特に若者なんかそうなんですけども、仕事とかで忙しくて、もうその時間に間に合わないってなると、思わず置き去りにしてしまったりとかいろんな問題が起きるといえるか、あり得ます。で、そういうときのために、例えば、いまちょっと4月、5月で発表されましたペットボトルが2.1倍になったとか何本とかありますけども、これをもうちょっとわかりやすく一般的に、例えばプラスチックだったらペットボトル何個分になったとか、そういうのを表にするだとか、それから金額換算で幾らになったとか、ちょっと現金の話になりますけども、そういう金額が書けば、あ、いまこんだけたまってるとか、今月はこんだけたまったとか、そういう形ができると思うので、ちょっとわかりやすいように思うんですけども、このいまちょっと何点か提案させていただきましたが、その件について答弁があればよろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いま御質問をいただきまして、一応御提案として住民の皆さんへの周知ということで、まずホームページでは方法として他の自治体のことも例に出しておっしゃっていただきまして、品目ごとにどういう出し方をすればいいかということを手すぐ検索できるようにということでございます。

以前にもこのようなお話をお聞きしたこともございまして、それぞれどのような品目がどのような方向に分別をしていただくかというところは、私どもも検討の視野には入れておりまして、今後一つの冊子めいたものをつくって住民さんにも御周知できたらなというふうにも思っています。そういうことで、今後考えていきたいなというふうに思っております。

あと、分別として特に興味のない方というんですか、率先してやっていただくことがなかなか難しいというところの方につきましても、いまの環境問題あるいはごみの減量としてリサイクルをしていただくというところの意識を上げていただくよう、今後も広報紙あるいはいろんな住民説明会、懇談会を通じてお願いをしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長

井戸君。

○1番

まだ途中ですけれども、頑張ってもらえるんで、そのまま続けていただいて、いろんなアイデア、試してみてください。

以上です。終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

発言番号9番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。はい、高幣君。

○7番

皆さん、こんにちは。議長の御許可をいただきまして3項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず1番目は、都市計画道路平群西線の現計画についてであります。

昭和50年代は、この平群西線の計画路線は当時の住宅開発の目玉でありました。若葉台、椿台、緑ヶ丘地域の外周道路として期待されておりました。こ

の平群西線については、該地域を初め北西部地域住民の利便性のかなめであり  
ます。いま特にこの西線は、高齢化時代では公共交通に欠かせない道路計画で  
ありました。

該地域は、本町財政等における貢献度は非常に高いものでありました。この  
地域の人口は、本町の約3分の1を超える地域です。町の施策は、昨今見てお  
りますと、この北西部地域への目が向いていないのではないかと疑っております。  
若葉台、椿台、緑ヶ丘からのバイパスへのアクセスが弱いではありませんか。

また、この西線は現コミバス路線の充実等へもつながる路線です。特に、発  
展していく平群バイパスへの接続路線を考慮すべきであります。最近の町の施  
策には、地域的に公平・公正な視点が欠如しているのではないのでしょうか。こ  
の北西部地域の住民が期待している平群西線の現行計画はどのようになっている  
かを町長にお尋ね申し上げます。

2番目の質問は、小学校再編と幼保一体化に伴う今後の動きについてであり  
ます。

本町の大きな課題として、町長が提案された小学校再編問題や幼保一体化問  
題について、町長の御発言は明確なこの問題に対しての方向性や見通しが不明  
確ではないのでしょうか。

小学校問題では、議会の責任のような御発言があり、本当に町民の声を聞こ  
うとしていないようにも見えます。町民の請願は、賛成署名が約2,300筆、  
反対署名が約170筆の結果が出ているにもかかわらず、責任回避をしている  
ように見えます。

幼保の問題の園の箇所づけについても、町の実務レベルに覆いかぶせている  
のではないのでしょうか。町長の方針が見えにくい現状であります。このことは、  
町長の最近の言葉で言えば、政治生命をかけている大きな課題と私は見ており  
ます。このことについて、町長の姿勢を質したいと思っております。

また、現南小学校を取り巻く自然環境では、私も前に申し上げましたは、平  
群断層の終えん地であること、さらに南小に隣接する河川の環境等も踏まえて、  
ここ一番明確に町長は政治生命をかけて御答弁をお願いをしたいと思います。

3番目は、平群町の町のコミバスについての見直しはどうなっているかとい  
うことでございます。

きょうも何人かの議員さんからも出ておりますコミバス問題、またNCバス  
路線問題等々ございます。やはり、この路線についてとかダイヤについてとか、  
また休日運行とか、あるいは私は申し上げたのは観光利用問題についても質問  
をさせていただいております。その折の町当局は、8月ごろを目指して見直す

と御発言がありましたので、その後どのように検討されているか、その経過についてお尋ねします。

また、町民の声をどのように掌握しているか。先ほども井戸議員からもございましたが、この問題については、公共交通の審議会というのがございます。この審議会ですべてどのように議論をなされているのか。また審議会に派遣しているんですか、出されているいろんな団体もございますけれども、私もこの公共交通の審議会の傍聴もさせていただきましたが、本当に住民のことを考えて御発言なされている委員さんがいるであろうか、いささか疑問は持っております。ともすれば、町の各種団体の代表者に終わっているように見えております。

ま、そんなこともあわせて、きょう、各議員からも問い合わせがありましたようなコミバス問題について、町長、御見解をお願いをしたいと思います。

以上、3項目について質問をさせていただきます。町長の真摯で前向きな御答弁をお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、1点目の都市計画道路平群西線の現行計画についての御質問にお答えをいたします。

都市計画道路平群西線は、昭和51年に都市計画決定をされており、三里北交差点付近から福貴を通過し、若葉台、椿台、緑ヶ丘の西側を經由して東山駅の交差点までの全長3,760メートルの道路として計画をされています。そのうち、整備の完了区間が1,510メートルで、整備率で申し上げますと40.2%となります。

未整備区間のうち、緑ヶ丘から椿台、若葉台の西側ルート1,200メートルにつきましては、民間の住宅開発を見込んで決定をされており、現状としては整備のめどが立っていないことから、見直し対象のルートということで考えております。

平群交番からバイパス間の区間につきましては、これまでも他の議員の一般質問や委員会等でも申し上げてきましたが、鉄道を横断することによる費用負担が多額であり、事業化に至っていないという旨を申し上げてきました。このことにつきましては、当時から何ら進展はありません。

ただし、今年度におきまして、委託業務の業務発注を予算化をしております。内容としまして、幹線道路の道路網の検討業務を行い、都市計画道路も含めて交通環境や将来の交通需要や経済効果などを考慮し、町全体の幹線道路網の精査をしていきたいと考えております。

議員御質問の平群西線の計画につきましては、本委託業務の進捗にあわせて、議会や都市計画審議会の意見聴取、さらには必要に応じてパブリックコメントも実施するなどさまざまなプロセスを経る中で慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○議長

高幣君。

○7番

まず、1番目の都市計画道路平群西線について少し質問をさせていただきます。

基本的に、これは課長御存じのとおり、都市計画道路というね、意義、意図、趣旨、この辺についてちょっと私なりに勉強したことを申し上げますと、この都市計画道路には、自動車専用道路とか幹線街路とか区画街路とか特殊街路とか、こういう大きな四つの分野に分かれるわけです。私が申し上げている平群西線は、おそらく幹線道路に入ります。これは、平群町内の各町道路線あるいは県道、国道との接点をつくる道路計画だと、私はこんなふうに思っています。

そういう意味で、私も若葉台に住まいいたしておりまして、昭和50年代、こちらに参りました際に、やはり一番に気がついたのは、自分の家の前の道がどうなのかということだったんです。そこで、調べてみたら、あ、これ町道で都市計画路線に入って、平群西線という名前と呼ばれて、そしてこれが平群町の西線は東線とあわせて平群の大きな輪郭を保つ街区道路であると、こんなふうな認識で平群町へ移住してまいりました。

そういう観点から、いま現在平成の24年ですか、考えてみますと30年経過しても一向に、私も議員でありながら、この西線について質問もしなかったのが悪いんですけども、一向に西線についての話が町からも伝わってない。東線については、前回御質問がございましたけれども、平群の東西線というのは、先ほど申し上げたような幹線道路だと私はいまだに認識いたしております。

そういう観点で再度御答弁願いたいんですが、本当にこのいまお答えの中のように、平群西線について、もちろんいろんな観点からこれからそういう専門家に通してこれを見直すのかもしれませんが、私はできればこの平群西線というのは、平群町の大きな幹線道路の計画でございますから、残した上で何年後でもやるんだという、こういう計画を町のほうは示していただきたい。それによって、きょう、定住化問題とかいろんな若年の問題とかいろいろ、きょう出ておりました。こういうところにも大きな影響を及ぼす幹線道路の一つだと思います。ひとつそういう観点からもう一度御答弁をお願いをしたいと思います。

います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

都市計画道路の道路種別ということで行きますと、ただいま議員が述べていただきましたように、自動車専用道路以下いろいろな種類があります。平群西線につきましては、幹線道路というそういった位置づけで都市計画決定をされておるということでございます。

都市計画道路といいますのは、この定義なんですけども、これはですね、都市計画法に基づいて都市計画施設ということで、それを決定されたそういった施設であるというそういう位置づけでございまして、いろんな手続があるわけなんですけども、都市計画決定を行うということなんですけども、これはですね、当然道路でございますので、道路構造令に基づく一定の規格であるとかですね、いろいろ要件があるんですけども、今回西線につきましては、2車線の歩道つき道路であるというそういった決定をされております。市町村決定でございます。

一方で平群東線、これはですね、平群バイパスですね。これは県が決定されておると。もう一つ、平群駅前線、駅前線については国道168号から平群の駅にアクセスする、これも都市計画決定を打たれている道路であると。平群町には、この大きく三つの都市計画道路があるということございまして、これを補完し合いながらですね、ネットワークを図っていくということで、道路の交通処理、それだけじゃなしに経済発展であるとか、あと防災道路としての機能、そういった機能も発揮をしていくということございまして、いずれにしましても、このネットワークをどう図っていくかということが道路の持つ本来の機能を発揮することであるということございまして。

そんなことも踏まえまして、西線につきましては、これから検討して行ってまいります。検討の経過の中では、申し上げましたように議会の意見並びに都市計画審議会の意見またはパブリックコメントも実施する中で、広く意見を承る中で進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○議長

高幣君。

○7番

はい、御理解をいただきたいというよりも、町のほうも私の申し上げている



ことに理解をいただいたとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

都市計画っていうのは、決定を打つ時点は、当然その当時の景気動向とか今後の将来、きょうも5次総の話が何人かの議員から出ておりましたけれども、そういう5次総とかいろんなものに影響を打つ計画道路でございます。そういう観点で、いま一度、私が申し上げているように、町としてはこの計画を捨てる、放棄するんじゃなく、これを残して、そしてさらなる平群町全体の活性化につながるような方向に向いていただきたいと、かように思っております。

特に、定住化の問題等で話が出ておりますけれども、人口減というのはどんな減少から起こっているかということも、これはきょうの朝でしたかね、議論がありましたように、やはり一番大事なポイントです。また、5次総、5次総という言葉が出ましたが、私は5次総で一番大事なことは人口そして土地、いわゆる面積ですね、こういうところだと思います。そういう意味で、このあたりを確立していかないと5次総の夢ある活性化のある平群町づくり、10年後の平群町どうなってるかなということのはつくりにくいと思っておりますので、ぜひともこの計画については存続をして、平群町はこういう外周道路ができていんだと、外にはまた広域農道があるんだとか、そしてバイパスがあるんだと、こういうふうな路線、公共交通の一番のキーになる道路についてももう少し真剣に考えるよう町長も御検討のほどお願ひをしたいと思います。

以上、1番目は以上でございます。

○議 長

はい、町長。

○町 長

2点目でございますが、町長の姿勢を質したいという御質問に対しましてお答えしたいと思います。

私は就任以来、最も大切にしてきたことが説明責任であります。議会に対しても、住民に対しても、理解と納得の上で行政を進めてまいりました。小学校再編成や幼保一体化につきましても、同じことでございます。今後におきましても、小学校再編成アクションプランの実現に向けまして、保護者の皆さんや地域住民の皆さんへの説明を尽くしながら理解と納得が得られるよう、地道な努力を重ねてまいりたいと考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

はい、町長の姿勢、これから方向性については、いま御決断をお聞ひいたし

ましたので、私としてはこの決断を忘れないでやっていただきたいですね。それから、責任の回避をしないようお願いをしたいと、特に再編問題あるいは今回幼保一体化の問題も出ておりますけれども、このあたりについても実務レベルに任せるのではなく、町長みずから町民の皆さん方に説明する、さっき説明責任とおっしゃいましたから、説明し、理解をしてもらうように動くのが町長だと私は思っておりますので、いまの町長の御発言、もうひとつ力強く言っていただくことが大事なんですけど、きょうはこれぐらいで結構でございます。ありがとうございます。頑張ってください。

○議 長

3点目でいいですか。総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、御質問の3項目め、コミバスに関する御質問です。

まず、1点目のコミバス利用促進に向けた運行ダイヤ等の見直しを8月を目途にということでしたが、その検討の状況についての御質問です。朝の窪議員との質疑とも若干重複するかもしれませんが、町が考えるダイヤ見直しに当たってのコンセプトにつきましては、基本として現行のダイヤを堅持する中、従前のルート運行時の利便性を担保するため、地域住民のニーズが特に高い時間帯を中心に微調整の改善をするということによって、ダイヤ変更の混乱を最小限に抑えた中で利用者の拡大につなげたいというふうな考え方をして、その考え方のもとでコミバス運行事業者と協議を重ねてきております。

現在、その検討案を6月28日に予定しております公共交通協議会のほうに諮るべく準備を進めているところでございます。

次に、2点目のバス運行に当たっての町民の声をどう把握をという御質問でありました。利用者の声を把握するということにつきましては、当然そのバス運行を進める上において最も重要なポイントというふうに思います。当然のことかもしれませんが、いわゆる顧客志向の観点を常に心がけ、昨年12月に行った利用者アンケートのみならず、日常的にいただきます住民からの声を大切に、小さなことも含めて集約して、その適切な対応に努めたいというふうに考えているところです。

同時に、議会の一般質問や特別委員会の中において、住民の声を代弁した各議員からの御意見も真摯に積極的に耳を傾けてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

前向きな答え方をなされているようですが、ちょっと具体的なことで、先ほどもしゃべったかなと思うんですが、私が一番住民の声と申しておりますが、住民の声というのはどんなふうにしてとるのか、集めるのか、この辺だと。それと、もう一つ大事なことは、乗っておられる乗客さんの声をどう聞いているかだと思うんです。

私は、やはり住民の声、その中の各論的には乗っておられる、いわゆる貢献していただいている方々がどんなふうに使われているか。ここの核が一番大事だと思います。そういうことで、前も申し上げましたけれども、実際は乗っておられる方は、当然運転手さんの気持ちをくみながら乗っておられるところも十分見受けるところがあるわけです。また、乗降客から運転手さんにいろいろとクレームもあるかもしれませんが、提案もなされているようにも聞いてます。

ある日、私、たまたまこれは地名出して悪いんですが、緑ヶ丘の長寿会さんがかしのき荘でやられるときに、バスに乗ってこられてました、その方々が。なんで、高幣さん、コミバス、もうちょっと私たちに使いやすいようにしてもらえんでしょうかねと、こんな声を出しました。やはり緑ヶ丘も大きい団地でございます。そういうところの、ローカル言うたら失礼ですが、端々から来られる方々というのは、非常に苦勞してかしのき荘までお越しになっているわけです。その途中に、先ほど井戸議員が申しましたようなNCバスを使って来られているんですが、そのNCバスで来るまでの問題もおっしゃっていたようでございます。

そんなふうなことで、前回の答弁で、ドライバーさんとの話し合いの場はNC社が拒否をしている、だからできないんだというふうに、これ、課長でしたか、私に後日談で話がありました。いまでも、NC本社はドライバーさんの声を聞こうとしない、あるいはドライバーさんの声を平群町に紹介しようとしているのかどうか、このあたりいかがですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

すみません。運行バスの運転手さんの聞き取りの話につきまして、初めに答弁すべきであったんですけども、再質問もありましたので、重ねて御答弁申し上げたいと思います。

運行バスの運転手さんへの聞き取り等につきましては、いまも申されましたとおり原則的には会社側のほうは直接の運転手との接触は避けて、会社を通じてくださいというふうな意向を聞いておりました。しかし、実際には、我々も職員が実際にバスに乗り込みながら、運転手さんからの生の意見を聞き取って

いきたいというようなことで、何度かそういうことも試みております。

聞き取った内容につきましては、これまでに住民からいただいた声や議員各位からのいただいている声、意見等々とおおむね同様の内容でございました。いずれにしましても、今後とも積極的に住民各位からの声の収集に努め、真に親しまれますコミバス運行を目指したいというふうに考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長

高幣君。

○7番

言にくいところもあると思いますが、NCさんのというのは事業をなされているわけですから、やはりドライバーさんが聞いた、いわゆる自分の会社に不利益になるようなことを言わさないようにするのが、これが企業の経営者としては当たり前ですから、やはり積極的に町からドライバーさんの意見を聞きたいというふうに再度求めていただき、ぜひとも事業者さんに対して運転手さんの意見、きょうの春日丘の問題とか、椿井の話とか、いろんなこと、運転手さん、聞かれていますから、私もいまほかの議員もコミバスには乗っているわけですよ。乗っているときに、やっぱりその話、聞くわけですよ。そういう意味で運転手さんていうのは、やはり現場でいらっしゃるわけですから、現場を運転しているわけですから、例えば細い道での対向の問題とか、あるいは細い道に駐車されている街区があります。そういうところでは、運転手さんがみずからおりて、その車あるいは宅配便の車に、ちょっとすみません、バス通してくださいというふうに言いにくれている現場も、私見てるんですよ。そこまで苦労されているんですよ。

そういう意味で、そういう方々の御意見をNCさんからはおそらく入らないと思うんですから、ぜひともNCさんとは関係なし言うたら失礼ですけども、NCさんに対して強硬にバスの運転手と直接やりとりしたいというふうに折衝をお願いしたい、そういうふうに思っておりますので、再度お考えを見直してほしいと思っております。

以上でございます。結構です。これをもって、私の一般質問は終わります。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

発言番号10番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。はい、植田君。

○5番

私のほうからは、大きく3点について質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、学校図書館への司書の配置についてであります。

これは、この3月議会でも質問をさせていただきました。学校図書館への専任司書の配置について、24年度から地方交付税措置が行われることになり、平群町でも司書配置ができるようにという質問をさせていただきました。学校図書館に専任司書が配置されることで、子どもたちが本との出会いの機会が保障され、豊かな感性を磨いていけることや、学習面でも適切な選書によって調べ学習が進み、学ぶ力をつけ、生きる知恵と力を高めていくことにもつながるとの立場から、専任司書の必要性を質問させていただきました。

答弁では、専任司書の配置の必要性は十分認識している、学校現場や財政当局とも協議し、1日も早く実現できるよう努力していきたいという答弁をいただきましたが、その後の取り組み状況がどのようになっているのかお聞きをしておきたいと思います。

2点目は、幼保一体化の問題についてであります。

現在、町立幼稚園と南保育園の一体化施設を新規に建設するべく、議会にも説明がなされ、一体化施設ありきで建設用地をどこにすべきか幾つかの候補地が示されています。しかし、本当に子どもたち、保護者にとって、あるいは職員にとっても、幼稚園と保育園という役割の違う施設を一つにしているのだろうかという思いが、町が示しておられます幼保一体化の説明会の資料などを見て、私は強く感じています。

確かに幼稚園、南保育園の老朽化の問題を考えると、早い時期に改善が求められることはそのとおりだと思います。しかし、どのような保育・教育内容になるのかと聞くと、就学前の子どもたちに同じ保育・教育を、あるいは質の高い保育と教育を保障していくためにと答えられますが、具体的に何がどう変わってどのような質の高い保育・教育が保障されるのかが全く説明をされていません。

また、現在の幼稚園教育あるいは南保育園の保育に対して、保護者は満足しているという評価も、町当局はされています。その一方で、幼保一体化になれば、所得によって保育料が決まる保育園と、所得に関係なく定額の保育料の幼稚園の子どもたちが、混合クラスで通常保育時間8時間のうち5.5時間を混合クラス、残りの2.5時間は保育園対象の子どもたちだけの保育になる。しかし、保育園の保育料は幼稚園の何倍にもなるというようなことが起こります。

また、夏休みがある幼稚園とない保育園がほぼ1カ月を超えて、家庭と園とで生活をばらばらな、まあ言えば別々の生活を送って、9月になったらまた一緒の混合クラスで保育が始まる、こういうことになれば、子どもたちに混乱は生じないのかという疑問を強く持っています。

あと、あるいは学級閉鎖の問題でも、本人が元気であっても幼稚園部が閉鎖になれば登園ができないなど、さまざまな問題が発生することが予想される中で、その答えが具体的に示されない中で一体化施設を進めるための建設用地を最初に決めてしまうというやり方は、私は本末転倒ではないかと言わざるを得ません。

まず、保育・教育の中身、体制を具体的に住民にも示して十分論議していただくことが、まずすべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

最後三つ目には、くまがしステーションのリニューアルについて質問をさせていただきます。

今議会に報告書が提出されているくまがしステーション、活性化センターの事業報告でも直近3年間の利用者数が年々減少しています。とりわけ今回は5月からメニューをリニューアルしたレストラン部門について質問をさせていただきます。

レストラン部門については、隣で産直野菜などが販売されていながら、地元野菜はほとんど使われておらず、冷凍食品を多用したメニューなどによって売り上げが低迷傾向にあり、何らかの改善が必要であったことから、今回コンセプトを地産地消、温故知新、ヘルシーでおいしいをテーマに見直しがなされました。

しかしながら、4月、5月の来客数を見ると、前年度の同月の87%、80%という状況にとどまっています。売り上げのほうは、メニュー単価が上がったということもあって、110%あるいは100%という形にはなっているんですけども、このようなことという状況であります。

私もリニューアルしてから4度ほど、このレストランのほうに試食に行かせていただきましたが、コンセプトが十分生かされた料理が提供されているとは考えにくい実態があると感じています。

まず、地産地消の観点から言えば、地元産の食材を何%ぐらい使用しているのか。ヘルシーの観点から言えば、いま多くのレストランなんかでもカロリー表示というのはされています、メニューの。そういうこともされておらなかった。本来ならば、こういうところなんかをお客様にわかるように明示していくべきではないでしょうか。また、おいしいという観点でも、まだまだ工夫が必要だと感じています。見ておいしく、食べてもおいしい料理を提供する努力が求められます。

あの単価でははっきり言って高いというのが、私の印象として持ちました。料理によって切り方一つで見目の美しさ、食べやすさ、また実際の味にも違

いが出てきます。今回、ワンプレートという料理のランチメニューがあったんですけれども、間仕切りがなく、出された料理の味が混ざってしまって、大変そういう意味ではそういう工夫が必要だと、和から洋にメニューを変えたのなら、中途半端な組み合わせの料理を出さないなど徹底した見直しが必要だと感じました。

今回の一般会計の補正予算でも、レストラン部門の改修費用も出ていますので、口コミでお客さんが増えるような、あそこのレストランが h a n a n a と言いますが、h a n a n a のコンセプトを実感できる改善が求められると考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、気候のいい時期には、野外でカフェが楽しめるような空間もあればいいと考えますが、検討していただくお考えはあるでしょうか。

以上、大きく3点について御答弁よろしくお願いたします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1項目めの学校図書館への司書配置についての御質問にお答えいたします。

3月議会の答弁でも述べましたとおり、現在学校においては図書館担当教員が授業や学級担任等業務の傍ら蔵書管理、選書及び発注、図書館環境整備、利用統計、年間計画作成などの大量の学校図書館業務に当たっています。また、貸し出し業務は、子どもの活動に委ねることが多く、本についての質問などを受けて、適切な指導することはほとんどできない状態であり、学習センターとしての機能は十分発揮できていないと言えます。

今後は、まず1点目は司書配置の緊急性、必要性、2点目は町立図書館が学校司書を派遣するのか、また学校職員として専任司書を配置するのかという選択も含め、町立図書館と学校図書館との連携のあり方などについて、継続して調査研究してまいります。

本年度新たに始めました取り組みは、学校図書館担当者と町立図書館員が連絡会議を持ち、情報交換をしながら読書環境や学習環境の工夫・改善に向けての協力体制づくりです。一例を挙げれば、6月から試行的に生徒たちの学校図書館の利用促進に向けて、町立図書館職員が中学校図書館で放課後の開館業務の支援をさせていただいております。また、学校図書館と町立図書館の利用カードが共通化されたこと、さらに家庭や職員室からインターネットで学校図書館と町立図書館の横断検索システムが利用できるようになり、読みたい本や調べ学習に役立つ資料の検索ができるようになりましたので、図書の共有化とシ

システムにより所蔵図書が容易に把握できることから、寄贈図書があった場合などにも、その図書をどの学校に配置したら効率的化についてもすぐに判断できるようになりました。

こういった取り組みを積み重ねながら、町立図書館と学校図書館との連携協力を検討し、成果を上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

いま課長のほうから、一定3月の質問以降、取り組みがこういうふうに進んでいるという御答弁をいただきました。

検索システムの分については、そういう整備ができてハード的なところの整備はできてきていると思うんですが、ソフト的な部分で言えば、司書の問題がやっぱり残るんですね。

いま6月から中学校に、放課後、町立図書館から職員を開館業務の支援を試行的に行っているというふうに御答弁があったと思うんですけども、私もそれはお聞きをしました。

ただね、6月については開館日数は11日で、開館時間がね、放課後っていうふうに聞いて、どれぐらいあけてくれはんのかなと思ったら15分程度なんですね。試行的にせよ、支援がスタートしたことは評価はしたいと思うんですけども、やはり開館日数や開館時間については、11日間であったり、あるいは15分程度しか放課後あけれないという状況であれば、本来の学校図書館の司書の役割を十分発揮できる状況にはなりにくいというふうに、私は考えるんですね。そういう意味で、これを今後どのように伸ばしていくのか、あるいは日数を増やしていくのかっていうのは、一つのやっぱり大きな課題であるし、やっぱそうしないと、実際、いまも言いましたように、本来の学校図書館司書っていうもののメリット面が全然出てこないというふうに思います。

先進地などで状況を聞きますと、やっぱり学校図書館を充実していく上で、学校図書館司書の経験など一定の力量を持った専任司書の配置が欠かせないというふうにもお聞きをしてきました。今村課長も一緒に行かれたから、そこら辺はよく御存じだと思うんですけども、そういう意味では教育長もこの間小さなまちで大きな教育っていうふうなことを、たしかずっとおっしゃってこられたというふうに私も記憶をしておるんですけども、そういう観点からでもすね、やはり一定整備された学校図書館があるわけですから、それをどう生かしていった子どもたちの教育、平群での豊かな教育、教育長のおっしゃるそう



いう小さなまちでの大きな教育っていうのを保障していくのかっていうことについては、やはり一刻も早くこの専任司書をきちっと配置をしていくっていうことが、私は、他の先進地ではそういうことが結果的にいろいろプラス面が出てきているっていうのは、十分教育委員会等も御認識をされているというふうに思っていますので、そういう意味ではできるだけ早く実現をしていただきたいと考えますが、どれぐらいをめどに考えておられるのか、この点について、そうやって試行的ではありますがスタートが始まったわけですから、ある程度このうそこら辺のめどっていうのをお聞きをさせていただきたいなというふうに思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。

御質問の中にもありましたとおり、確かに中学校におきましては、特に子どもがクラブ活動であるとかあるいは帰宅、塾等々で帰ってしまうという子どもがありまして、実際問題、放課後の時間ではわずかな時間しかできないというような実態でございます。

また、あすのす図書館職員がその時間の合間をぬって、いま中学校での支援をさせていただいているということから、実際問題はまだ6月で試行的に始まったばかりで、その成果が直ちに出ているという状況ではございませんが、引き続き学校との連携をとりながらですね、そういった時間に、開館時間や日数につきましてもこれからも学校と連携をとりながら、協議して進めてまいりたいと。

ただ、確かに基本的には学校司書の専属の司書を配置するというのをやらない限り、なかなか拡充というのは難しいと思います。予算につきましても、特に人件費の予算につきましても、いま現在限られた予算でございます。24年度普通交付税で積算されているということではございますけれども、なかなか実際、いま現在では予算化できていない状況でございます。

いま、いつをめどにというような御質問でございますけれども、いまの段階でいつまでにどうすると、いつまでに司書を入れるということにはまあまあ明言できないような状況ではございますので、引き続きましては、当然子どもたちの読書、学習情報環境をよくするためにも、学校図書館担当者と町立図書館が連携して、情報交換しながら、司書配置に向けて引き続き努力してまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長

植田君。

○ 5 番

なかなかいつつというふうな御質問に対しては、答えはいただけなかったんですが、教育長自身、この問題についての教育長の所見というんですかお考えていうのを聞かせていただくことで、この司書配置ってということについて、教育委員会としてどういう、まあ言うたら考え方を持っているのかということもわかりますし、そのことを実現していく上でどれぐらいの力を入れていただけるのかということも知りたいというところから、教育長の御所見もお聞きをしておきたいと思います。

○ 議 長

教育長。

○ 教育長

いま課長が答えましたとおりでございますので、十分御理解を賜りたいと、まずお願いをしておきたいと思っております。

いまのところ、あすのすの職員も随分頑張らして、学校図書の整備に学校の教員だけではできない点がたくさんございますので、町民のボランティアの皆さん方のお力も本当に延べ何ぼになりますか、延べ200人を超えたんじゃないかなと思いますけれども、多くの方々が昨年9月以降お手伝いいただきまして、横断システム等々、もちろん環境整備もできまして、本当にそれなりのリニューアルができたんじゃないかなと思っております。ソファもボランティアの方々が特技を生かして張りかえもしていただきましたし、一つ一つの書架をきれいに掃除をしたり、あるいはペンキで塗りかえたりもしまして、本当に見違えるようにはなったところでございます。

ですから、学校図書館が学習センター、読書センターの機能を果たすスタートにいま立ったところであると、大げさに言いましたら、そういうふうにも思ったりもして、もちろん学校の業務でいままでも十分やっているわけでありましてけれども、新しい図書館のシステムに、そのスタートに立った。新しい図書館のシステムですよ。なったところでございますので、これから一つ一つ開かれました扉に向かって進めてまいりたいと思っております。

もちろん学校司書を配置することが、さらに学校図書館の機能をあすのすの図書館と連携して高めていく上では不可欠なことではございますけれども、学校のニーズと我々の思いとがうまくコラボレーションできますように、課長申しました連絡会議を持ちまして、一つ一つ実績を重ねてまいりたいとかように思っておりますので、どうか御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 議 長

植田君。

○ 5 番

教育長のほうからも、整備された学校図書館を生かしていく上で、司書の配置は不可欠だというふうな御答弁をいただいたと、私は思っています。まさにそうだと思います。夏の暑い時期も含めまして、本当にボランティアの方や図書館職員の方々が学校図書館の整備に力を入れてくれました。やっぱりそれを生かすも殺すも、やはりそこにどういう人を配置するかによって大きく変わってくるわけでありますので、この点についてはぜひぜひ教育委員会、教育長を先頭にですね、やはり1日も早くそういうものが子どもたちの学習成果としてあらわれるような状況をつくっていただくと、そのために全力を尽くしていただきたいと思えますし、財政当局に対しては、やはりなかなか財政厳しいとは思いますが、そういう中でもやはりこれからの子どもたちをどう平群の中で豊かに成長していってもらおうかという部分では、全国的にそういう進んだところでは、やっぱり学校図書館司書を配置をして、そのことが子どもたちの学習に意欲を引き出し、そのことが子どもたちの生きる力や知恵を育てていくということで、大変成果が出ていると。だからこそ、国もそれを進めるために交付税措置を今年度から行ったということもありますので、そのことは重々頭に置いていただいて、1日も早い平群町での司書配置ができるように、今後ともぜひよろしく願いしておきます。

また、これは引き続いてまた状況等も聞いていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

この件については、以上で結構です。

○ 議 長

午後7時まで時間延長をいたします。

はい、理事。

○ 理 事

それでは、幼保一体化の問題について御質問いただきましたので、回答を申し上げます。

まず、保育料の問題で御質問をいただきましたが、総合子ども園法が施行されることになりましたら、国から基本的な考え方が示されるものというふうに思っております。この段階で、当然一定の議論が必要と考えていますけれども、現在のところ、国はですね、現行制度の水準を基本として今後詳細を検討するというふうにしております。町といたしましては、平群町において一体化施設が運営をされていくまでは、現在の幼稚園、保育園の保育料を変えるつもりはございません。

また、夏休みや学級閉鎖の問題につきましても、御質問をいただいておりますが、これも法が施行されるまでは、現在の幼稚園、保育園において学校教育法やあるいは学校保健法等の規定の中で行われておりまして、保育園においては保育に欠ける子どもという考え方の中から、基本的には学級閉鎖という考え方はしておりません、ございません。この問題については、当面はですね、平成18年から制度化されました認定子ども園等の例を参考に考えていかなければならないというように思っておりますけれども、私たちの知る限りでは、これらの問題で大きな問題になっているという情報は得ておりません。

それから、保育・教育の中身や体制を具体的に示して、住民にも十分論議をしていただくことをまずすべきではないかという御指摘をいただいております。この件につきましては、これまでPTA役員との懇談会やあるいは住民説明会をお知らせをするための全戸配布のチラシ、あるいは住民説明会の資料と当日の説明、質問に対する御回答、さらに幼稚園や保育園の保護者に対しましては、本年度入園する保護者に対してもアンケートの協力をお願いをいたしました。そして、そのアンケートの中で自由意見を書いていただきましたが、それを48の質問にまとめまして、すべてのアンケートに御協力をいただいた方あるいは保護者の方々にその回答についてもお答えをいたしました。

そういうことで、我々としては、できる限り現在の状況の中でお答え、お示しできるものについては、誠意を持って対応をしてきましたし、今後もそのつもりでおりますので、この点につきましては、十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

いま理事のほうからるる答弁があったわけです。私が質問の中で、幼稚園と保育園という、これまでそれぞれの役割がある施設を一つにする上で、一つにしてしまえばいろんな問題が起きるのではないかと。そのことを質問させていただいたことについて、全体としてはそういう認定子ども園でやっているような状況を見る中では、そういう大きな問題は起こっていないというふうな認識を持っているというふうに、理事のほうからお答えがあったんですけども、私はそうは言い切れないというふうに思っています。これは認識の違いなのかもしれませんが、やはり全くそういう、いままで何十年という歴史があって、それぞれの幼稚園、保育園というそういう施設がそれぞれの、まあ言うたら状況の中で発展をしてきたと。それを、やはり一つにするということには、相当や

っぱいいろんな問題が出てくる。私自身が聞いた中では、やはり一体化をするときに相当大変な思いをしたというふうにおっしゃっている施設の方のお話も聞いたことがあります。

今回例に出した問題以外にもですね、やっぱりPTAの行事なんかでも相当問題があって、それぞれ最初は半々でいきましようって言ったのが、結局昼間いらっしゃる幼稚園の部門の親御さんたちにしわ寄せがあって、それがやっぱりいまだにPTAの中での何て言うんですか、いろんな問題って言うんですかね、そういうふうになっているという問題なんかも聞きますし、あと職員間の中でもですね、やっぱり幼稚園教諭と保育士との労働条件の違いから問題が生じてきたというふうな、そういうこれは預かる側のほうの問題ですけれども、そういう声も聞かれています。

そういう意味では、やはりさまざまな問題が机上ではね、いやこうしようあしようというふうに話ができているやろうけど、実際これが本当に動いて行けば、やっぱりいろんな問題が出てくるし、それはだけど、特に子どもたちにその影響も出てくるわけですから、相当慎重に考えなければならないというふうに、私は思います。

そういう中で、ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれないんですけども、この間なぜ一緒にするのかということについての問いに対して、行政側からは、幼稚園、保育園、親御さんの就労形態によって幼稚園に行ったり、保育園に行ったりということが、一体化施設ではそういうことで園を変わることがないというメリットであるとか、あるいはあと何でしたかね、よりすばらしい幼稚園保育や教育ができるというふうなことをおっしゃっているんですけども、具体的にじゃどこがどう変わるのかっていうことを聞いたときに、なかなかそれは具体的に言えないっていうふうにおっしゃるんですね。だけど、やはり最初にも言いましたように、それぞれのいま幼稚園、保育園での親御さんたちが満足をしている、それをまあ言うたらなくして一つにしようということですから、やっぱりそれを超えるものでなければ、私はならないと思っているんですね。それが何なのかっていうことは、全く親御さんたちのところには、議会にも含めてですけど、きちっとした説明がなされていないというふうにも思います。この点については、どう考えておられるのか。

そういう意味では、6月に入ってから保育所2園の役員さんを対象に、岡田理事も含めて行政のほうからこの問題で懇談会っていうんですか、行かれたというふうにもちらっと聞いています。そういう中でも、保護者の方々から、なぜ幼稚園と保育園を一緒にしなければならないのかっていうところで、全く納得のいくお話がなかったというふうに、私はお聞きをしているんですけども、

そういう意味では、やはりここら辺の部分をきちっと明らかにするということと、それともう一つはですね、いま国の状況が相当混迷しています。そういう中で、この問題も含めてですね、この問題についてはですね、全国的には保育士の人たちがやっぱりこの一体化に反対だというふうな運動を、危惧を起こして各地で意見書なんかも上がっている。たしか県議会も意見書が上がったというふうに記憶をしているんですけども、そういう状況にある。そういう意味では、ある意味課長がいろんなことについて法が施行されればというふうにおっしゃっているんですが、これ自体も私は危うい状況になるのではないかと。民主党が進めたいと言っているいまの新システムについては、野党の多くが反対をしているという状況もありますので、そういう意味ではそういうものの状況がまだ決まらない中でですね、先行的に平群町が進めていくってということについては、私はすごく危険を感じていますし、ましてや土地を取得してしまえばですね、もう後に引き返せないという問題もあるわけですから、そういうことも含めてよほど慎重にしなければならないというふうに考えます。

そういう意味では、そういうことも含めてですね、この一体化にあってはですね、やっぱり住民にきちっとした説明責任を果たす、そして理解を得られるっていう状況が担保できない限り、やはり進めるべきではないというふうに考えますが、この点についてもお聞きをしたいと思います。

○議長

はい、理事。

○理事

いまるる、その幼保一体化の問題について御意見あるいは御質問をいただきました。すべてに、いまお答えができるかどうかというのは、ちょっと自信がありませんが、またもし抜けている部分がありましたら申しわけございませんが、御指摘をいただければというふうにも思っています。

まず最初にですね、いわゆる幼保一体化の問題につきましては、我々としても単純にですね、幼稚園と保育園が一つに合わさるだけのことやというふうな認識というのは、もう基本的に持っておりません。当然、非常に長い歴史の中で、幼稚園は幼稚園教育をやってきましたし、保育園は1日8時間を基準とした幼保と教育の一体化ということをやってきました。

そういう歴史的ななりたちの中で、これを一体化していこうということでございますから、当然ですね、そこにはいろんな克服をしなければならない課題があることは、もう当然であります。だからこそ、2年かけてですね、現場の先生方も含めてですね、本当にそれぞれの単独施設がいいのか、あるいは一体施設がいいのかということを経験をしてきたわけでありまして。国の議論はさて

おきまして、少し観点の違う部分がございますので、その話になると、少しいまおっしゃっていただいた内容と変わってきますので、少しその部分を置いておきまして、認識としてはそういう認識を持っています。

いろいろ苦労はあるけれども、やはり親の就労、保護者の方が働いている、働いていないにかかわらずですね、平群町の子どもはゼロ歳から5歳まで一貫してですね、子どもたちの育ちを保育と教育の専門家でもってこれを見守っていく、育ちを保障していくということが、よりこれまで以上に高い保育、高い質のですね、保育・教育をつくっていくということにほかならないというふう

に考えているものであります。

だから、具体的に何がどう変わるのかということが、いつも問題になるんですが、この具体的に何がどう変わるのかということを全く言えないわけではないんですが、そういう質問があるときにいつも僕が感じるのは、例えばですね、幼稚園と保育園と何が違うかっていってもね、絵のかき方が変わるだけでもないし、その食事の仕方が変わるわけでもないしですね、そういう何かが変わるということではなくて、その保育と教育の視点が違う。つまり、教育はですね、学校教育法に基づく教育という位置づけが、幼稚園教育という位置づけがされておりますし、保育は児童福祉法に基づく保育、養護としての保育としての位置づけの中でやられているわけです。

我々としては、いま申し上げましたように、住民説明会の資料でも書いていますけれども、就学前の保育と教育、それぞれの持っているいいもの、それを先ほど言いました保育と教育の専門家が一つの平群町の中に一つの保育と教育の指針をつくりまして、その指針に基づいて、すべての子どもたちに保育と教育を保障していくと。そのことが、いままで以上に質の高いものになっていくんだと、そういうことを申し上げているわけでありまして。

具体的にということになりますと、全く言えないということではないんですけれども、理念的な問題でありまして、具体的なその技術の問題ではないということ、これはもう植田議員も御理解をいただいているというふうに思いますので、そのように御理解をお願いします。

また、問題の中にはですね、確におっしゃいましたように、PTAの活動の問題、これは当然保護者が就労されている、されていないというような問題もありますから、これはいろいろ問題もあるということも、我々も承知をしております。しかし、これは先ほど言いましたように、そういったいろんな問題が出てきますけれども、あくまでも子どもたちのですね、そういう義務教育へのスムーズな接続、小学校1年生にどの子もスムーズに接続をしていける、そういう教育を進めるために、これまでの保育所の保護者あるいは幼稚園の保護

者がそのためにですね、お互いに話し合いをしていただき、そして譲り合うべきところは譲り合ってもらおう中で、解決を図っていきたいというふうに考えているわけでありませう。

まさにそのことが、子どもたちに対する影響をなくしていくということになるというふうに思います。

労働条件の違いのお話もしていただきましたが、平群町ではですね、労働条件って一言で言ってもいろんなことがあります、少なくとも賃金等の問題につきましては、全く同じ条件ということになっておりますので、そういう問題については、全国的にはその問題でいろいろもめているところもありますけれども、そういう問題は起こらないというふうに思っています。

懇談会で、いまおっしゃっていただきましたように、先週の土曜日と先々週の土曜日に南保育園それからはなさと保育園の新しい役員が変わられておりますので、小一時間の懇談会をさしていただきました。その中で、全くなぜやるのかっていうのは理解できないというふうに、そういうふうにおっしゃった方もおいでになるという御指摘でございましたが、もしそういうことでありましたら、私どもの説明が悪かったというふうに反省をいたします。できる限り、御理解をいただくように、これから説明の内容については工夫もしてまいりたいというふうに考えていますが、ただですね、なぜって、両方とも保育所ですから、保育園としてですね、保育園にしながら保育園と、いままでと同じ保育時間の中でいわゆる幼稚園教育を受けれるということに対して、私は幼稚園教育なんか受けたくありませんという意見はですね、これは一切なかったと。どの子にも、親が働いている、働いていないにかかわらず、学校教育としての幼稚園教育をしっかり保障するんだということについてはですね、私は理解をしていただいたものというふうに感じています。

それからですね、国のほうでいろいろ議論がややこしくなっていますから、先行はというお話もありましたが、我々はいま言いましたように、国が総合子ども園にするから平群町もするんだということではなかったと、もともとそういう話ではなくて、平群町の子どもたちが就学前の保育・教育のあり方として、何が一番いいかということで議論をしてきましたので、既に先ほど言いました平成18年から認定子ども園の制度もできて、認定されていない子ども園も含めると既にもう1,000以上のそういう制度での園が運営をされています。もっともっと先進的な事例も研究をしながらですね、いろいろ御心配をいただいている部分につきましては、私たちも研究をしながら御心配をいただくことのないように、これからも引き続いて懇談会、説明会も行ってまいりたいというふうに思います。



少し長くなってしまいました、申しわけありません。以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

いままあ理事のほうからいろいろおっしゃったんですけどね、現場のほうとしては、2年間いろんな会議を重ねてこの結論にたどりついたというふうなことをおっしゃったと思うんですが、じゃ2年間どんな中身の議論がされたのかっていうことも、きちっとそれだったら明らかにしていただきたいなというふうに思うんですね。

とにかく2年間頑張ってきてやってきた、それでこういう結果になった、これが将来の子どもたちにとって、平群にとって責任を負える就学前の子どもたちの教育なんだと言われたって、じゃどんなことがその中で議論されてってというのが全く見えないんです、報告もされていませんし。そこを、やっぱりきちっと、それだったら明らかにしてほしいというふうに思います。

で、保育の質の高さというふうなこともおっしゃってます。私は質の高さという部分であれば、午前中山口議員も質問されましたが、きちっとした保障された身分での保育士をきちっと配置をすると、これもすごく大事なことだと思いますし、それとあと保護者にとって利便性がどうなのかという部分での、やはりことも優先にされるべき問題だと思うんですが、そういう意味では何て言うんですか、やはりメリットという部分がどうしてもデメリットを超える以上のメリットには見えてこないというふうに思います。

親の就労にいかんにかかわらずっていう問題とか、スムーズに小学校に接続することができるというふうにおっしゃったんですね。これ、南保育園のとき、保育園に説明行かれたときに、保護者の方から、じゃどれぐらいね、年間幼稚園から保育園、保育園から幼稚園に移動する子どもたちがいるのかという質問をされたときに、保育園から幼稚園でしたかね、それが5人程度、反対に幼稚園から保育園ていうのは把握してないというふうな答えをされたというふうに、ちょっといろいろお聞きをしているんですね。だから、その5人程度の移動が本当にそれがその二つを一緒にしてやらなあかんほどの、確保しなければいけないほどのものなのかっていうのは、私はすごく疑問に思ったし、それは質問された保護者の方もそういうふうを受け取られたというふうにも聞いています。

それと、スムーズな移行ということをおっしゃいました。その中で、その懇談会のときにも、じゃ子どもたち、まあ言うたら幼稚園部の子どもたちが先に帰ってしまって、残る子どもたちがさみしい思いをするんじゃないですかって

言ったら、理事のほうから、いや子どもたちはそもそもすぐ慣れますよっておっしゃったんですね。じゃ、スムーズに1年生に上がるために一緒にせなあかんということ自体もすぐに慣れることではないかと、せやのにそれをそういうふうな理由としておっしゃるっていうのは、何かもうとにかく一緒にするということを前提に、一緒にするということをどう説明しようかというふうな前提にそういうふうな理由をおっしゃって、やはりそういう中では納得ができないという、一緒にすることを、まあ言うたらしめるための理由をおっしゃっているようにしか、矛盾のある理由をおっしゃっているようにしか感じられないというふうなことも聞いたんですね。

そういう意味では、やはりまだまだこの問題、十分もう少しきちっとしたものに、何て言うんですかね、方向性も含めてやはりいまこの問題を進めていくことには、非常にやっぱり危険があると思いますし、保護者の方々の納得も得れてないというふうに思いました。

そういう意味では、納得を、先ほど町長も幼保一体化の問題については、住民の理解と納得の上に進めていきたいというふうな御答弁も、高幣議員のときでしたかね、されてたというふうに思うんですが、そういう意味では、まず、それができないとこの問題は進めていかないというふうにさせていただきたいんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長  
理事。

○理事

再質問にお答えを申し上げます。

まず、議論をしてきた内容をということですが、議論をしてきた内容のですね、結局その最終的にまとまったものというのが、これは議会の先生方にもお渡しをしています平群町の就学前保育・教育の指針、いまの段階では案でございますが、こういった保育・教育の内容で、我々としては保育・教育をやりますよというのは、最終的な内容であります。もちろん、その会議の中での議論というのはいろいろあるわけですが、それをすべて紹介するということができませんので、ただですね、いわゆる現場の先生方との話し合いというのは、我々だけで行ったのではなくて、それは後で聞いたんですが、労働組合のほうもですね、その幼保一体化の問題について1年間をかけて、保育士やあるいは幼稚園教諭の組合員等含めてずっと議論をされてきたということもあわせて聞いていますので、そのことも報告をしておきます。

それから、懇談会の中身の話が少し出ましたが、確かにね、保育園からですね、幼稚園にほうに転園される方っていうのは、これはおそらく就労の状況で

転園をされるというように思いますが、最大でも5名程度という説明を、これは福祉課のほうから説明してもらいました。その5名のために一緒にするのかというように、僕は聞こえたんですが、いやそんなつもりは全くありません。

それとですね、もう一つは何て言いますか、移動される方があるということがね、つまり先ほどから言ってますように、どの子どもですね、保護者が就労していても幼稚園教育を受けれる、あるいはその友だち関係も壊さなくていい、あるいは保護者も余計な心配をしなくてもいいという、まさにそこに一つのですね、いわゆる保護者側から見ても子どもたちから見ても、大きなメリットがあるんじゃないかというふうに思っています。

それから、先に子どもが、当然いわゆる幼稚園部のほうは2時あるいは2時半に帰るということについて、それはさみしがらないのかという御質問がありまして、私はいやそんなんすぐ慣れますよというそんな簡単に、そんなふうに言ったつもりは全くありません。そういう心配は当然ありますと、せやけれども、私たちがいろいろ、いろいろな例をお聞きしたときに、私たちが思っているほど、子どもたちは深刻にならなくて、意外と慣れるもんなんですよということとは説明しました。

ただ、一体化をするために、矛盾をですね、矛盾でないかのように説明をしているというつもりは全くありませんし、一体化をするために説明をしていることは事実であります。ですから、一体化をすることがいかに子どもたちにとってですね、メリットがあるかということの説明をしていますから、そういう意味では、一体化をするための説明をしているということは間違いありません。

いろいろ御指摘もいただいているんですが、基本的にはですね、私たちは何回も言っていますように、幼稚園とそれから保育園を単純に別々に建築をしますね、そしてそのまま行ってですね、何ら問題がないと言いますか、それで十分ですね、子どもたちにとって一番いい方法なんだということであれば、わざわざそういうあえてですね、困難な状況をつくり出そうということは、基本的には考えないわけでありますから、そういう意味ではですね、やはりこれまでの歴史的なそういう幼稚園教育・保育園保育というものを、新たなですね、より質の高いそういうものに、つまり平群流のですね、平群の子どもたちの平群流のそういう質の高いものに変えていきたいという思いの中で取り組んでいるということについて、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

指針をつくって、それに沿った就学前教育をしていきたいというふうにおっしゃった。指針も配られましたから、見させてもらいました。だけど、ごく当たり前のことが書いてるわけですよ。じゃ、これすらいままでの平群町の中でされてこなかったのかということ、そんなことないと思うんですよ。平群町の幼稚園であれ、保育園であれ、やはり平群での子どもたちが豊かに成長してもらえるような、それぞれの幼稚園、保育園でですね、やっぱそういう保育や幼稚園教育を提供してこられたと思うんですね。

それを、なぜわざわざやっぱ一つにして、いろんな問題が発生するような状況をつくるのかっていうのが、やっぱり皆さん方の中で、まだ理解ができないとか、そういう説明になってないから理解していただけないんだと思うんですね。

何も一緒にしたから質の高い教育や保育ができるとは、私は考えていません。それぞれの保育園であり、幼稚園でも、それぞれがいままでやってこられた、あるいはまたこれからいろんなものを新たにその中で取り組むことによって、十分質の高い幼稚園教育あるいは保育園の保育園での教育っていうのはできていくと思うんですね。

やはりどう考えても、一緒にするということのメリットが見えないということは、申しておきたいと思います。最後に、この理解と協力が得ないと進めないというふうに、いま町長が先ほどおっしゃていたみたいなんですけど、この問題について、じゃどういう理解と協力っていうものを、これは多分小学校のときにもあったと思うんですけどもね、を基本に考えておられるのか。もう説明をしたから、それは理解と協力を得られたというふうに考えておられるのか、その点だけお聞かせをいただきます。

○議長

はい、理事。

○理事

理解と協力での再質問でございます。

理解と協力というのは、基本的にこれはもう当然必要というように考えています。そのために、我々としては誠意を持って取り組みを進めているわけですが、どの時点で理解と協力、理解が得られたのかということについてはね、これはもう非常に、この時点というふうに、これはおそらくだれも言えないと思うんです。我々としては、できる限りですね、できる限り御要望におこたえする形で説明をさせていただく中で、最終的にはですね、それにかかる経費、費用、つまり予算でございますけれども、そういったものを提案をする中で、いまの現状のいわゆる理解という問題についても、こういう状況である

というふうに認識をしているということを説明をさせていただいて、御判断を仰いでいくということになるかというふうに思っています。

○議 長

植田君。

○5 番

結局、議会のほうに判断を任せるといふ、そういうふうな御答弁だったといふふうに理解をしているんですが、そういうことでよろしいですか。大体そういうふうな、まあ言うたらいろんな説明をしてね、それをできる限り説明をして、経費等のいろんな問題も出していってということをおっしゃったんやけど、結局それでもって、議会で、じゃこのまま進めますよというそういう判断をしてくれという、そういう形でこの問題を進めるのであれば、進めていこうというふうに思っているんですか。

○議 長

理事。

○理 事

再質問でございます。

議会に判断をお任せするということではなくて、当然これは議会にですね、予算というのはいちおうお示しをし、そしてその中で御質問もいただきますが、そのことについて丁寧にお答えをすると、そしてそのことについての可決承認をいただくということを行っているわけです。

ただね、議会がその議会に責任を、議会がオッケーしたからええんやということを使うというつもりではありません。これは、そこはですね、これ非常に大事な問題ですから、議会がですね、予算を承認をしていただいてもですね、前に行かないことってというのは、当然、これ、全国的に幾らでもあります。

だから、それは基本にはですね、やっぱりこの幼保一体化の問題については、保護者であったり、あるいはこれからですね、保護者になられる方、あるいは建築の場所等もありますから、その地域の方も含めてですね、御理解をいただくということが全く進んでいなければ、これは基本的には前には進まない。

だから、我々としてはそういうことがほぼ理解をしていただけたということを経験をした上で、議会の先生方にも判断をお願いをするというつもりで申し上げたのであります。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

当然、住民の方々の理解っていうのは必要だと、理解と協力を得なければできないというふうには思います。ただ、やはりこの問題、最初にも言いましたが、国のほうの動向がどうなるかという部分では、大変難しいというか厳しい問題も抱えていると思うんですね。課長が、国の幼保一体化とは別に平群流のおっしゃるけど、やはり、絶対にその影響は受けるわけですよ、ね。そういう意味では、それを全く無視して平群の、まあ言うたら独自でっていうことは、まず無理やと思いますし、そのもの自体が、いまどうなるかって言えば、野党、自民党も含めて幼稚園と保育園を一緒にするには、やっぱりその機能の問題からいっても問題があるというふうなことも言い出してるわけですから、そういう意味では、そう言われている中で平群だけが進めますっていうのも、私、おかしな問題だと思いますので、そこら辺は十分そういうことも踏まえ、また住民の理解と協力というところは、本当に大切にしていって、この問題については、今後もいろいろ質問させていただきたいなと思います。

以上で、この問題については終わります。

○議長

3点目でいいですか、はい。はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、最後3点目のくまがしステーションのリニューアルについての御質問にお答えをいたします。

平群町活性化センター、くまがしステーションは、平群町の農業の拠点として平成11年にオープンし、ことしで13年目となります。直売場でありますとりたて市、売店、レストランと、それぞれの部門で多くのお客さんに親しんでいただいているところです。

施設管理につきましては、指定管理制度によりまして、財団法人平群町地域振興センターに管理委託を行っているところです。

議員御指摘のとおり、ここ数年の売り上げ状況が徐々に減少の傾向にあることから、くまがしステーションの全体の経営や問題点の整理を行い、農業や情報発信の拠点として持続可能な施設運営につなげることを目的に、平成23年度において活性化センター検討業務の業務発注を行い、一定の分析を行ってまいりました。

議員1点目で御質問のレストラン部門につきましては、直売所や売店と比べて、売り上げや営業成績が悪く、さまざまな改善項目が指摘をされております。ことしの4月から全面的にメニュー改正を実施をされ、新たなレストランとして生まれ変わりつつあります。

h a n a n a のネーミングは、野菜もイメージをしております。地元産の野

菜をふんだんに取り入れて、より多くのお客さんにリピーターとして利用いただけるような店づくりが地産地消にもつながり、さらには平群町の食文化を発信をしていけることにもつながるものと考えております。

2点目、屋外カフェの空間設置につきましては、スペースとしましてはレストランの東側で確保することは検討ができませんが、外部への出入り口が必要となり、建物そのものの大規模に改造する検討が必要となってまいります。活性化センター検討業務の中でも、レストランの問題点の一つとして、出入り口の位置については指摘をされております。

このことにつきましては、費用対効果も含めて、今後の検討課題としていきたいと考えております。

くまがしステーションにつきましては、今議会で補正予算でリニューアルの予算を可決をいただきました。これから、執行の準備を行ってまいります。レストランにつきましても、まずは現行の考え方で部分的に内部をリフォームして、イメージチェンジを図ってまいりたいと考えておるところでございます。今後、指定管理の受託者であります平群町地域振興センターには、接客やメニューの内容において、質の高いサービスを提供することにより、お客様により満足いただける店づくりを目指していただくということを要請してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○5 番

いま課長のほうから、今後も質の高いサービスを提供するように、お客様に満足していただけるように、そういう店づくりを目指して要請していきたいということです、ぜひそれはそうしていただきたいと思えます。

せっかくあそこは情報発信、観光の発信の基地にもなってほしいし、また平群の基幹産業である農業の発信地としても、くまがしステーションが十分活用されることが必要だと思えます。

この間のくまがしっていうか、これは地域振興センターにからむかな、その売り上げも含めての寄附金の年度別のちょっと状況を見てみますと、やはりちょっと下がってきているような状況もあるというのもありますので、やはりリニューアルをしたら、それが本当にプラスに出るような状況をぜひつくっていただきたい。

特に、一たん行ったときの、何て言うのかな、印象が悪ければ二度と来ていただけないという状況もありますので、早急な改善すべき点はしていただきたい

いと。副町長には、ここの理事長でもありますので、私のほうからもとにかくリニューアルしたんやったらアンケートを実施してね、やっぱりそれがお客様に受け入れてもらえるのかどうかっていうことを、きちっと把握しないと、こっち側の一方的な思いだけでは、やっぱりうまくいかないということで、ぜひもうしてくれということをお願いをしまして、途中からアンケートも実施もしていただいています。

そういう意味では、お客様につくってもらう、そういう施設であっていくことが、またあそこの発展にもつながっていくということはあると思いますんで、そこら辺は十分今後とも、そういうことでは改善が必要なときには的確に改善を、簡易な改善はですね、早急にできるような体制をぜひぜひとっていただきたいなというふうに思います。

2点目については、今後検討していきたいということでもあります。せっかく、いまはレストラン入るのに、一たん中を通らないとだめだというものもありますので、外からアプローチできれば、また気候のいいときには、外で食事をしてもらうことで、そういう、あるいはカフェ、お茶をしてもらうというそういうコーナーがあればね、また何て言うんですかね、気軽にそういうところを利用してもらいやすい施設として集客もできるというふうに思いますので、ここら辺については、今後ともぜひそういう意味で、できるだけ人が集まってもらえる施設ということで、改善をお願いをしておきたいと思います。

その決意だけお聞かせください。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

いろいろ述べていただきまして、ありがとうございます。

申し上げますように指定管理制度ということで、地域振興センターとは平成26年3月31日までの4年契約ということで管理委託を結んでおります。振興センターもですね、非常に民間企業と比べて限りなく公に近い組織であるということで、振興センターの寄附行為にも定めておりますけども、文化振興事業、農業振興事業、さまざまな事業展開をされております。ぜひですね、その振興センターの創意工夫によって、主体性を尊重して、それでそういった施設運営、お客さんに親しんでいただけるような施設運営につなげていただくということ、それと行政もですね、当然お互いの立場を尊重する中で、積極的に関与する、そのことが地域振興につながっていけるものであるというふうに考えておりますので、今後ともお客さんとにかく使いやすい、利用しやすいような施設、それと農業の発信拠点、そういったものも含めて取り組んでまい



りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきたいと思  
います。

○議 長

はい、植田君。

○5 番

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時19分)